

令和元年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和元年9月4日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和元年9月 4日

至 令和元年9月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

日程第 7 議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 8 議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

日程第19 議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 0 議案第 5 1 号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 5 2 号 令和元年度白馬村下水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 認定第 1 号 平成 3 0 年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 2 号 平成 3 0 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 3 号 平成 3 0 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 4 号 平成 3 0 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 5 号 平成 3 0 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 6 号 平成 3 0 年度水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 8 決算特別委員会の設置について

令和元年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和元年9月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第11番	太田伸子	第6番	松本喜美人
第12番	北澤禎二郎		

4. 欠席議員

第5番 伊藤まゆみ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅	代表監査委員	松沢晶二

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第4号（村長提出議案）説明、質疑

6) 議案審議

議案第37号から議案第52号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

7) 決算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
3. 議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
4. 議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について
5. 議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
7. 議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
8. 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
11. 議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について
12. 議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について
13. 議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について
14. 議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
15. 議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
16. 議案第51号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
17. 議案第52号 令和元年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）
18. 認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
19. 認定第2号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
20. 認定第3号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
21. 認定第4号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
22. 認定第5号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
23. 認定第6号 平成30年度水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、令和元年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

第5番 伊藤まゆみ議員は、所要のため遅参しますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。最初に監査委員から、令和元年5月分、6月分、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配布いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和元年8月定例会が、8月20日及び21日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配布しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会令和元年第1回臨時会が7月10日に、令和元年第2回定例会が8月28日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配布いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から、平成30年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配布しました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配布いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第5番 伊藤まゆみ議員、第6番 松本喜美人議員、第7番 加藤亮輔議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和元年第3回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から9月20日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。令和元年第3回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

8月3日から6日まで、長野県知事訪中事業へ私も参加してまいりましたので、その報告を簡単にさせていただきます。

今回の訪中事業では、スノーリゾートのプロモーション、冬季スポーツを通じた交流、2022年北京冬季オリンピックに向けた協力といった3つを目的とし、長野県訪中団の一員として、中国の関係機関と懇談をしてまいりました。長野県、新潟県のスキーフানের集いでは、会場に集まった約300人のスキーフアンに対して、世界から評価されているスノーリゾートであること、お客様に滞在を楽しんでいただくための環境を整えていること、日本の食や文化を楽しむことができることなど、白馬の魅力についてプレゼンテーションを行なってまいりました。

また、河北省や中国国家体育总局、北京市人民政府では、主に2022年北京冬季オリンピックに向けた協力のあり方、冬季スポーツを通じた交流について懇談をしました。冬季オリンピックに向けては、大会運営や施設の後利用といった面で、長野県としてしっかりと協力をしていくことを伝え、また交流面では、選手の育成であったり、指導者の交流であったり、教育旅行の誘致など、若い世代の交流を促進をしていくことも確認いたしました。

この訪中事業において、共通して感じたことは、まず白馬というブランドが中国でもしっかりと認知をされていることであります。スキーフানের集いや懇談の席でも同様でありましたが、白馬は中国語で「パイマ」と呼ばれ、中国側の親しみと関心の高さを実感することができました。

また、中国では2022年に向けて、ウィンタースポーツ参加人口を3,000万人に、そして将来的には3億人に引き上げることを目標にしており、中国のウィンタースポーツ市場の高い成長性に期待をしつつ、白馬村にとっても極めて重要な市場になるであろうと実感をしたところであります。

す。

次に、この夏の観光客の入り込み状況についてであります。7月は、梅雨明けが平年より遅く、29日ごろにずれ込んでしまったことが大きく影響し、前年比83.1%となる12万2,300人と推計をしております。8月分は現在集計中ですが、主要観光スポットを抱える索道事業者、山小屋、交通事業者によりますと、梅雨が明けてから中旬までは、前年を上回る好調な入り込みであったとのこと。ただ、13日から14日にかけて客足が落ち込む先もあり、13日から16日にかけて幅広い範囲で影響を及ぼした台風第10号が客足にも少なからず影響を及ぼしたようです。

比較的天候に恵まれてスタートをした8月でありましたし、曜日の並びに恵まれたお盆休みでありましたので、前年を上回る状況を期待をしていたところですが、中旬から下旬にかけての天候の影響もあり、8月全体の状況とすれば、前年を若干上回る程度ではないかとお聞きをしております。

次に、各課の事業執行状況について説明をさせていただきますが、総務課関係では、新防災情報配信システム事業については、6月の27日に公募型プロポーザル方式で公告をしたところ、3者の応募があり、一次審査や本審査を行ない、スケジュールどおり、本定例会において追加議案として工事請負契約の締結などについて提出をする予定であります。

図書館等複合施設基本計画策定業務は、一般社団法人日本カルチャーデザイン研究所と5月27日に委託契約を締結し、現在は基本構想を踏まえ、建設計画に関する事項、建設用地選定に関する事項、必要な機能及びサービス、資料収集に関する事項について、具体的な調査、検討を進めています。特に、建設用地の選定に関しましては、複数の候補地を比較検討し、最適な場所を策定したいと考えており、候補地における比較検討の作業を急いでおります。

中間報告がまとまった段階では、昨年度において専門的な見地から意見をいただいた有識者会議、委員の皆さんからも再度基本計画に対するご意見を伺いたいと考えており、この経費につきましては、今回の補正予算として計上をさせていただいております。

また、ふるさと納税の状況につきましては、7月末の状況は、対前年比約150%で、返礼品目については、8月の1日現在、126件となりました。納税者はもとより、返礼品にご協力をいただいている事業者にも感謝を申し上げます。このふるさと納税制度は、国の指導により、6月から基準が厳格化され、返礼品調達費の寄附額に占める割合が3割以上の品目について、事業者と協議をし、3割以下となるよう調整をしました。返礼品の5割を超えている白馬産米については、認定農業者と打ち合わせ会議の上、寄附額や量を工夫し、納税者が選びやすくなるような運用方法としたところですが、米の中でも多くの需要があるミルキークイーンについては品薄状態であることが懸念をされます。

景観行政団体への移行に関しましては、白馬村建築業組合との勉強会、住民や白馬ファンの対象のワークショップを通じて意見をいただいております。今後も粛々と準備を進めていきたいと思います。

環境省クールチョイス宣言の一環として、CO₂削減を目指し、取り組んでいるEV電気自動車

シェアリング事業を8月から開始をし、本年11月まで実施をしております。ことしは2年目となりますが、開始式においては私も運転してみました、電気自動車の乗り心地は百聞は一見にしかずですので、ぜひ多くの方々に体験をしていただければと感じました。

観光課関係ですが、6月の定例会においてお認めをいただきました地方創生推進交付金事業、世界級通年型マウンテンリゾート、白馬バレーの実現に向けた、ドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業の進捗状況について報告をいたします。

本事業での計画をした事業のうち、アウトドアアクティビティの高付加価値化や安全登山の環境づくり、環境保護活動滞在環境の向上などについてはおおむね計画どおり進捗をしておりますが、山小屋への物資の輸送では、機体の調達に思いのほか時間を費やしており、代替機による輸送ルートは構築できたものの、実際に物資を輸送するまでには至っていない状況であります。

昨年度に実施をした国土交通省の実証事業とは、標高や飛行距離といった環境面での違いがあり、そのまま応用すればよいというレベルではないという報告を受けております。このため、事業の実施主体となる協議会では、機体の調達に始まり、各種調整を急ピッチに進めているという状況とお聞きをしております。

農政課関係では、7月の日照不足により、農作物の生育のおくれが懸念をされておりましたが、ここへきて大分持ち直した感があります。昨年は、神城圃場を中心に水不足に悩まされ、土地改良区も揚水ポンプを24時間稼働させ、水の確保に努めましたが、ことしは適度な雨により、干ばつ状態の水田は見当たりませんでした。ただし、水稻におけるカメムシの発生が多い予想となっていることから、斑点米の多発といった状況を懸念するところであります。

現在、猛威を奮っている家畜伝染病の豚コレラは、昨年9月に感染が見つかり、愛知県、岐阜県を中心に拡大をし、長野県の宮田村でも被害が出たことは記憶に新しいところであり、全県の総計で13万頭余りが殺処分となっております。ことし7月以降は、三重県、福井県にも広まり、収束のめどが立っていない状況であります。本村もJAのSPF豚を抱えていることから、被害を出さないためにも、感染防止に対する広報や事前に打てる対策など、現時点でできることは行なっております。

鳥獣対策では、昨年同様、熊の目撃情報が多く、既に40件近くに達しております。人家の前でも目撃のあることから、住民への被害も懸念をされ、猟友会からもパトロールを行なうなど、住民の安全確保に汗を流していただいております。これから秋を迎えるに当たり、特に住民への被害、また農作物への被害が出ないよう対応をまいります。

税務課関係では、村税の決算状況は、総額14億7,100万円余りで、前年度と比較して1,100万円余りの減となりました。税目別では、個人村民税が830万円余り、法人村民税が500万円余り、軽自動車税が120万円余りの増額となりましたが、固定資産税で2,300万円余り、たばこ税で180万円余り、入湯税で110万円余りが減額となり、全体としては減額とな

りました。

これは、未収金が多かったわけではなく、固定資産税の評価替えなどの影響により、課税額自体が減少したことが要因であります。なお、執行停止後の徴収権消滅等による不能欠損額は5,100万円余りで、不能欠損額を差し引いた後の村税収入未済額は3億900万円余りとなりました。

徴収率では、平成30年度に課税をした現年課税分が98.2%、滞納繰り越し分が10.9%で、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせた全体の徴収率は80.3%となっております。平成30年度において目標とする徴収率を達成をし、長野県内で徴収率が改善をした町村では2番目の改善数値となりましたが、依然として、全体徴収率は県下町村の下位から3番目でありますので、引き続き、滞納処分を粛々と進めてまいりたいと考えております。

建設課関係では、7月25日の大雨により、一部村道において土砂崩落等の災害が発生をしたことから、現在、国の災害査定の準備を進めておりますとともに、関連する補正予算案を本議会に提出をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

その他の事業の進捗につきましては、社会資本整備総合交付金事業で計画をしておりました橋梁、トンネル等の修繕関係工事は8月までに発注が完了しており、現在、事業の円滑な進行管理、早期完工に向けて鋭意努めているところでございます。

住民課関係では、焼却ごみの発生抑制の手法として長野県が推進をする「信州プラスチックスマート運動」、「残さず食べよう！30・10運動」について、先般、各運動に対して協力をいただける事業者の登録と、参加者募集に関する通知がありました。白馬村としても、焼却ごみの削減は広域ごみ処理負担金の負担率に直結することから、白馬村観光局、白馬商工会とも連携をしながら、各運動について継続的に推進をしてまいりたいと考えております。

健康福祉課関係では、昨年から首都圏を中心に流行をしております風疹の感染拡大防止のために、風疹追加対策として、今年度から3年間、抗体保有率の低い世代に対する風疹抗体検査と予防接種が始まっております。対象となるのは、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、医療機関などで風疹抗体検査を行ない、十分な量の抗体がない場合に予防接種を受けていただきます。特に、妊娠中に風疹に罹患すると、出生時に障がいを引き起こすことがありますので、対象者には早期の抗体検査をお願いをしているところです。

本村の平成31年4月1日現在の高齢化比率は30.7%となっており、今後も高齢化の進行が見込まれております。こうした中、地域の高齢者や障がい者などを見守り、気がかりなことがあれば、村、地域包括センターへご連絡をいただくことで必要な支援をしていく白馬村見守りネットワーク事業を平成29年度から開始をしており、協力事業者数は金融機関、郵便局や小売店などで49事業所ありますが、地域での見守りは、高齢者虐待や認知症高齢者などの早期発見につながるなど、セーフティネットとしての重要な役割があり、地域住民や関係機関、関係団体の協力を得ながら事業の充実を図ります。

また、高齢者を対象に昨年１１月から実施をしております買い物サポート事業につきましては、これまで２１名の方に利用登録をいただき、協力店舗での買い物の際、重くて持ち帰りが困難な食品や日用品などを郵便局がご自宅まで配達をしています。買い物を通じた社会参加の機会の確保や生活の質の向上、加齢による心身が衰えた状況の抑制などを目的とする介護予防のモデル事業として、取り組みを継続をしております。

上下水道課関係では、最初に上水道事業については、今年度、給水申し込み口数は、８月末時点で既に５０件を超え、昨年同様に住宅等の建築数が増加をしていることが推察をされます。このお盆期間中の配水量も、昨年の同時期から比較をすると、５％程度増加をしている状況です。

次に、下水道事業については、白馬村浄化センター長寿命化計画により更新をしました汚泥脱水機が５月から本格的に稼働を始めました。まだ３カ月ですが、脱水汚泥の含水率が改良され、最終処分される汚泥量が約１５％縮減をされており、汚泥処分経費の削減が期待をされております。引き続き、適正な運転管理に努め、維持管理経費の縮減に取り組めます。

教育委員会部局、最初に教育課関係では、小中学校の空調設備設置工事は、全国各地の小中学校で同様の工事が行なわれることから、機器及び工事材料と従業員の不足を危惧しておりましたが、これまで何とか調達をしてきております。工事につきましては、学校の夏休み中に集中して施工を行ない、予定をされた工程を順調に進めております。各校ともに、おおむねエアコンの本体の取り付けを終了し、９月以降は電力線の配管、配線工事を進める予定であります。工事に関しましては、児童生徒の安全を第一に、また、工事により授業への影響が出ないように、細心の注意を払って施工するよう、担当課に指示をしたところであります。

子育て支援課関係では、本年５月に成立をした改正子ども子育て支援法により、この１０月からスタートをする幼保無償化に向けた作業を進めてまいりました。具体的には、３歳児から５歳児までの全ての子供の幼稚園、保育園の保育料が無償化となるほか、住民税の非課税世帯のゼロ歳児から２歳児の子供の保育料や施設利用料につきましても無償化になるものです。村といたしましても、関係する保護者の皆様に対して丁寧な説明を行ない、制度の切りかえに伴う手続等についても、なるべくご負担をおかけしないように準備を進めております。また、本定例会では、幼保無償化に関する条例案を提出をしておりますので、慎重なご審議を賜りますようお願いをいたします。

生涯学習スポーツ課関係では、第２２回白馬スノーハープクロスカントリー大会が７月の２０日、２１日の２日間開催をされ、天候不順ではありましたが、２、２００人を超える参加者があり、とても盛り上がった大会となりました。コース整備や当日のボランティア等、参加されました多くの村民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

F I Sサマーグランプリジャンプ白馬大会は、先月の２３日、２４日にナイターで開催をされました。観客動員数は２日間で３、５００人で、日本人選手の活躍や国際映像を制作をし、国内はもとより、海外にも映像を送信することができたことから、白馬村をアピールできたと思います。

第61回の村民運動会は、この1日に開催をされ、多くの村民から参加をいただきました。会場は、昨年に引き続き、スノーハープで開催をされ、楽しい運動ができたことと思います。新たに、神城対北城という対抗戦となり、それぞれ気持ちの入り方も違ったのではないのでしょうか。やはり1年に1度はこのように村民が一堂に会して運動ができることを続けていかなければならないと実感をしたところであります。

決算関係ですが、一般会計の決算の状況を申し上げますと、決算規模は歳入70億5,200万円、前年度比5億9,900万円の増、歳出では69億7,800万円、前年比7億6,200万円の増となりました。学校給食センター建設事業や地方創生推進事業といった大型事業により、神城断層地震の災害復旧時に次ぐ大きな決算規模となっています。

歳入面では、村税が14億7,100万円、地方交付税が、地方創生推進事業による特別交付税の増額などにより5,700万円の増、地方債が、学校給食センター建設などにより2億4,900万円の増となりました。歳出の面では、引き続き、事務事業の見直し、歳出削減に努めているわけですが、広域でのごみ処理施設建設による北アルプス広域連合負担金の減額などにより、補助費が2億5,100万円の減、学校給食センター建設などにより、普通建設事業費が7億8,100万円の増となりました。また、財政調整基金は1億8,500万円の取り崩しをしましたが、昨年度の余剰金処分により、年度末基金残高は6億4,800万円ほどとなっております。

ふるさと白馬村を応援する基金は2億2,200万円ほどの取り崩しをしましたが、寄附金の増加に伴い、積立金が5,100万円ほどふえ、年度末基金残高は4億5,900万円となり、4,100万円ほどふえました。

特別会計等の決算状況ですが、国民健康保険事業勘定特別会計決算につきましては、国民健康保険事業の運営が、市町村から長野県に移行をした最初の年度となった決算の状況となりますが、歳入総額は11億2,084万3,005円、歳出総額は10億8,091万9,496円で、実質収支額は3,992万3,509円となり、全額翌年度へ繰り越しといたしました。なお、国民健康保険税の医療給付費分の滞納繰り越し分450万3,819円、後期高齢者支援金の滞納繰り越し分103万3,017円、介護給付金分の滞納繰り越し分56万9,694円の不納欠損処分をしております。

後期高齢者医療の特別会計の歳入総額は8,963万5,233円、歳出総額は8,948万2,793円で、実質の収支額は15万2,440円となりました。

下水道特別会計の歳入総額は8億3,663万7,132円、歳出総額は8億2,348万1,634円で、歳入歳出差額は1,315万5,498円となります。なお、下水道の使用料6万6,980円の不納欠損処分をしております。

農業集落排水の特別会計の歳入総額は357万7,464円、歳出総額は356万7,379円で、歳入歳出差額は1万85円であります。

水道事業会計においての収益的収入は3億3,491万8,873円で、収益的支出は2億5,755万1,169円です。資本的収入は1,658万3,113円で、資本的支出は1億113万4,331円です。不足する8,455万1,218円は、損益勘定留保資金などで補填をしております。

本定例会に提出をします案件は、報告1件、議案16件、決算認定6件であります。議案等につきましては、担当課長等に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。定例会の開会に際しての挨拶に変えさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 恐れいります。1件、訂正がございますので、皆様にご報告いたします。

冒頭の私の発言で、「ただいまの出席議員は12名です」と申し上げたところでありますが、11名ですので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより、報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることはできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の先決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚おめくりをください。

専決第12号の内容ですが、令和元年5月26日の午後8時ごろ、白馬村大字北城2937番地736付近の村道0107号線において、損害賠償請求者が所有し、妻が運転する乗用車が、走行中、本村が管理する道路の穴に右側前輪を落とし、右側前輪のタイヤを損傷させたものです。

村は、損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金1万1,070円を賠償したものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5は終了いたします。

これより、議案の審議に入ります。

△日程第6 議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員制度とは、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任期等に関する制度です。

このため、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、同条第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員、フルタイム会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例第1条ではこの条例の趣旨、第2条から第4条までは給与の種類、支払い、支給に関して規定するものです。

第5条は給料表で、一般職の職員の給与に関する条例の給料表の1級と2級を別表第1として採用しております。

第6条から第8条までは職務の級等に関して規定するもので、この区分につきましては、別表第2で職種を定めております。

第9条から第17条までは各種手当等を規定するもので、これらも、一般職の職員の給与に関する条例を準用するものとしております。

第18条では、期末手当の支給を規定しております。支給率については、別表第3に在職期間の区分により支給割合を定めるものです。

第19条は給与の減額、第20条は勤務1時間当たりの給与額、第21条は、旅費に関して職員の旅費に関する条例を準用するものでございます。

第22条は委任で、この条例に基づく給与の支給に関する事項は規則で定めることとしております。

この条例の施行日は令和2年4月1日から施行するものであります。なお、制度の移行に係る経過措置についても附則で定めております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。第7番、加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番、加藤亮輔です。少し質問したいと思います。

この条例は、国が進める働き方改革の中で、ふえ続ける公務労働者の臨時、非常勤職員を適正な任用及び勤務条件の確保をすることを目的に、この会計年度任用職員制度が創設された。それに伴

ってこの条例を設定したと考えられます。創設される会計年度任用職員制度の基本的なことについて伺いたいと思います。

そこで質問ですが、白馬村の職員は、4月1日現在、職員事務分担表によると、正職員が105人、嘱託職員が79名、臨時職員が20名です。この中の嘱託、臨時職員合計99人全員が、来年度から議案この37号、次に提案される38号の会計年度任用職員の対象者になるのかどうか。

あわせて、再任を希望した場合、採用方法は従前と同じ面接及び勤務実績に基づいて行なうのか、それとも新たにペーパーテストなどを行なうのか伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、法律の規定に基づく国からの通知によりますと、採用方法につきましては、競争試験または選考とし、具体的には、面接や書類選考等による適宜の能力実証によることが可能というふうにされております。

したがって、現在雇用している嘱託職員等につきましては、この制度が切りかわるということに伴いまして、これに基づき、今後実施いたします職員募集に応募していただくということで予定をさせていただきます。

なお、試験方法の詳細につきましては、今後において決定をさせていただきたいというところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 現在いる嘱託職員などに十分説明などを行なっていただきたいと思います。

次の質問ですけど、今回、地方公務員法及び地方自治法の改正による総務省の説明では、この会計年度任用職員以外の独自の任用は避けるべきという方針が示されています。しかし、村は、嘱託職員の任用及び勤務条件に関する条例を残したままです。村の方針としては、会計年度任用職員と嘱託職員の二本立てでいくのかどうか。

それと、先ほど、この会計年度任用職員制度に移行することによって、労働条件が大分改善されますから、村の人件費がどれほど増額するのか。また、その増額に対して国からの補助金はどれぐらい支給されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、2点目の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、制度について二本立てになるのかという点でございますが、これは、制度の移行に伴い、現在条例で制定をしております制度につきましては、本年度において廃止をする予定であります。

先ほどもありましたとおり、今後、募集という、かけていく作業がございますので、今回提出をさせていただき、現行の制度につきましては、年度内でのいずれかの段階で廃止をする予定ですので

で、二本立てにはならないということでご理解をいただければと思います。

この点につきましては、提出いたしました条例の附則でも触れておりますので、ごらんをいただければと思います。

また、現時点でということでお答えをさせていただきますが、法律の改正に伴う人件費につきましては、まず年収額をベースに移行する考えであります。そのため、新たに人件費として増額となる部分につきましては、フルタイム会計年度任用職員制度というところで申し上げると、退職手当や共済の負担金や経験年数に応じた給料に関する経費ということが見込んでおります。

この部分を試算いたしますと、2割弱の増額にはなるのではないかとというところで試算をしているところでございます。

なお、国等からの財政支援という点については、国等から示されておりませんので、現在こちらで把握しているものはないという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質疑はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） もう一点ですけど、これは、私は新聞で知ったんですけど、ことしの3月の静岡県島田市の事案ですけど、この会計年度任用職員制度移行に伴って、住民サービスよりも経費削減のほうを優先して、この嘱託職員など非正規職員業務を包括的に民間委託するという、その予算化をしました。そのことについて、総務省からクレームが出て、議会で反対されて否決されたということがあるんですけど、ある人から聞くと、白馬村もこれ、ちょっと考えとるんじゃないかという話を聞きましたのでお伺いしますが、白馬村は、この非正規職員業務の民間委託を考えているのかいないのか。

もし、考えていれば、どんな理由で、余りメリットがないと思うんですけど、どんな理由でやるのか。それから、いつごろから実施しようと考えているのか、その辺ちょっとあわせてご説明願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、3点目の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の会計年度任用職員制度への移行に関しましては、現状の勤務状況や根拠法令等というものを精査をいたしまして、ただいま提案説明をさせていただきましたフルタイム、それと関連のあります、この後説明させていただくパートタイム会計年度任用職員というものの業務の内容を整理をいたしまして、その検討の中では、当然のことながら、委託を含めて検討をしたというものの中にはございます。

一部の業務につきましては、それは可能かどうかという検討を進めてはおりますが、詳細については、この場では控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例につきましても、フルタイム会計年度任用職員と同様に、会計年度任用職員制度に基づくものでございます。

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員、パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

第1条では、この条例の趣旨、第2条から第6条までは、報酬に関して規定をするものです。

第7条では、期末手当の支給を規定しております。支給率につきましては、別表第1に、在職期間の区分により支給割合を定めるものでございます。

第8条は、支給方法、第9条及び第10条は、勤務1時間当たりの報酬額や報酬の端数処理、第11条は、減額、第12条は、定額支給の職種を別表第2で定めるものでございます。

第14条は、通勤に係る費用弁償、第15条は、出張に関する費用弁償として、職員の旅費に関する条例を準用するものです。

第16条は、委任で、条例に基づく必要な事項は規則で定めることとしております。

この条例の施行日は令和2年4月1日から施行するものであり、この制度への移行に係る経過措置について、附則で定めているというものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものです。これは、地方創生人材支援制度による派遣期間が終了したことにより、副村長の定数条例の一部改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表最終ページをごらんください。

副村長の定数を2人から1人に改正したいものです。

改め文にお戻りをいただきまして、条例の施行日は交付の日から施行し、令和元年9月1日の遡及適用としたいものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

参事兼総務課長（吉田久夫君） すいません、訂正です。

議長（北澤禎二郎君） 参事のほうから訂正が入りましたのでお願いいたします。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案の提案の修正をさせていただきたいと思います。

私、先ほど、施行日を令和元年「9月1日」と説明したようでありますので、「8月1日」に訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

△日程第9 議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、嘱託職員報酬の見直しにより、各職種区分について報酬月額を改定するものであります。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表第7条関係ですが、集落支援に関する業務内容等の決定に伴い、報酬月額の上限額を月額20万円から30万円に引き上げるものです。これは、集落支援に関する業務において、年間を通じて道路維持管理や除雪、施設機器類の調整等の業務に従事することによるものです。

改め文にお戻りいただきまして、条例の施行日は交付の日から施行し、令和元年9月1日の遡及適用としたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、内閣府令を参酌して定めております白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所用の改正を行ないたいものでございます。

主な改正内容でございますが、今回の改正は、令和元年5月31日に交付されました内閣府令第7号と第8号の改正によるものでございます。

まず、内閣府令第7号では、地域型保育事業の認可基準を定める厚生労働省令が改正されたことによりまして、特定地域型保育事業の運営基準をそれに合わせる形で改正したものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の21ページをお開きください。

こちらの第42条では、認定こども園、幼稚園または保育所を連携施設として確保することを義務づける規定でございますが、今回の改正によりまして、特定地域型保育事業等を行なう者について、職員に急な欠員が生じた場合の代替保育を提供する連携施設の確保が著しく困難な場合の例外規定を設けるものでございます。

21ページの最後から22ページにかけてでございますが、新たに第2項を設け、その要件といたしまして、連携協力を行なう者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること、連携協力を行なう者の本来の業務遂行に支障がないようにするための措置が講じられていることを定めております。

23ページに新設されます第3項では、連携協力を行なう者の要件を定めており、その第1号で、日ごろ保育を行なう以外の場所について、第2号のほうでは、日ごろ保育を行なっている場所において保育を行なう場合について、それぞれ規定するものでございます。

続いて、新旧対照表の最終ページ、34ページをごらんいただきたいと思います。

附則の第4条で規定をしております連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長するものでございます。

続きまして、内閣府令第8号による改正でございますが、このたびの幼児教育・保育の無償化に伴う改正でございます。

新旧対照表の8ページをお開きください。

第13条第4項第3号では、保護者から受領する利用者負担額等のうち、食事の提供に要する費用を定めておりますが、このたび2号認定子どもの保育料が無償化されることから、これまで保育料に含まれておりました副食費を、新たに支払いを受けることができる費用として加えるものでございます。

ただし、次に掲げるものは除くとしまして、8ページから9ページにかけまして、アでは、年収360万円未満相当の世帯、イでは、第3子以降の子ども、また、ウでは、満3歳未満保育認定子どもに対しては副食費の支払いを受けることができないと定めております。

次に、この条例全体にわたるところでありますけれども、従来の子どものための教育・保育給付の認定と、今回幼保無償化によって新設されます子育てのための施設等利用給付認定、この2つを区別するために、支給認定の略称、あるいは、この支給認定の語句を含む略称が全て変更されております。これに伴う語句の改めが相当箇所、条例全体にわたってございます。

また、これにより、条あるいは項のずれ、また、例規形式による所要の改正を行ないたいものでございます。

最後に、改正条例のほうですが、こちらの11ページをお開きください。新旧対照表ではなくて条例のほうの11ページでございます。

附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行したいものでございます。

説明は以上になります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、このたびの幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の改定と副食費の徴収金額を定めるために改正をしたいものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、第3条第1項では、そもそも満3歳以上で、このたび保育料が無償化になります「特別利用保育」や「特別利用教育」といった文言を削除するものであります。

次に、第2項では、特定教育・保育のうち、保育に係るもの及び特定地域型保育に係るものの保育料を別表1に定め、次のページで、特定教育・保育のうち教育に係るものの保育料については、これまでは別表第2で定めていたものを、別表第2を削りゼロ円とすると規定するものであります。

それでは、3ページから始まります別表1をごらんください。

3歳以上児の全ての階層と、3歳未満児のうち住民税非課税世帯の階層をゼロ円と改めるものであります。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんください。

副食費についてでございますが、第6条の後に、第7条と第8条を加え、副食費を別表1で定めること、また、減額または免除について規定をしております。

それでは、別表1の記載されています第5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

表の一番後ろに、副食費の項を新たに追加をし、3歳以上児の欄に「4,500円を超えない範囲において村長が定める額」というふうに定めております。

これらの改正のほか、別表1の備考におきまして、先ほどの議案第41号と同様に支給認定の略称、あるいは支給認定の語句を含む略称の改正を行なっているものであります。

最後に、改正条例の4ページをお開きください。新旧対照表の前の条例の4ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行日を令和元年10月1日からとし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の保育料は10月1日以降の月分の保育料から適用し、9月以前の月分の保育料については従前の例によるとしております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例もこのたびの幼児教育・保育の無償化に伴い、現在、子育て支援ルームで実施をしております一時預かり事業について、上限を定めて無償化を図るための改正をしたいものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、議案書最終ページの新旧対照表をごらんください。

第4条の次に、利用料の無償化を規定する条文を1条加えております。

条文では、子ども・子育て支援法及び同法施行令を引用する形をとっておりますが、具体的には、保育の必要性があると認定した3歳児から5歳児の未就園児は月額3万7,000円までの利用料を、保育の必要性があると認定したゼロ歳から2歳児で住民税非課税世帯の未就園児は月額4万2,000円までの利用料を、保育の必要性があると認定した3歳児から5歳児で、幼稚園等の施設等利用給付を受ける児童は、利用実績に応じて月額1万1,300円までの利用料をそれぞれ無償化するという内容の改正でございます。

最後に、1ページお戻りください。

改正条例の附則でございますけれども、この条例の施行日を令和元年10月1日からとし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の利用料は10月1日以降の月分の利用料から適用し、9月以前の月分の利用料については従前の例によるとしております。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

ただいまから5分間の休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時16分

△日程第13 議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

消費税法及び地方税法の改正に伴い、令和元年10月1日から税率が引き上げられますことから、附則におきまして継続して使用している農業集落排水施設の使用料金の経過措置期日等について改正するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本改正の要点は、本年10月から消費税率が引き上げられることに伴いまして、関連部分を改定するものでございます。

2枚おめくりをいただいた新旧対照表をごらんください。

村道占用料を定めた別表の備考欄につきまして、専用期間ひと月未満の占用料につきましては、消費税分を乗じて算定することとしておりますが、これを改正前1.08から改正後の1.1に改めたいものでございます。

1枚お戻りいただきまして、条例が上がった条文でございます。附則によりまして改正条例の執行日を令和元年10月1日としておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本改正につきましても、消費税率引き上げに伴う関連部分の改定でございます。

2枚おめくりをいただきました新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例の別表1につきましては、流水占用料の額がうたわれておりますが、区分ごとに定められた占用料の算定式において、改正前の条文では消費税率1.08を乗ずることとなっておりますが、この部分を1.1に改めるものでございます。

1枚お戻りをいただきまして、条例改め文附則でございます。改正条例の施行日を令和元年10月1日としておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

おめくりください。水道法が改正になりまして、指定給水装置工事事業者の指定については、5年間の更新制度が導入されました。それに伴い、白馬村では白馬村水道指定給水装置工事事業者の規定に、更新のための手数料を追加するものでございます。

もう1点、先ほど申し上げましたが、消費税法及び地方税法の改正に伴い、令和元年10月1日から税率が引き上げられることから、附則におきまして、継続して使用している水道使用料金の経過措置期日について改正するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先ほど同様、消費税法及び地方税法の改正に伴い、令和元年10月1日から税率が引き上げられますことから、附則におきまして、継続して使用している下水道使用料金の経過措置期日について改正するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

平成30年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、当年度の未処分利益剰余金が7,643万5,934円ございまして、そのうちの7,000万円を建設改良積立金として積み立て、残額の643万5,934円を翌年度繰越利益剰余金として処分しようとするものでございまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第19 議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,762万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,647万2,000円とするものであります。

8ページの歳入明細をごらんください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

1款1項1目個人村民税4,300万円の増額と、2項1目固定資産税1,800万円の増額は、調定額の増加に伴い補正をするものであります。

8款1項1目減収補てん特例交付金229万6,000円の増額は、交付額の決定により補正をするものです。

9款1項1目地方交付税は、普通交付税の額の決定により、5,643万6,000円増額するものです。

9ページをごらんください。

11款1項1目民生費負担金は、幼児教育・保育無償化制度の開始により、保育料負担金を1,149万9,000円減額するものです。

13款1項3目災害費国庫負担金3,335万円は、7月豪雨により被災をした菅と野平の村道災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧負担金です。

13款2項1目民生費国庫補助金3,737万9,000円の増額は、事務費も含めた幼児教育・保育無償化に関する国庫補助金3,789万4,000円などによるものです。

3目土木費国庫補助金527万3,000円の減額は、交付金の内示額によるものです。

10ページをごらんください。

14款2項4目農林水産業費県補助金176万4,000円の増額は、新規青年就農者の増加によるものです。

15款2項2目物品売り払い収入200万円は、ウイング21のクライミングウォールの売り払いによるものです。

11ページをごらんください。

17款1項1目財政調整基金繰入金を1億3,070万5,000円減額します。その結果、財政調整基金繰入金は1億5,000万円になります。

12ページをごらんください。

19款4項1目雑入2,598万8,000円の増額は、北アルプス広域連合過年度還付金によるものです。

20款1項村債では、1目臨時財政対策債3,223万1,000円の減額は、発行可能額の決定によるもの。

2目総務債250万円の減額は、ケーブルテレビ白馬管理運営事業の工事費減額によるもの。

5目土木債560万円の減額は、落倉水芭蕉通りの事業費の減額によるもの。

10目災害復旧債は、先ほどの村道災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業債2,250万円です。

13ページ、歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業908万5,000円の減額は、副村長1名の退職に伴うものです。

6目企画一般事業187万5,000円の増額は、森上公民館前の舗装工事などによるもので、ケーブルテレビ白馬管理運営事業429万6,000円の減額は、工事請負費などの減額によるものです。

14ページをごらんください。

8目電算事業の126万5,000円の増額は、統合型GISサーバー機器更新によるものです。少し飛びまして、16ページをごらんください。

3款2項1目児童手当等給付事業の1,518万8,000円の増額は、主に幼児教育・保育無償化制度の開始に伴い、施設利用費、並びに副食費を白馬幼稚園に支払うものです。

3目しろうま保育園運営事業の376万7,000円の増額も、同じく幼児教育・保育無償化制度の開始に伴い発生する事務費分になります。

17ページをごらんください。

4款1項2目保険予防事業439万3,000円の減額と、18ページをごらんください。

母子保健事業725万3,000円の増額の主なものは、健診等委託料の母子分の予算組を組みかえるといったものであります。

5款1項3目青年就農給付金交付事業176万5,000円の増額は、新規青年就農者の増加によるものです。

19ページをごらんください。

6款1項3目21観光戦略事業650万円の減額は、白馬シャトル事業分を地方創生推進交付金事業へ組みかえたことによる、白馬村観光局負担金の減額です。

20ページをごらんください。

7款2項3目村道改良国庫補助事業901万9,000円の減額は、交付金内示額の減少によるもので、道路改良起債事業300万円の減額は、落倉水芭蕉通りの事業費の減額によるものです。

5項2目克雪住宅普及促進事業109万1,000円の増額は、申請件数の増加によるものです。

22ページをごらんください。

10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧事業補助5,833万円は、7月豪雨により被災をした菅と野平の村道災害復旧事業に係るものです。

お戻りをいただき、5ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業を新たに追加し、臨時財政対策債、情報通信基盤整備事業、道路新設改良事業につきましては、補正に伴い限度額を変更しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第51号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第51号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第51号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億1,146万9,000円とするものでございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

7款3項5目雑入679万1,000円の増額は、平成31年3月に概算払いをしました療養給付費について、精算により673万689円、また審査支払い手数料につきましても、精算により6万500円が長野県国民健康保険団体連合会から還付されることによる増額でございます。

裏面の歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理経費4,000円の増額は、保健師1名の県外出張に要する普通旅費を増額。

4款1項1目特定健康診査等事業5,000円の増額は、特定検診に要する消耗品費を増額するもので、6款1項3目保険給付費負担金等償還金678万2,000円の増額は、歳入で補正しました還付金につきまして、支出時の財源が長野県から交付された普通交付金のため、還付された全額を長野県に変換する必要があるため、当初予算の不足額を増額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第52号 令和元年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第52号 令和元年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第52号 令和元年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正したいものです。資本的収入に区域外流入の分担金として、141万6,000円を追加し、資本的収入総額を4億7,403万4,000円としまして、資本的支出に汚水マスの設置工事請負費として、建設改良費でございますが、132万円を追加し、資本的支出総額を6億1,120万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,716万9,000円は、引継金及び当年度の損益勘定留保資金で補填するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第22 認定第1号から日程第27 認定第6号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第22 認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

議長（北澤禎二郎君） 最初に、日程第22 認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課等の長が、順次、説明をまいります。

それでは、平成30年度歳入歳出決算書86ページをごらんください。

歳入総額が70億5,235万2,983円、歳出総額が69億7,769万9,078円で、歳入歳出差引額は7,465万3,905円、繰越明許費繰越額1,033万1,000円、実質収支額は6,432万2,905円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は、3,300万円であります。

戻りまして、5ページをごらんください。

まず歳入であります。村税は14億7,124万4,737円で、内訳は村民税が4億1,688万7,426円、固定資産税が9億482万2,364円、軽自動車税が3,205万6,300円、村たばこ税が7,453万5,097円、入湯税が4,294万3,550円であります。不納欠損額は、5,128万9,009円で、収入未済額は3億933万7,124円であります。

6ページになりますが、地方譲与税が6,874万1,000円、地方消費税交付金が1億9,781万7,000円。

7ページになりますが、自動車取得税交付金が1,643万2,000円、地方交付税が19億7,839万円であります。

8ページをごらんください。

分担金及び負担金は、9,520万8,826円であります。主なものは、保育所保育料負担金及び延長、一時及び休日保育料負担金2,935万9,310円、土地改良事業受益者負担金625万円、観光費負担金5,000万円であります。

使用料及び手数料は、7,645万6,850円で、9ページをごらんください。

使用料の主なものは、ジャンプ競技場リフト使用料2,396万2,003円、ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料560万231円、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料573万5,114円、土木施設の公有財産専用料681万5,755円であります。

手数料の主なものは10ページをごらんください。

粗大ごみ処理手数料601万3,480円であります。国庫支出金は、4億8,719万8,685円で、国庫負担金の主なものは、児童手当負担金8,594万2,999円。国民健康保険保険基盤安定負担金1,226万640円。身体障害者福祉費負担金6,291万5,500円。現年発生公共土木施設災害復旧負担金779万9,631円であります。

国庫補助金の主なものは、11ページをごらんください。

子ども・子育て支援交付金1,011万円、社会資本整備総合交付金2,166万8,000円、防災安全交付金が6,591万1,000円、伝統的建造物群保存対策補助金684万2,000円、給食センター建設に伴う学校施設環境改善交付金繰り越し分が4,970万3,000円。

12ページをごらんください。

観光費関係の地方創生推進交付金1億2,956万2,800円、農林業施設災害復旧補助金525万7,000円であります。国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金1,166万9,515円であります。県支出金は2億6,637万7,649円です。

13ページをごらんください。

県負担金の主なものは、児童手当負担金1,955万8,165円、国民健康保険保険基盤安定負担金3,951万5,111円、後期高齢者医療基盤安定負担金1,632万766円、身体障害者福

祉費負担金3,002万8,672円であります。県補助金の主なものは、障害者医療給付事業補助金797万8,000円。

14ページに移りまして、子ども・子育て支援事業交付金988万4,000円、農業費の多面的機能支払交付金2,264万9,474円。

15ページをごらんください。

地籍調査事業補助金637万5,000円、経営体育成交付金の繰り越し分が631万6,000円であります。県委託金の主なものは、ジャンプ台管理委託金3,620万円、県民税徴収委託金1,629万8,378円。

16ページに移りまして、長野県知事選挙と長野県議会議員選挙委託金631万6,130円であります。財産収入は、2,061万5,440円です。主なものは山小屋貸し付け収入950万円であります。

17ページをごらんください。

寄附金は、2億6,441万1,058円です。主なものはふるさと白馬村を応援する寄附金2億6,237万1,058円であります。繰入金4億2,911万円です。主なものは財政調整基金繰入金1億8,500万円。

18ページに移りまして、繰り越しを含む、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金2億2,210万円、義務教育施設整備基金繰入金が現年分500万円、給食センター建設に伴う繰り越し分が1,500万円であります。繰越金は明許繰越事業分を含み、1億7,804万5,710円であります。諸収入は、2億4,058万3,024円です。

19ページをごらんください。

主なものは、村税延滞金944万3,041円、白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、消防団員退職報奨金655万5,000円。

20ページに移りまして、コミュニティー助成事業助成金1,580万円、北アルプス広域連合過年度還付金1,018万4,000円、介護保険地域支援事業受託金3,332万円、EV充電インフラ普及支援助成金等555万9,909円、南部グラウンド改修事業に伴うスポーツ振興事業助成金6,596万円。

21ページをごらんください。

白馬山麓事務組合負担金1,081万9,411円、木質バイオマス資源調査事業補助金1,388万7,000円あります。村債は12億5,036万5,000円です。主なものは臨時財政対策債1億8,326万5,000円、衛生債の一般廃棄物処理事業債1億3,610万円は、広域でのごみ処理場建設に係るものであります。

22ページをごらんください。

観光債の2,740万円は、天狗山荘雪害復旧工事と平地観光施設整備となる姫川サイクリング

ロード改修工事に係るものです。土木債2億2,630万円のうち8,080万円は、単独事業の地方道路等整備事業債で6,240万円の公共施設等適正管理推進事業債も単独事業であります。消防債の2,250万円は、消防ポンプ車購入に係るものです。

教育債6億4,410万円は、23ページに移りまして、南部グラウンド改修事業に係る一般単独事業債が3,340万円、給食センター建設に伴う学校教育施設等整備事業債の繰り越し分が5億8,020万円、現年分が2,170万円です。災害復旧債700万円は、村道2路線の災害復旧に係るものです。

次に、24ページからの歳出であります。

議会費7,376万6,331円は、議員12名の報酬手当、職員2名の人件費が主なものであります。

総務費、総務管理費の一般管理費2億7,068万8,434円は、24ページから2ページをごらんください。

特別職3名、一般職員14名及び嘱託職員5名等の人件費、通信運搬費1,043万4,669円。

26ページをごらんください。

公会計支援業務等委託料509万6,520円が主なものであります。

27ページをごらんください。

財産管理費4,699万7,794円の主なものは、嘱託職員2名の報酬544万4,998円、燃料費520万8,146円、光熱水費726万6,736円、白馬ノルウェービレッジ等の修繕費668万7,327円、建物災害共済保険料535万7,594円であります。

28ページをごらんください。

交通安全対策費48万円は、白馬村交通安全協会への補助金で、防犯対策費40万円は白馬村防犯協会への補助金であります。姉妹都市提携費689万9,813円は、静岡県河津町、和歌山県太地町、オーストリアレヒ、ドイツオーバーヴィーゼンタールとの交流経費であります。企画費3億6,280万9,282円の主な内容についてであります。白馬高校支援事業につきましては、教育課よりご説明をいたしますので、白馬高校支援事業以外の総務課が所管する事業についてご説明をさせていただきます。

29ページをごらんください。

嘱託職員3名の報酬640万3,036円、ふるさと納税報償費898万1,056円、ふるさと納税返礼品送料等927万2,582円、ふるさと納税業務等委託料1億1,559万7,025円、ケーブルテレビ白馬の電柱添架使用料657万6,077円。

30ページをごらんください。

いこいの杜借り上げ料750万円、ケーブルテレビ関係工事請負費921万2,400円、北アルプス広域経常費負担金1,464万2,000円、地域づくり事業補助金ほか524万7,432円。

31ページをごらんください。

コミュニティーセンター補助金2,000万円、地域公共交通会議負担金715万円であります。電算業務費3,059万4,055円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,252万7,395円、庁内システム広域設置負担金812万4,000円であります。

32ページをごらんください。

環境保全費121万8,400円の主な内容は、景観計画策定の業務委託料113万4,000円であります。環境製作費2,021万6,717円の主な内容は、木質バイオマス資源設備可能性調査委託料1,363万6,080円であります。

少し飛びまして、35ページをごらんください。

選挙費1,085万4,123円の主な内容は、村長選挙に伴う経費として289万8,178円。

36ページをごらんください。

長野県知事選挙に伴う経費として、520万3,842円であります。

37ページをごらんください。

統計調査費37万8,209円は、住宅土地統計調査等の経費であります。監査員費60万4,800円の主な内容は、監査員報酬49万3,000円です。

飛びまして、69ページをごらんください。

消防費非常備消防費2,814万7,842円の主な内容は、消防団員報酬610万6,000円、消防団員等公務災害補償掛金等530万6,251円、消防団退職報奨金655万5,000円であります。

70ページをごらんください。

広域常備消防費1億5,094万8,600円は、北アルプス広域連合への負担金などであります。消防施設費2,788万4,335円の主な内容は、消防ポンプ車購入費2,268万円であります。防災費192万8,741円の主な内容は、災害用非常食購入のための食糧費55万5,076円、通信運搬費58万9,144円であります。

飛びまして、84ページをごらんください。

公債費5億8,176万730円は、長期債の元金と利子、一時借入金の利子であります。諸支出金2億7,329万631円は、財政調整基金、減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金及び白馬村地域情報開設基金、ふるさと白馬人づくり寄附金に基づく積立金であります。

次に、87ページをごらんください。

財産に関する調書であります。平成30年度中の増減は、土地については国土調査による地籍変更などで3,424.74平米増加し、建物については村営住宅の解体も終わりましたが、給食センター建設などで722.30平米増加であります。

88ページをごらんください。

物品に関する調書でありますが、平成30年度中の主な増減は、ジャンプ台の除雪機購入による小型除雪車1台が増加であります。基金に関する調書でありますが、平成30年度末基金の現在高は財政調整基金が6億4,700万円余り、減災基金が2億1,600万円余り、福祉基金が1億2,100万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金が総額4億5,800万円余り、地域情報開設基金1,700万円余りで、計15億4,135万182円となっております。

私からは以上です。

議長（北澤禎二郎君） それでは、ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての引き続きの説明を求めます。田中会計室長。

会計管理者会計室長（田中哲君） それでは、会計室関係の決算についてご説明いたします。

決算書の31ページの2款総務費1項総務管理費7目会計管理費をごらんください。

予算減額の総額が315万9,000円、支出済み額の総額が309万1,891円、不用額が6万7,109円であります。支出済み額の内訳では、11節需要費の消耗品費が32万7,635円、印刷製本費が27万8,424円、12節の役務費の口座振りかえ手数料が98万1,888円、13節委託料の電算委託料が62万2,080円、18節備品購入費が8万1,864円、19節負担金補助及び交付金の北農協役場出張所負担金が80万円となっております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） それでは、税務課の関係について概要をご説明いたします。

決算書のほうは32ページの一番下からとなります。

概要ですので、端数のほうはちょっと省略させていただきますが、ご容赦ください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費、支出済み額5,808万円余りであります。職員8名、嘱託職員3名の人件費が主なものというものでございます。

33ページのほうでありますけれども、2目賦課徴収費4,383万円余りの内容でございます。1節の報酬及び7節賃金、外国人対応ですとか確定申告対応の嘱託職員等の人件費というものでございます。

13節の委託料2,975万円余りのうち、賦課収納業務電算委託料849万円余りでありますが、村税の課税処理や滞納整理システム保守業務に関する委託料が主なものでございます。地番図等更新委託料1,055万円余りでございますが、航空写真等を活用した地図情報システムの更新に係る委託料というものでございます。

おめくりいただいて、34ページでございます。

土地評価替え業務委託料でございますけれども、令和３年度の評価替えに向けて土地評価の見直しを行っておりまして、３カ年の債務負担行為というものの３０年度分の実績というものでございます。

１４節使用料及び賃借料のハード、ソフトウェアリース料１０４万円余りにつきましては、通常業務に使用するコンピューター等に要する経費。

１９節負担金補助及び賃借料の長野県地方税滞納整理機構負担金でございます、構成団体の均等割、徴収実績割などで算出される負担金というもので、村では徴収が困難な滞納案件などを長野県地方税滞納整理機構に移管し、調査・徴収・滞納処分を行なっております。

２２節補償補填及び賠償金の１９２万円余りのうちですけれども、裁判所予納金については、相続人不存在の固定資産について相続財産管理人を選任するために裁判所に予納したものであるということで、案件については１件でございます。

２３節償還金利子及び割引料の村税還付金及び還付加算金５５０万円余りではありますが、税法上の規定による修正申告、確定申告、住宅用地等に対する特例措置誤りによる還付金、そういったものが主なものであるものでございます。

税務課の関係は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） それでは、続きまして、住民課案件につきましてご説明をいたします。税務課の続き、決算書３４ページになります。

中段の２款総務費３項１目戸籍住民基本台帳費１，８９５万円余りは、職員人件費のほか主なものは、１３節委託料は住民基本台帳、戸籍に関する電算委託料として２２１万円余り、１４節使用料及び賃借料は、戸籍システム使用料として１４２万円余り、３５ページにまたがりませんが、１９節負担金補助及び交付金、備考欄、北アルプス広域連合負担金は、住民基本台帳、戸籍に関する共同サーバーの維持管理に要する負担金として４２４万３，０００円を支出しております。

続きまして、４５ページをごらんください。

４５ページ下段から４６ページにまたがりませんが、３款民生費１項社会福祉費６目住民総務費２億１，３４３万円余りは、職員等の人件費のほか主なものは、４６ページの１９節負担金補助及び交付金、備考欄、後期高齢者医療療養給付費負担金６，８２３万円余り、長野県後期高齢者医療広域連合負担金は、事務負担金として４４３万円余り、２８節繰出金、備考欄、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金が１億３９１万円余り、後期高齢者医療特別会計繰出金が２，３４０万８，０００円が主なものでございます。

７目福祉医療費４，６３７万円余りの主なものは、１２節役務費、備考欄、診療報酬証明手数料２０９万円余りは、福祉医療に関する事務手数料として長野県国民健康保険団体連合会へ支出したもので、４７ページになりますが、２０節扶助費４，２８３万円余りは、１８歳以下の子ども、障が

い者、母子等の医療給付費として支出したもので、前年度と比較して５５０万円ほど増加をしている状況です。

次に、５０ページをごらんください。

３款３項国民年金費７８７万円余りは、職員人件費電算委託料が主なものでございます。４款衛生費１項保健衛生費１目環境衛生費４，８５１万９，４８７円のうち住民課で執行した金額は３，３２０万８，４８７円で、職員人件費のほか主なものは、１１節需要費５１ページの備考欄、光熱水費３５５万円余りは、公衆トイレ１７施設の上下水道使用料及び電気料、１３節委託料、備考欄、雑排水収集処理委託料が２６４万円余り、公衆トイレ１７施設の管理委託料１８５万円余り、１９節負担金補助及び交付金、備考欄、北アルプス広域連合負担金３０９万８，０００円は、火葬場の運営負担金でございます。

次に、５３ページをごらんください。

４款２項清掃費１目塵芥処理費３億４，０７６万円余りは、一般廃棄物の処理に要した費用で、前年度と比べ４億４，６２９万円余りの減額となっております。これは、北アルプス広域連合負担金が３億７，６００万円余り減少したことが主な要因でございます。じんかい処理費の主なものは、１２節役務費、備考欄、一般廃棄物処理手数料５３７万円余りは、北アルプスエコパークの焼却処理で発生した焼却灰及びガラス、陶磁器くずを大町市グリーンパークに埋め立て処分した費用、１３節委託料、備考欄、塵芥処理委託料４，６５４万円余りは、ごみの収集運搬に要した費用です。

５４ページをごらんください。

１９節負担金補助及び交付金、備考欄、北アルプス広域連合負担金２億３，２２１万３，０００円は、ごみ処理の広域化に伴うもので、白馬山麓事務組合負担金は、清掃センター分として４，０８２万円、ごみ集積場設置補助金は、５つの行政区に補助しました小規模ステーション設置分を含む補助金５０７万円が主なものでございます。

中段の２目し尿処理費７，７６５万円は、クリーンコスモ姫川に関する白馬山麓事務組合への負担金でございます。

住民課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 衛生費のうち上下水道課所管分についてご説明いたします。５１ページをごらんください。

１５節工事請負費１０８万円ですが、青鬼地区の小規模水道施設を改修した工事請負費でございます。１９節負担金補助及び交付金の中で、合併処理浄化槽整備事業補助金でございますが、１，４２３万１，０００円でございます。これは、合併浄化槽の標準設置工事費の約４割を国、県、村で３分の１ずつ補助するもので、３０年度は５人槽２１基、７人槽６基、１０人槽３基、５１人槽１基の合計３１基に補助金を支出いたしました。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） それでは、健康福祉課関係について説明をさせていただきます。

決算書、40ページ、民生費をごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費は5,854万2,535円の決算額で、健康福祉課職員の人件費と、41ページ、19節負担金補助金及び交付金の白馬村社会福祉協議会への運営補助金2,064万5,609円が主なものでございます。

23節償還金利子及び割引料の186万2,000円は、臨時福祉給付事業完了による超過交付分の国庫補助金の返還金でございます。2目老人福祉費は4,919万9,144円の決算額で、主なものを申し上げますと、13節の委託料1,488万143円、うち乗り合いタクシーの運行委託料が945万466円、次ページをごらんください。配食サービス事業委託料が275万232円、白馬村デイサービスセンター岳の湯の指定管理料が161万2,481円でございます。

そのほか、19節温泉施設利用高齢者等助成金は252万2,500円、20節の扶助費、老人福祉施設措置費は11名で2,506万6,278円です。続きまして、3目障害福祉費は1億3,057万1,162円の決算額で、次ページにあります20節の扶助費1億2,403万1,066円が主なものでございます。

一番額が大きいのが、在宅での訪問サービスや施設への通所、入所を利用するサービス、自立支援促進のための就労支援などの給付であります自立支援給付費の1億97万8,899円、次いで44ページ、児童福祉給付費の1,490万2,328円でございます。

続きまして、4目社会福祉施設費は1,286万1,214円の決算となりました。19節の北アルプス広域連合負担金630万7,000円は、養護老人ホーム鹿島荘の運営、改築事業の負担金で、残りは、保健福祉ふれあいセンターの維持管理費でございます。

続いて5目介護保険費は、1億9,486万839円の決算で、1節報酬の693万9,168円は、嘱託職員3名分のもので、45ページ、13節委託料は介護予防日常生活支援総合事業等委託料682万7,411円、19節の北アルプス広域連合負担金1億5,610万7,000円は、介護保険運営に対する負担金です。また、白馬村社会福祉協議会負担金の1,443万3,847円は、地域包括支援センターの社協職員2名の人件費に対する負担金でございます。

続きまして、飛びますが、52ページをお開きください。

4款1項2目保健予防費は、6,156万6,154円の決算で、主な支出内容は、保健師3名、管理栄養士1名の人件費のほか、11節需要費の医薬材料費503万3,030円は、ワクチンの購入費等で、13節委託料の検診等委託料2,988万4,028円は、各種がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに関連する支出でございます。

最後になりますが、次ページ、53ページをごらんください。

3目医療対策費の決算額は939万7,628円で、主なものとしましては、19節北アルプス広域連合負担金685万3,000円、こちらは、平日、夜間救急医療病院群輪番制運営等の事業負担金、また、冬期スキー傷害診療に対する負担金の200万円となっております。

健康福祉課関係の説明は、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 農政関係につきましてご説明をいたします。

54ページをお開きください。

5款農林業費、支出は1億7,154万6,476円です。1項農業費1目農業委員会費は1,109万8,477円の支出で、担当職員の人件費、農業委員会の報酬、それから、農家台帳システム、農政地図情報システム使用料が主な支出です。

55ページをごらんください。

2目農業総務費は3,496万139円の支出で、農政課職員の人件費及びJAからの派遣職員負担金が主なものです。3目農業振興費は3,025万4,877円の支出で、主なものは、1節報酬の嘱託職員の人件費、11節需要費の神城多目的研修集会施設、農業体験実習会に係る燃料費、それから、光熱費でございます。

56ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金の主な内容は、中山間地域等直接支払い交付金が676万円余り、経営体育成支援事業補助金による農業機械の購入631万円余り、白馬村水田農業ビジョンの実現に向けた経営所得安定対策等推進事業補助金238万円余り、新規就農者の支援として青年就農給付金が487万円余り、村単事業の農業機械等導入支援補助金250万円が主なものでございます。

次に、4目農地費は5,745万2,011円の支出です。1節報酬は、嘱託職員の人件費、13節委託料は、奈良井湿原保全業務委託118万7,800円。

57ページをごらんください。

水路の長寿命化に係る自然水利調査143万6,400円が主な支出です。

14節使用料及び賃借料では、村内各頭首工の土砂上げに係る重機の借り上げ料154万円余りが主な支出となります。

15節工事請負費の502万8,480円は、農地農業用水路の補修に係る村単工事費であり、内訳は水路の改修、また、畦畔修繕でございます。

19節負担金補助及び交付金では、多面的機能支払交付金2,993万2,632円は、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動、それから、共同活動等を支援する交付金として14の組織に交付をしております。

他の区画拡大事業補助金209万5,000円につきましては、農地の耕作条件を改善するため、畦畔除去や暗渠排水の設置に係る工事費への負担金でございます。

県営北城南部地区の圃場整備事業負担金875万円は、事業費5,000万円に対しての村及び受益者負担分の支出であり、範囲境の測量、また、換地の割り込み業務等が主な支出でございます。

続きまして、2項林業費1目林業振興費は1,260万8,353円の支出です。1節報酬267万3,000円は、鳥獣被害対策実施隊への報酬、11節需要費178万余りは、ペレットストーブ用ペレット、また、電気柵の購入。

58ページをお願いします。

林道等の路面整備や修繕の3カ所が主な支出内容となります。

13節委託料の主なものにつきましては、森林づくり推進支援事業の委託料84万円で、昨年引き続き塩島区城山の緩衝帯整備とどんぐり区のアラカサ枯れにともなう伐倒除処理への支出であります。

15節工事請負費49万円余り、16節原材料費108万円余りにつきましては、スノーハープで大北地区森林祭の開催に伴う苗木代、また、事前準備に係る材料、また、工事費への支出であります。

18節備品購入費151万円余りは、新たな森林管理システムに伴う林地台帳のシステムの購入、また、有害鳥獣対策のための通信手段としてデジタル無線の購入でございます。

59ページをごらんください。

間伐へのかさ上げ等の補助金69万円余り、広域の電気柵設置に係る有害鳥獣被害防止対策協議会負担金94万円余りが主な支出です。23節償還金利子及び割引料の森林整備事業補助金返還金8万円につきましては、森林整備に係る補助金不正受給に絡む補助金のうち、施業不適正と判断された支援金について事業者から返還を受け、同額を県に返還したものでございます。

続きまして、3項1目地籍調査事業は2,517万2,619円の支出です。担当職員の人件費、嘱託職員の報酬、13節の委託料として数値測量業務の委託料1,026万円が主な支出でございます。

次に、少し飛びまして、83ページをお開きください。

10款の災害復旧費1項2目現年発生農地農林施設災害復旧費は630万8,398円の支出であり、国の補助事業でございます。設計委託料73万4,400円と工事請負費の545万4,000円が主なものであり、7月4日の豪雨により被災した村内9カ所の畦畔復旧工事でございます。3目現年発生林道施設災害復旧費252万2,000円は、単独災害であり、林道細野線の上部で9月の雨や台風により、法面の崩落、また、路肩の沈下がありまして、仮復旧は行ったものの冬期間の工事ができないため、次年度への繰り越しとしたものでございます。

農政課関係につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） では、観光課関係の決算についてご説明いたします。

決算書は59ページからとなります。

6款観光商工費の支出済み額5億6,725万1,714円の主な内容について説明してまいります。

1項観光費1目観光総務費の支出済み額は4,112万8,077円です。職員4名、嘱託職員1名分の人件費と60ページに移っていただきまして、17節公有財産購入費になりますが、観光施設整備事業費の償還金が主なものです。これは、長野県観光協会が事業主体として実施しました山小屋の改修であるとか、登山道の整備、遊歩道の改修に係る事業費の償還金です。

次に、2目観光施設整備費の支出済み額は6,926万6,066円です。11節需要費のうち山岳観光施設修繕費206万円余りは、猿倉荘のサッシ入れかえを初めとする村営山小屋の老朽化等に伴う修繕3件のほか、猿倉治山運搬路の路肩普及に要した費用です。平地観光施設修繕費131万円余りは、庄屋丸八の外壁や落倉自然園の木道の修繕費が主なものです。

61ページに移りまして、13節委託料では、山岳観光施設維持管理委託料として368万円余り、平地観光施設管理等委託料として376万円余り、駅前休憩所運營業務委託料として151万円の支出となっております。山岳観光に係る委託料は、登山道の維持管理業務や猿倉駐車場の誘導交通整理業務が主なものです。平地観光に係る委託料は、白馬駅前の観光案内業務、主要な道や遊歩道等の維持管理業務が主なものです。

15節工事請負費は5,043万8,160円の支出となっておりますが、庄屋丸八の土倉の解体工事181万円余り、村営天狗山荘雪害復旧工事3,996万円が主なものです。なお、天狗山荘復旧工事は、天候や輸送の状況から平成30年度中に完了することができなかったため、契約額の9,990万円のうち6割に相当する5,994万円が翌年度繰り越しとなっております。3目観光宣伝振興費の支出済み額は3億9,977万2,923円です。

62ページに移っていただきまして、13節委託料は2,282万9,994円の支出となっておりますが、ナイトシャトルバス運行業務委託料1,449万円余り、観光地経営会議等運営支援業務委託料378万円余り、サイクルマップ制作業務委託料199万円余りが主なものであります。

15節工事請負費では、姫川サイクリングロード改修工事費として275万円余りの支出となっております。

19節負担金補助及び交付金では、白馬村観光局や広域観光団体に対する負担金、地方創生推進交付金事業に係る負担金や補助金を支出し、支出済み額は3億6,828万2,503円であります。観光局負担金は7,148万円余りで、主催イベント事業費分1,586万円、営業販売促進事業費分830万円、公式パンフレット制作費分810万円、職員人件費分3,923万円分、これらを合算した額となっております。観光振興負担金等は1,462万円余りの支出で、北アルプス3市村観光連絡会や大糸線ゆう浪漫委員会、信州まつ空港シャトル便連絡協議会の負担金が主なものになります。地方創生交付金事業に係る負担金や補助金ですけれども、平成30年度は3つの交付金事業

を実施しましたので、事業ごとに整理しながら説明してまいります。

まず、1つ目です。

北アルプスエリア「世界から選ばれる」山岳観光地構築事業、いわゆる3市村事業になります。支出額は470万円で、63ページの備考欄では、3市村アンケートシステム構築等470万円が該当します。

次に、「世界ナンバーワンズノーリゾート」と「通年型マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業、いわゆるFWT事業です。支出額は1億2,200万円で、備考欄で言えばFWTの1億1,450万円、国際トレイルランの250万円、マウンテンバイクパーク創生の500万円が該当します。

続きまして、「Hakuba Valley」世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けた、グランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業、いわゆるグランピング事業になります。支出額は1億5,500万円で、備考欄で言えばアクティビティ予約サービス構築の3,000万円、グランピングの1,500万円、地方創生推進交付金事業補助金（グランピング）の1億1,000万円が該当します。

続きまして、4目観光安全浄化対策費の支出済み額は630万3,520円です。山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動に要する費用のほか、兎平浄化槽使用料が主なものであります。

5目観光特産費の支出済み額は173万3,373円で、64ページに移っていただきまして、14節使用料及び賃借料108万円余りが主な支出になりますが、これは、道の駅白馬の敷地の賃借料になります。

続きまして、6目遭難対策費の支出済み額は277万1,329円で、登山相談所の開設に要する費用と山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものです。

続きまして、2項商工費1目商工振興費の支出済み額になります。4,627万6,426円です。白馬商工会が実施する経営改善普及事業、地域総合振興事業に対する補助金、マル経資金の利子補給補助金、創業支援事業補助金のほか融資制度に基づく保証料、預託金が主なものになります。

なお、平成30年度は、創業支援補助金は、新規創業者5者に対して補助金507万円余りを支出しました。

観光関係の説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 建設課関係です。

引き続きまして、決算書の65ページからごらんください。

7款土木費1項1目土木総務費は3,103万円余りの支出ですが、職員人件費や土木積算システムの使用料など、経常的な経費が主なものでございます。

2項1目道路橋梁総務費319万円余りの支出は、次の66ページ、上段にございます、道路台帳の補正委託料264万6,000円などが主なものでございます。

その下、2目の道路維持費2億7,637万円余りの支出は、村道の維持補修と除雪業務に要した費用が主な内容でありまして、前年比6,700万円余りの減となっております。

内訳としましては、13節委託料が除雪委託料で2億992万円余り、15節工事請負費は、村道維持補修工事費で2,392万円余り、16節原材料費、これは、各地区で支給をしました資材支給費が主なものでございますけれども1,570万円余り、こういった経費が主な支出となっております。

次に、67ページ、3目道路新設改良費につきましては3億5,371万円余りの支出でございます。

13節委託料2,499万円余りは、実施設計や工事の施行管理の委託料が主なものでございます。

15節工事請負費は、補助事業、起債事業を合わせまして3億215万円余りで、道路改良のほか、舗装修繕、橋梁修繕等に支出をしたものでございます。

17節公有財産購入費192万円余りは、道路用地取得費でございます。

次の68ページ、上段、4目交通安全施設整備費299万円余りの支出は、村道のセンターラインやガードレール設置等に要した費用でございます。

その下、3項1目の河川総務費は251万円余りの支出でございまして、15節の工事請負費は、例年継続で行なっております小姫川の改修工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金では、河川、砂防関係の同盟会などの負担金が主なものでございまして、195万円余りの支出でございました。

続きまして、4項都市計画費の関係でございます。

この支出済み額には、公共下水道事業への繰出金が含まれた金額となっております。

1目都市計画総務費は1,314万円余りの支出で、都市計画基礎調査業務委託費、都市計画基盤図修正事業委託料などが主なものでございます。2目都市公園費は196万円余りの支出でございますが、これは、大出公園の維持管理に要した費用が主なものでございます。

隣の69ページ、5項住宅費の関係であります。1目住宅管理費は586万円余りの支出でございまして、村営住宅の維持管理費のほか、工事請負費では空き家状態となっておりました森上住宅の解体費540万円を支出しております。

しばらく飛びまして83ページをごらんください。

83ページの一番下になります。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1,500万円余りの支出は、昨年採択をされました花園及び日向大左右の災害復旧事業に係る支出でございます。

建設課関係の説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、田中教育課長兼子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） それでは、まず教育課関係からご説明を申し上げます。

最初に、白馬山麓事務組合が事務を執行しております白馬高校支援事業について、ご説明を申し上げます。決算書は28ページをお願いします。

2款1項6目総務費の企画費でございます。1節報酬、支出済み額2,971万3,440円のうち、講師等報酬2,278万円余りは、地域おこし協力隊制度を活用して雇用しています公営塾講師4名と教育寮の管理を行なうハウスマスター3名の報酬、29ページ、4節共済費、社会保険料403万4,595円のうち309万円余りは、同じくこれらのものに係る社会保険料です。

地域おこし協力隊の人件費は、市町村が直接支払いをしなければ特別交付税措置の対象にならないために、一般会計より支出をしているものでございます。

おめくりいただきまして、30ページ、19節負担金補助及び交付金、白馬山麓事務組合等負担金9,649万5,580円のうち、9,593万7,000円は、白馬山麓事務組合に対する負担金で、小谷村と案分する経費と、地域おこし協力隊の活動経費として白馬村に特別交付税措置された金額の合計額でございます。

白馬高校支援事業の関係は以上でございます。

続きまして、決算書は71ページをお願いいたします。71ページです。

9款教育費の教育課所管分についてご説明をいたします。

1項1目教育委員会費、支出済み額185万4,975円は、教育委員4名の報酬と関係団体への負担金等が主な内容でございます。

1ページおめくりいただきまして、72ページ。

2目事務局費、支出済み額9億5,664万3,132円の主な内容は、嘱託職員1名の報酬と教育長1名、事務局職員3名の人件費、11節、備考欄中、修繕費293万円余りは、教員住宅と学校環境整備事業に係る修繕。

73ページ、13節、備考欄中、設計管理委託料、1,493万円余りは、小中学校空調設備設置工事の設計業務と繰り越し事業でございました、給食センター建設工事の施工管理委託料、14節情報機器等リース料645万円余りは、南小学校及び北小学校のパソコン教室の機器等リース料。

15節工事請負費、支出済み額8億2,668万7,080円は、学校環境整備事業における北小学校トイレ及び校舎の改修と給食センター建設に係る工事費。19節、備考欄中、私立幼稚園就園奨励費補助金898万円余りでございます。

なお、本年度への繰越明許費ですが、施工管理委託料261万8,000円、工事請負費1億5,420万9,000円は、いずれも小中学校のエアコン設置工事に係るものでございます。

2項1目小学校管理費、支出済み額2,303万932円は両小学校の維持管理に伴う経常的な経費でございまして、主な内容は、1節用務員2名の報酬451万円余り、11節、備考欄中、燃料

費319万円余り、光熱水費982万円余り、修繕費201万円余りでございます。

1ページおめくりいただき、74ページ。2目教育振興費、支出済額4,787万9,588円は両小学校の運営に係る経費でございまして、主な内容は、1節、備考欄中、学校医報酬110万円余り、嘱託職員報酬2,003万円余りは村費講師等7名分の報酬、7節臨時職員等賃金381万円余りはALTと臨時講師等の賃金、11節消耗品費602万円余り、13節教育用コンピューター保守委託料120万円余り、児童健診等委託料206万円余り、スキー教室コーチ委託料111万円余り、75ページ、18節図書購入費187万円余り、教務備品購入費291万円余り、19節遠距離通学費補助金168万円余りでございます。

続きまして、3項1目中学校管理費、支出済額916万154円は中学校の維持管理に伴う経費でございまして、1節用務員1名の報酬226万円余り、11節燃料費144万円余り、光熱水費288万円余り、修繕費128万円余りが主な内容でございます。

次の76ページお願いします。2目教育振興費、支出済額4,384万6,063円は中学校の運営に係る経費でございまして、主な内容でございますが、1節、備考欄中、嘱託職員報酬1,401万円余りは村費講師等5名の報酬、7節臨時職員等賃金411万円余りはALT、ICT教育支援員の賃金、11節消耗品費332万円余り、13節生徒健診等委託料102万円余り、77ページ、14節情報教育環境整備事業リース料1,124万円余りは、パソコン教室のPCとタブレット端末のリース料、18節教務備品購入費161万円余りでございます。

続いて、ページは少々飛びまして、82ページをごらんいただきたいと思います。下段、5項3目学校給食費、支出済額4,716万7,360円は白馬南小学校給食施設と共同調理場、また12月以降の新給食センターの運営に関する経費でございます。主な内容でございますが、1節嘱託職員報酬2,455万円余りは、調理員10名と栄養士1名の報酬、7節臨時調理員等賃金174万円余り、11節消耗品費194万円余り、燃料費150万円余り、光熱水費382万円余り、83ページ、13節委託料のうち給食委託料552万円余りは、新給食センターへの切りかえ時に弁当給食で対応しました費用、20節準要保護児童援助費444万円余りでございます。

教育課所管事項については、以上でございます。

続きまして、子育て支援課の関係につきましてご説明をいたします。

決算書は、戻りまして47ページをお開きください。

47ページ、中段、2項1目児童福祉総務費、支出済額746万2,467円は、南小及び北小放課後児童クラブの運営経費でございまして、主な内容につきましては、1節児童クラブ指導員4名の報酬699万円余りでございます。

2目子育て支援費は、支出済額1億6,966万5,109円で、子育て支援課職員5名と相談員として任用しております嘱託職員2名の人件費。1ページめくりまして48ページ、20節児童手当1億2,510万5,000円でございます。

続きまして、3目保育所費、支出済額1億5,426万5,040円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。主な内容につきましては、正規職員、嘱託職員、臨時職員の保育士及び給食調理員等の人件費でございます。また、49ページ、11節消耗品費262万円余り、燃料費175万円余り、光熱水費415万円余り、修繕費158万円余り、給食等賄い材料費983万円余り、1ページおめくりいただきまして、50ページ、15節工事請負費、備考欄中370万円余りは、しろうま保育園のゴムチップ舗装工事が248万円余り、未満児保育室へのエアコン設置工事が70万円余りでございます。

教育課、子育て支援課の関係は、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、生涯学習スポーツ課関係につきましてご説明させていただきます。

決算書は、38ページをごらんください。

38ページ、2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は2,854万1,366円で、職員3名分と嘱託職員1名分の人件費でございます。

次に、2目施設管理費は1億1,070万3,919円で、ジャンプ競技場に8,533万7,000円余り、スノーハープに2,536万6,000円余りの維持管理費でございます。ジャンプ競技場の主な支出内容につきましては、管理運営業務に4,890万円、雪どめネット脱着業務に761万円余り、圧雪車点検修繕に357万円余り、光熱水費922万円余りでございます。財源は、県よりのジャンプ競技場管理運営委託料等が3,620万円、リフト収入のほかが2,615万円余りでございます。スノーハープでは、管理委託業務に818万円余り、圧雪車点検修理に345万円余りでございます。また、芝生管理業務に128万円余りを支出してございます。財源につきましては、使用料等で218万円余りでございます。

3目のスポーツ事業振興費では5,368万6,705円で、各種スキー大会推進事業に3,466万円余りで、各種スポーツイベント事業への助成に1,620万円余りでございます。また、スポーツ功労賞を6名に、スキースポーツ育成奨励金を16名に授与しております。

40ページをごらんください。4目ナショナルトレーニングセンター費は1,549万1,795円で、選手が施設を利用するための利用料、燃料費、施設整備委託料等で732万円余りが主な支出でございます。全額国の委託金で賄われてございますが、本年は平成27年、28年分の使用されなかった返還金を556万円余りが含まれております。

少し飛びますが、77ページをごらんください。4項社会教育費では5,926万4,132円で、1目社会教育総務費は1,455万円余りで、主な内容は、社会教育委員6名の報酬と職員1名分の人件費、ウイング21ホール自主公演委託料200万円で、5月27日にしげちゃん一座、9月30日に人形劇「河の童」、11月30日に中部航空自衛隊によるふれあいコンサートを実施しま

した。

2目公民館費は540万円余りで、公民館長の報酬と生涯学習の講座として、はくば塾、ふれあい教室、里山道中や歴史めぐりなど各種教室等の経費でございます。

3目図書館費1,828万円余りの主な内容は、図書館司書3名分の人件費と図書の購入費129万円余りでございます。また、白馬村図書館等複合施設基本構想策定業務に係る委託料が531万円余りが含まれております。

4目文化財保護費2,101万円余りは、白馬村唐松沢氷河調査に424万円余り、神城断層地震災害アーカイブの構築とその利活用に関する事業として100万円、青鬼の伝統的建造物群保存地区補助として改修工事1,363万円余りが主な内容でございます。

80ページをごらんください。5項保健体育費は2億2,983万9,223円で、1目保健体育総務費1,882万円は、職員2名分の人件費とスポーツ推進委員の報酬、体育協会補助金が主な内容でございます。

2目体育施設費は1億6,384万円余りは、ウイング21の臨時職員賃金670万円余り、プール監視員賃金290万円余り、燃料光熱水等で1,203万円余り、修繕費162万円余り、ウイング21の保守管理委託に639万円余り、南部グラウンド改修工事に1億1,772万円、南部グラウンドの改修工事監理業務に237万円余りが主な内容でございます。

以上で、生涯学習スポーツ課関係の説明を終わります。

△日程第23 認定第2号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第24 認定第3号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第23 認定第2号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第3号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） それでは、認定第2号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

初めに、決算書102ページをごらんください。

歳入総額が11億2,084万3,005円、歳出総額が10億8,091万9,496円で、歳入歳出差引額は3,992万3,509円となり、実質収支額も同額でございます。

103ページは財産に関する調書として基金の現在高を示しておりますので、後ほどご確認ください。

歳入につきましてご説明いたしますので、91ページにお戻りください。

1款国民健康保険税は2億5,851万1,253円で、不納欠損額は610万6,530円で、執

行停止後3年を経過したものを含む44名について処分をしたものであります。徴収率ですが、現年分の徴収率は98.4%で前年度より1.4ポイント上昇し、また滞納繰越分を含めた徴収率は90.8%となり前年度より2.6ポイント上昇しております。

92ページをごらんください。2款国庫支出金は、制度改正により平成30年度から財政運営が市町村から長野県に移り、災害臨時特例補助金を除く国費は長野県が交付を受けることになりました。30年度では災害臨時特例補助金もございませんでしたので、国庫支出金の収入はございません。

3款県支出金1項県補助金7億1,230万8,461円は、財政運営の主体となった長野県から白馬村が行なう保険給付等に必要な費用の交付を受けたもので、1節普通交付金6億9,360万円余りは保険給付に要した費用に対する交付金、2節特別交付金1,870万円余りは財政状況等に応じた財政調整のための交付金でございます。

4款財産収入13万1,152円は、基金の利子分でございます。

93ページにまたがりますが、5款繰入金1項一般会計繰入金は1億391万円余りで、一定のルールに基づいて人件費、事務費、保険基盤安定事業等に対する繰入金で、93ページになりますが、30年度では財政調整基金からの繰り入れはございません。

6款繰越金4,304万円余りは29年度からの繰越金、7款諸収入1項延滞金及び過料195万円余りは国民健康保険税に係る延滞金。

94ページをごらんください。3項雑入97万円余りは第三者行為の納付金及び被保険者からの返納金が主なものでございます。

95ページからになりますが、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費1項総務管理費2,327万円余りは人件費のほか、主なものは、13節委託料453万円余りは給付システムなどの電算委託料でございます。2項徴税費128万円余りは、国民健康保険税の賦課徴収に要した費用でございます。

96ページをごらんください。2款保険給付費は7億131万円余りで、前年度と比べ250万円ほど減少しております。

97ページに移りますが、中段の4項出産育児諸費588万円余りは14名への出産育児一時金でございます。

続いて、98ページをごらんください。3款国民健康保険事業費納付金3億1,423万円余りは、長野県が各市町村へ交付する保険給付費等交付金の交付に必要な費用などに充てるため白馬村が長野県に納付した費用です。

99ページになります。4款保険事業費1項特定健康診査等事業費1,092万円余りは特定健診に要した費用で、主なものは、13節委託料890万円余りは長野県健康づくり事業団などへの健診委託料で、30年度の受診率は55.4%でありました。2項保険事業費570万円余りの主なも

のは、1目疾病予防費19節負担金補助及び交付金の人間ドック補助で199名に補助を行なっております。

100ページをござんください。6款諸支出金2,395万円余りは国保税の還付金が133万円余り、4目療養給付費負担金等償還金2,260万円余りは平成29年度に県等から概算交付された交付金、負担金について30年度に精算を行ない返納したものでございます。

以上で、国民健康保険事業勘定特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたしますので、決算書は109ページをござんください。

歳入総額が8,963万5,233円、歳出総額が8,948万2,793円で、歳入歳出差引額は15万2,440円となり、実質収支額も同額でございます。

106ページにお戻りください。歳入につきましてご説明をいたします。

1款後期高齢者保険料は、6,598万5,700円でございます。

3款繰入金2,340万8,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

108ページをござんください。

歳出に移ります。

1款総務費162万円余りの主なものは、後期高齢者保険料の徴収に要する費用が119万円余り、2目保険事業費、備考欄、人間ドック補助金は平成29年度から予算化した費用で、30年度では24名に43万2,000円の補助を行ないました。

2款分担金及び負担金8,783万円余りは、被保険者が納付した保険料6,600万円余りと、村として負担すべき費用2,170万円余りを合わせた金額で、長野県後期高齢者医療広域連合に支払った費用でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

△日程第25 認定第4号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第26 認定第5号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第27 認定第6号 平成30年度白馬村水道事業会計決算認定について

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第25 認定第4号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第5号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第6号 平成30年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 認定第4号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

最初に、117ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額8億3,663万7,132円、歳出総額8億2,348万1,634円、歳入歳出差引額1,315万5,498円で、翌年度の繰り越しとなります。

歳入のほうから説明をいたします。112ページにお戻りください。

1款の分担金及び負担金は下水道の受益者負担金等で、収入済額657万5,500円、収入未済額225万4,500円となっております。

2款の使用料及び手数料は下水道の使用料金でございまして、収入済額1億9,515万円余り、不納欠損は3名で6万6,980円、収入未済額1,409万円余りとなっております。

3款国庫支出金は、浄化センターの長寿命化計画に伴う更新事業の社会資本整備総合交付金で9,115万円でございます。

4款の繰入金は、一般会計からの繰入金で3億5,000万円となりました。

5款の繰越金は、昨年度からの繰越金で351万3,000円余りでございます。

6款諸収入は、東部地区からの負担金、督促手数料、排水設備指定工事店の更新手数料等で314万円余りでございます。

113ページになります。7款村債ですが、財源不足が下水道事業債で1億8,710万円余りでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。114ページになります。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費ですが、職員の人件費のほか、主なものといたしまして、13節の委託費におきまして135万円余りですが、水道システムの保守管理委託業務や下水道台帳の作成業務であります。27節公課費1,340万円余りですが、消費税及び地方消費税でございます。

2目施設管理費7,470万円余りでございますが、これは浄化センター及び下水道管渠施設の維持管理に要した費用となっております。11節需用費3,216万円余りでございますが、浄化センター及びポンプ施設にかかわる燃料、光熱費、それから次のページになりますが、浄化センターの修繕費が主なものでございます。13節委託料3,990万円余りですが、浄化センターの運転管理委託料と汚泥処理の委託料が主なものでございます。

2項下水道建設費の関係ですが、1目公共下水道建設費ですが職員人件費のほか、13節の委託料におきまして631万円は、浄化センターの長寿命化計画実施設計の委託料が主なものでございます。15節工事請負費1億6,446万5,000円ですが、浄化センターの長寿命化計画更新工事が主な支出でございます。19節の負担金、116ページのほうです、すみません、は、299万8,000万円余りは、共同排水設備設置等の補助金としてポンプ施設や下水道管渠の布設を行った者に対する補助金でございます。

2款の公債費でございますが5億3,562万円余り、起債の元利償還金でございます。

118ページそれから119ページは、財産に関する調書を載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、下水道事業の特別会計の説明を終わりといたします。

続きまして、認定第5号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

決算書125ページをお開きください。

歳入総額357万7,464円、歳出総額356万7,379円、歳入歳出差引額1万85円で、翌年度の繰越金となります。

歳入の説明をいたします。122ページへお戻りください。

1款使用料及び手数料は、野平地区の農集排施設の使用料で92万920円となりました。

2款の繰入金は、一般会計からの繰入金で259万3,000円です。

3款繰越金は、昨年度からの繰越金で1万37円。

4款諸収入は、地元負担金と雑入を合わせたものでございます。

123ページ、歳出の説明をいたします。

1款1項農業集落排水事業費1目一般管理費は、農集排施設の使用料を徴収するための事務費でございます。2目施設維持管理費のうち11節需用費25万4,000円余りは、処理場及び管渠にかかわる光熱水費が主な支出です。12節役務費12万7,000円余りは、汚泥処理の費用でございます。13節委託料135万5,000円余りは、処理場の運転保守管理の委託料でございます。

2款公債費178万4,452円ですが、これは起債の元利償還金でございます。

126ページは財産に関する調書でございますので、ごらんいただきたいと思います。

農業集落排水事業特別会計の説明は、以上でございます。

続きまして、平成30年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明をいたします。

決算書127ページからでございます。

収益的収入及び支出の関係ですが、収入の水道事業収益の決算額は3億3,491万8,873円。

支出になります。水道事業費用の決算額ですが、2億5,755万1,169円でございます。

次のページお開きください。128ページです。

資本的収入及び支出の関係でございますが、資本的収入の決算額は1,658万3,113円、資本的支出の決算額は1億113万4,331円で、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填してございます。

次のページ、129ページになります。

損益計算書のほうの関係になります。右側の下から4行目のところをごらんください。これが、30年度の純利益額となります。30年度の純利益額は7,466万5,579円となります。平成30年度は利益を計上することができたということでございます。

次のページもごらんください。下のほうでございます。

剰余金の計算書でございますが、午前中の議案のほうでもご説明いたしましたが、繰越利益剰余金の関係ですが、未処分利益剰余金7,643万5,934円のうち建設改良積立金に7,000万を積み立て、残りの643万5,934円を翌年度に繰り越しをしたいというものでございます。

次のページ、131ページです。

貸借対照表でございますが、資産の部でございます。固定資産の関係につきましては後半の137ページに明細書でご確認をいただくといたしまして、固定資産の合計21億9,552万円余りでございます。流動資産は3月31日の決算時で、現金預金は5億3,393万円余り、未収金3,342万円余りとなっております。流動資産の合計は5億7,538万円余りとなりまして、資産合計ですが、最下段、27億7,090万6,626円ということでございます。

負債の部でございますが、固定負債の合計が2億9,897万4,911円でございます。流動負債の関係ですが、企業債ほか、4月以降支払いの未払金などを合わせてございまして、流動負債の合計ですが7,175万3,021円でございます。長期前受金、収益化累計額等を差し引きまして、負債の合計は9億8,195万7,816円となります。

資本の部については13億5,894万8,856円でございます。資本の合計17億8,894万8,810円、負債資本の合計合わせまして先ほどの資産合計と合わせた27億7,090万6,626円ということになります。

132ページのほうでございます。

事業報告書の関係でございます。平成29年度と数値の比較表等も載せてございますが、133ページのほうごらんください。事業収入の関係等も載せてございます。事業収入は前年度より、合計欄を見ていただくと1,103万5,299円の増額ということでございます。事業費に関しましては1,500万円ほどの減となっております。増に関しましては、給水収益の営業収益が増額になったということでございます。

キャッシュフローの計算書でございますが、これは現金の1年の動きを示したものでございまして、業務活動、投資活動、財務活動によるもの等に分けて計上してございます。それぞれの活動を合計いたしますと、現金の増減といたしまして、下から3行目6,902万7,333円ということで、現金の期末残高でございますが5億3,393万3,508円ということになってございます。

続きまして、次のページ、134ページお開きください。

収益的収入及び支出の明細の関係でございます。

収入の関係ですが、水道の使用料、これが2億6,250万円余りとなっております。これは、総収入額の84%ほど占めてございます。営業外収益の関係でございますが、他会計の補助金ということで、簡易水道事業の起債償還利子に対する一般会計の補助金をいただいております。長期前受金戻入に関しましては、改正地方公営企業法に基づき、平成26年度決算から適用されている

前受金を収益化したものでございます。

支出の関係です。

水道事業費用でございますが、営業費用、1目浄水費は浄水場の管理運営に関する経費でございます。支出額の主なものは、浄水場の管理に伴うものでございます。2目の配水及び給水費は、各配水池及び配水管の維持管理などに使う経費でございます。支出額が比較的大きなものといたしましては、4節嘱託職員の人件費、それから18節委託料、水質検査、水道台帳補正の業務委託料、21節揚水機の交換工事を行ったり漏水修理の工事等を行なっている工事請負費等でございます。また、次のページですが、25節、各配水池の電気料等が大きな支出となっております。

4目総係費の関係は、水道料金の賦課徴収に係る経費でございます。

5目、本年度の減価償却費は1億861万9,909円でございます。

営業外費用の支払利息の関係でございますが、起債のこれは利息分でございます。

3項の特別損失の過年度損益修正損71万4,780円でございます。これは、内容といたしましては、漏水減免による使用料の還付というものでございます。

136ページのほうごらんください。

資本的収支の明細の関係でございます。

資本的収入1,658万3,113円の内訳でございますが、消火栓工事にかかわる負担金といたしまして947万5,000円余り。また、簡易水道事業債の償還金として710万円余りでございます。

資本的支出の1項建設改良費3,878万3,000円余りの内訳でございますが、職員の人件費や老朽化施設の改修工事費、また道路改良等に伴う配水管の布設替え等が主な支出でございます。

2項の企業債償還金は、6,235万円余りとなっております。

137ページは、固定資産の明細表でございます。

また、最後の138ページにつきましては、企業債の明細でございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等についての報告を求めます。松沢代表監査委員。

代表監査委員（松沢晶二君） それでは、決算審査報告を申し上げます。

議会選出の松本監査委員と私、松沢の両名で平成30年度の一般会計、特別会計、企業会計及び基金の運用状況につきまして、令和元年8月5日から8日まで決算審査を行ないました。提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合していて、正確であると認められました。

また、各基金は初期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認め

られました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1ページから11ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して意見及び要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。

資料の13ページをごらんください。

我が国の景気は依然として足踏み状態にあるが、総じて緩やかな回復基調が続いている。急激に進行する人口減少や少子高齢化、それに伴う経済の縮小など、村政運営は大変難しいかじ取りが求められるが、白馬村第5次総合計画、総合戦略の重要業績指標で定めた目標の達成に向けて村づくりを推進されることを願うとともに、適正かつ公平な課税と積極的な徴収による税収の確保と徴収率の向上に期待しています。

限られた財源及び行政資源を最大限に生かし、事業の選択と集中、多様な財源の活用等により、一層の効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な財政運営に努められることを望みたい。

一般会計の不納欠損額は5,128万9,009円、特別会計の不納欠損額は617万3,510円、不納欠損額総計は5,746万2,519円となっている。公平公正な負担が大原則ですが、未納者の状況を調査、把握した上で明らかに回収が不可能な不良債権については、地方税法等に基づいた運用により適正な処理を行なってください。健全な債権の回収に注力するためにも、一定の整理は必要と考えます。

当面は厳しい行財政運営が続きますが、複合施設としての新図書館建設計画もあり、公共施設等の適正管理への対応が大きな課題です。早目の議論と中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を望みたい。

主要な施策の成果説明書は、決算書を補足し、主な事業ごとの決算審査説明資料となっており、事業費額の記載方法について下記事項を検討されたい。

1、事業費額の記載は、決算額欄に記載されている金額が容易に確認できるよう配意いただきたい。具体的には、事業区分ごとの事業費額の合計が決算額と一致するよう記載する。主要な事業費の合計が決算額と不一致の場合には差額をその他等で調整する。

2、財源内訳の国、県支出金、地方債、その他についても内訳を記載していただきたい。その理由ですが、1、主要な事業費の掲載だけでは決算額が確認できない。また、実績、成果欄に事業費が一切記載されていない事業も多々見受けられ、個々の事業費の把握が不明である。2、決算書で決算額が容易に確認できる事業もあるが、決算書では確認が難しい事業も多くわかりにくい。

以上であります。

次に、水道事業会計についてであります。

14ページをごらんください。

水道事業の経営、財務状況については、経営状況、すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されている。しかしながら、今後、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、少子高齢化に伴う人口減少や節水型社会の定着等により給水量が減少傾向となることが予想される。一方で、老朽化した施設や給配水管改良への設備投資費用の増加が確実に見込まれ、耐震化という課題も抱えており、長期展望に立った経営が必要不可欠です。水道料金の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に格別の配意を望みたい。

日常的には、安全かつおいしい水の提供に努めていただくとともに、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも適切な判断のもと必要十分な対策が確立されることを希望し、意見とします。

以上、監査審査に当たりましての意見及び要望でございます。

次に、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして説明を受け、審査を行ないました。

数値は正確であると認められました。早期健全化基準を大きく下回っているが、実質公債費比率0.5ポイント、将来負担比率29.2ポイントとともに前年度に比べ上昇している。今後とも将来の負担の軽減に留意し、効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な行財政運営に努めていただきたい。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。認定全体に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 決算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第28 決算特別委員会の設置についてを議題にいたします。

お諮りいたします。

議案第49号及び認定第1号から認定第6号までは、いずれも平成30年度の決算認定に係る案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号及び認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

次に、議案第49号を除く議案第37号から議案第52号までは、お手元に配付いたしました令和元年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託い

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号を除く議案第37号から議案第52号までは、常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、9月5日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日、9月5日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

令和元年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和元年9月5日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和元年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和元年9月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより令和元年第３回白馬村議会定例会第２日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は８名です。本日は通告された方のうち４名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第３番田中麻乃議員の一般質問を許します。第３番田中麻乃議員。

第３番（田中麻乃君） ３番田中麻乃でございます。

本日は、通告に従いまして１点ご質問させていただきます。

シェアリングエコノミーの推進についてです。

シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等（空間（スペース）、移動、モノ、スキル（時間）お金）などをインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も共有、売買、交換することで利用可能とする経済活性化活動です。

令和元年６月２１日に骨太方針２０１９、成長戦略２０１９、まち・ひと・しごと創生基本方針２０１９が閣議決定され、シェアリングエコノミーは３年連続地方自治体の行政課題を解決する重点施策として位置づけられております。

少子高齢化や人口減少が叫ばれる昨今、これから自治体の財源が厳しくなっていくことは想像にかたくなく、時代の変化に対応した行政の課題解決、既存の行政サービスの維持などさまざまな分野で自治体が支援する公助が厳しくなります。既存の資源を有効に活用しシェアリングエコノミーが持つ共助の仕組みを取り入れることにより人口減少等に伴う地域の公共交通問題、空き家問題、雇用問題、社会福祉、加えてインバウンド対策等の課題解決が期待されます。そこで、以下についてお伺いいたします。

1、村の行政サービスのあり方において、公助から共助へというシェアリングエコノミーの概念をどのように考えるか伺います。

2、内閣官房シェアリングエコノミー促進室では、自治体の課題と対応するシェアリングサービスとして、行政サービスのジャンル1、雇用創出、2、男女共同参画、3、社会福祉、4、公共交通、5、観光振興、6、公的不動産活用、7、民間資産活用、8、教育、9、農林水産、10、災害対策を挙げております。それぞれの村が持つ課題とシェアリングエコノミーの活用の考えをお伺いいたします。

3、総務省では、シェアリングエコノミー活用推進事業を実施しております。来年度に向けて活用を検討されてはいかがでしょうか。

4、まち・ひと・しごと創生基本方針2019でも、シェアリングエコノミーの例として、遊休施設の活用におけるサテライトオフィスコワーキングスペースやテレワーク等による職住育近隣のまちづくりを推進するとあります。関連する平成29年度ふるさとテレワーク推進事業で整備された国際山岳観光資源掛けるテレワークによるしごとづくり・ひとづくりプロジェクトの進捗状況と今後の推進への取り組みを伺います。

5、シェアリングエコノミーを活用して行政課題を解決するなどの事業を実現するためには、ICTまたはIoTに関してある程度の知見を持ち運用できる人材の確保が重要だと考えます。職員のICT及びIoT人材育成の考えと取り組みをお伺いいたします。

6、シェアリングエコノミーの活用を含めて、IoTを活用した地域活性化を実現するには、全ての地域住民のリテラシー向上が必要です。デジタル格差の現状と解消に向けて村の考え、具体的な取り組みをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。田中麻乃議員から、シェアリングエコノミーについて6つの項目の質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目のシェアリングエコノミーの概念をどのように考えるかについてお答えいたします。

シェアリングエコノミーについては、既存の資源や資産の効率的な活用に道を開くものであり、我が国に偏在する遊休資産や個人の余った時間の有効活用を促進して、社会経済全体の未使用の価値イコール無駄を減らし、社会経済全体の生産性を高めるものとして期待をされ、さらに、公共の遊休資産やシャッター商店街等の有効活用による住民サービスの充実やにぎわいの創出、新たな行政収入の確保、新たな観光資源の開発など、地域のさまざまな資源の活用による新たな地域振興の進展にも期待をされているところであります。

地方創生や地域共助の視点では、シェアリングエコノミーを活用することにより、地域社会において課題を抱えている人と支援を提供できる人が出会い、頼り合える仕組みを構築し、行政や公共サービスを補完するサービスの提供、高齢者、障がいのある人などの支援や新たな就業機会の創出

等、地方創生や地域における共助の仕組みの充実につながることを期待をされていることから、地方自治体としても取り組むべき手法の一つと考えます。

2つ目の、自治体の課題に対応するシェアリングサービスの行政サービスの10のジャンルごとに活用の考え方についてお答えいたします。

1として、雇用創出では、特に若年層の雇用情勢が厳しいと感じています。昨年度、ふるさと納税制度を活用し創設をした白馬村ふるさと起業家支援事業補助金につきましては、担い手のいない分野等の起業家に対して支援を行っており、雇用創出及び定住促進を図るため現在実施している制度であります。

シェアリングエコノミーの活用については、知識、スキルのシェアやクラウドソーシングが考えられますが、社会情勢や村の実態と照らし合わせる中で、検討できるものはしていきたいというふうに考えております。

2つ目として、男女共同参画であります。女性が働きやすい環境づくりを目指す男女共同参画社会づくり計画を定めております。村では、男女差のない雇用・配置を心がけることはもちろんですが、最近の具体例では、村内で活動をしている家族や夫婦で楽しめる子ども食堂への協力もしております。

3として、社会福祉では、他の自治体の活用事例を見てみますと、子育てや家事のシェアサービスを活用した子供の村営や託児の共助環境を構築する取り組みがされております。現在、村が実施をしている子育て支援事業のすき間を埋めるだけではなく、保育士等の人材の不足にも効果的であり、今年度から開始いたしました子育てサポーター制度の発展型でもあることから、先進自治体の運営方法や成果について注目をしているところであります。

その他の福祉分野においても、シェアリングエコノミーの活用はそれぞれが抱える課題を解決するための取り組みとして多くの可能性を持っていると考えております。介護分野でも人材不足が大きな問題となっておりますが、サービスを受け手側とサービスを提供する側をうまくマッチングをさせるシェアリングエコノミーによる仕組みができ上がれば、人材不足の解消にも役立つものと考えております。

4として、公共交通では、村民の移動上の課題、通園・通学者の移動上の課題、観光客の移動上の課題があり、昨年度、地域公共交通網形成計画を策定いたしました。シェアリングエコノミーの活用については、観光客向けの新たな移動手段の創出としてカーシェアリングやシェアサイクル等が考えられます。既に検討をされているものもありますが、村の実態と照らし合わせる中で検討してまいりたいというふうに考えております。

5として、観光振興では、国内の例を見れば、遊休施設などの空間と体験メニューを掛け合わせた例が多く見られます。例を挙げるとすれば、外国人観光客の増加に伴い、外国語によるコミュニケーションが求められる場合が多くなっていますが、このような場合で個人が有する能力といった

スキルをシェアすることができれば地域としての接客力の向上につながります。また、地域内交通の充実という点から見れば、個人が所有する自動車や自転車を2次交通の手段としてシェアすることも考えられます。

さらに、食事の提供に負担を感じている宿泊施設が食事の提供をシェアすることができれば、泊食分離といった宿泊形態の導入が進み、宿泊施設の負担軽減を図ることが可能かもしれません。

6として、公的不動産活用では、村が所有する膨大な公的不動産の維持・保存には多額の費用がかかります。限られた予算やマンパワーの中で公的不動産の適正管理は重要な課題となっております。利活用のない公的不動産につきましては、現在も広報等でお知らせをしていますように、公売を進めております。これも村にとって不用品の公的不動産を必要な方に購入してもらうというシェアリングエコノミーの一環に入るのではないかとこのように考えます。

7として、民間資産活用では、現在のところ、公有資産の有効活用や除去・除却、売却に重点を置いており、民間資産活用までの状況には至っておりません。村内の民間の状況は、白馬商工会主催の創業塾受講者による空き店舗活用や長野県リゾートテレワーク事業を活用した空き店舗活用等があります。

本村は、他の自治体と比較し、空き店舗、空き家、空き施設、遊休地は少ないものと推測しておりますが、余談ではありますが、過日開催をした景観ワークショップの参加者より、遊休地等に草が繁茂している状況は景観上好ましくない。草刈り等、個人単位でできることから始めたいとの意見をいただき、このような行動も取り組みの一つと考えているところであります。

8として、教育では、専門人材の不足により、コミュニティースクールによる学習ボランティアや部活動の外部講師の派遣などでマッチングを行っております。

また、国の意識調査では、社会人の89%が再教育を受けたい、または興味があると回答があり、社会人の学び直し等が近年多くなってきておりますが、村としても公民館の講座等を活用しながら、知のシェアリングを行っているところであります。

9として、農林水産では、課題として農業者や林業者の減少に伴う農地や林地の維持管理と担い手の育成があり、この課題をシェアリングエコノミーの概念に照らし合わせてみると、例えば、少人数で作業を効率的に行なう上で投資の大きいものは機械の購入であります。この部分を栽培する農作物やそのサイクルが異なる他の地域の農家とつながることができれば、地域レベルで農業機械の貸し借りが行われ、機械を融通し合える可能性が広がり、お互いに技術向上や担い手への継承、また育成にもつながる効果が考えられると考えます。

10として、災害対策では、観光地であることから、住民のほかに、観光客について災害対応を考えなければなりません。そのため、ライドシェア、相乗りサービス、キャンピングカー無償貸し出しサービス、各種駐車場スペース無料サービスといったソフト面や、被災者支援として災害支援募金を募集するサービスなど考えられます。

3点目の、総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業についてでありますけれども、来年度に向けて活用する検討をするのかについてであります。議員がおっしゃるとおり、総務省ではシェアリングエコノミーを活用して地域課題解決を行なう自治体を支援する事業を実施しているところでもあります。モデル事業といたしましては、地域の社会課題解決のためにシェアリングエコノミーを活用するスキルの検討・開発、シェアリングエコノミーを活用に当たっての課題を解決し、活用を促進するための方策を検討など、モデル事業の成果を総合的に分析することで予後展開につなげることを狙っているものです。

国では、シェアリングエコノミーを積極的に活用することで地域の活性化や課題の解決に大きな期待を寄せておりますが、その一方で、シェアリングエコノミー自体が地元住民に余り認知されていないなかったり、利用者が安全面や保証面及び使い勝手に不安を感じたりといった新たな問題も浮上していることもお聞きをしているところであります。

公助から共助へという理念については非常に幅広い考え方のもと、民民及び官民の課題のマッチングができ、1つの事業として調整できるものであれば活用も検討すべきものと考えております。

4点目の平成29年度ふるさとテレワーク推進事業で整備をされた国際山岳観光資源掛けるテレワークによるしごとづくり・ひとづくりプロジェクトの進捗状況と今後の推進への取り組みについてですが、当時を振り返りますと、オリンピックレガシーであるノルウェービレッジが閑散としていたため、少しでも人が集い、雇用を生む施設に復活をさせたいという思いから、総務省の事業を活用いたしました。現在は、指定管理者制度を利用し、指定管理とふるさと納税業務を民間事業者に委託をしているところであります。

この事業の概要は、テレワーク事業を通じ、観光偏重となっている地域の雇用に関する課題を解決し、それぞれのライフスタイルに合った仕事環境を確保して、一人一人が輝く地域の創出をするとともに、多様な人々の交流から、知識と経験を蓄積することで地域の活力を創出するとあります。

おかげさまで、本年の施設稼働状況は、7、8月のイベント利用もあり、対前年比は7月が311%、8月が221%となっており、打ち合わせや仕事の利用もかなり増加をしているところであります。雇用に関しては、ふるさと納税業務のほか指定管理者が空き施設の有効利用として都市部の保育事業者の支店登記、テナント利用について調整を進めております。実現すれば、ふるさと納税業務やスキー場業務等、子供を預けながら安心して働くことができますし、都市部とのクラウドワーク事業も可能になります。

今後に関しては、まず施設利用に関しては、大学生等の白馬ファンをふやす取り組みを推進したいと思います。今年の夏は、村内でのボランティア活動や景観ワークショップを取り組んでいた大学もありました。

次に、テレワークに関しましては、民間への波及を目指しておりますが、村内ではリゾートテレワークに取り組んでいる団体や事業所もあり、官民が連携してテレワークを推進していければとい

うふうに考えております。

5点目の職員のICT及びIoT人材育成の考え方と取り組みについてのご質問でありますけれども、白馬村職員の人材育成につきましては、平成29年3月に基本方針を策定をし、人材育成に取り組んでおります。近年、シェアリングエコノミーの活用について、行政においても叫ばれており、ICT及びIoTについてもめまぐるしく進化をし、また急速に普及をしている今日では、対応できる職員が必要であると考えております。積極的に研修会等に参加をさせ、ある程度対応ができる職員を育ててまいりたいというふうに考えております。

最後に、スマートフォンとタブレットの普及により、インターネットを利用したサービスの提供は格段にふえてまいりました。しかし、その利便性を受け入れられるかどうかは利用者の環境に左右されやすく、結果として、高齢者や操作が苦手な方を中心に、現状ではデジタル格差という課題を有しております。

インターネットを最大限に利用しているシェアリングエコノミーでは、このようなデジタル格差は普及を妨げる大きな課題となることから、より多くの人に受け入れられるために、参加できる環境を整えなければなりません。このため、デジタル格差をなくし、多くの人がシェアリングエコノミーを利用できるように進めるためにはさまざまな対応策が必要であります。実際には無料のWi-Fi設置箇所をふやす。ブロードバンドゼロ地域を解消し、インターネットに接続できる環境を整える。読解力、記述力教育を行ない、どのような年代の人でもインターネットに関する一定した知識やスキルを持てるようにするなどが挙げられます。

特に、情報を活用する創造的能力として情報機器などを使って目的の情報を取得したり、収集をした情報を整理・活用するなど、利用向上について最優先項目として取り組むべきだというふうに考えているところであります。

田中麻乃議員からのシェアリングエコノミーに対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中麻乃議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ご答弁をお伺いしておりますと、恐らく余りシェアリングエコノミーについて考えたことがなかったといいますが、余り取り組むことに対して進んでおられなかったのかなという印象を受けました。

まず、質問をした背景なんですけれども、冒頭にも述べましたが、国でもシェアリングエコノミーというのは重点施策として位置づけられているということもありまして、ほかの自治体におきましては、近年シェアリングエコノミーのサービス企業と提携されまして、地域課題を解決しようという自治体も増えております。そういったこともありまして、白馬もぜひシェアリングエコノミー、サービス企業と提携していただいて、課題解決に取り組んでいただきたいなと思い、質問させていただきました。

まず、シェアリングシティに認定されている事例といたしまして、人口約3,800人の長野県

の川上村の事例を挙げさせていただきます。まず、川上村では何が一番課題だったかと申しますと、30代から40代の農業後継者の男性の約4割が非婚だったということです。お嫁さんに選ばれる地域になるべく、川上村では早い段階から、2016年の8月から、東京のパートナーエージェンツという会社と連携協定を締結しまして、早いもので4カ月後の2016年の12月には、村の女性の自己実現のための時間を創造しようという試みとして家事や子守、買い物代行などを地域住民に頼めるマッチングシェアリングエコノミーシステムメイクタイムを実証実験として共同開発をされました。国内において自治体主導で運営されるシェアリングエコノミーシステムとしては初事例だったそうです。

その内容といたしましては、依頼者が依頼したい仕事の内容をリクエストすると、支援者とマッチングされて、支援者は仕事に応じてポイントを獲得し、ビットコインや商品と交換することができそうです。村の中でお金が回る仕組みにもなっておりまして、さらにそのメイクタイムによって創出された時間を活用して村の女性が指導するイベントの開催であったり学習講座の開催、ワークショップなどさまざまな活動が生まれて、さらに、翌年2月に行われたアイデアコンテスト2017では、優勝した村の女性のアイデアが事業化するなどといった事例も生まれる好循環を生んでいるそうです。これは3,800人の川上村の事例ですので、白馬でもできるのではないかなと思っています。

また、南房総市では、地方創生の総合戦略の3本の柱に、安心して子供を産み育てられる環境をつくるということ、若者に魅力のある仕事をつくるということ、新しい人の流れをつくるということという、この3本があって、それにどれもマッチングしたのがクラウドソーシングだったということで、クラウドソーシングに取り組まれています。

地域における社会課題の解決や経済活性を行なうためのそれぞれの自治体にあったシェアリングエコノミーを活用しているわけなんですけれども、ご答弁でも述べていただきました行政サービスのジャンル10個ご答弁いただいたんですけれども、余り深くは、今まで考えたことはなかったかもしれないけれども、村としては何が一番の課題で、どの事例であればほかの自治体の事例も見ながら早くシェアリングエコノミーを活用できるとお考えなのかをお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、私のほうから、各課を横断するという部分もございますので、答弁をさせていただきたいと思います。

確かに、議員ご指摘のように、シェアリングエコノミーというそのものを意識してという部分は、結果として村長の答弁にあったように、該当するものがあるのかなというところは事実でございます。

今事例としてお話になりました川上村や千葉県南房総市ですか、ここについては産業形態が、川上村でいくと農業、南房総でいきますと農業、漁業というところで、やはり産業形態の一番主軸

となるところが観光というところになってきますので、そこら辺が、村長の答弁にもありましてと
おり、民民または官民そのマッチングをどういうふうにやっていくのかというところがなかなか難
しいのかなという気はしているところであります。

ただ、どのようにできるのかという部分については、これは行政主導がいいのか、逆に民間主
導でこういうことを行政とやりたいという形がいいのか、その辺についてはもう少し勉強していき
たいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 産業構造が違うというふうにおっしゃいましたけれども、産業構造の違いも
あって、どういうシェアリングエコノミーの分野を選んでいくかというのは、本当にこれからの研
究だと思うんです。ただ、やっぱりどちらかという人口の少ない川上村もそうなんですけれども、
自治体において、なかなかその中で民間が手挙げをしてやっていくというのは難しいから自治体が
手を挙げてやっていった事例、川上村は自治体が主体となってやっていた事例なんです。なので、
村としても、白馬においては目立って出てくるNPOさんとかまちづくり団体というのがなかなか
ないという現状はあるとは思うので、そこをやっぱり自治体主導で民間を盛り上げていくにはどう
やってやっていったらいいのかというのをぜひ考えていただきたいと思います。

2020年度の来年で前期基本計画の5年目を迎えます。第5次総合計画に照らし合わせてシェ
アリングエコノミーについてちょっと考えていきたいと思うんですけれども、その第5次総合計画
に掲げられている目標の1つに、商工業の振興により雇用を生み出す村づくりというふうにあります。
その中には、新しい仕事の創出、恵まれた自然環境は山岳景観、避暑地としての優位性を生か
し、インターネット環境があれば場所にとらわれず仕事ができるICT等の業種を中心に、サテラ
イトオフィスやコワーキングスペース等の働く環境を整備することで、通年で安定して働ける仕事
をつくり出すとあります。

また、自宅やコワーキングスペース、テレワークや、同時に複数の仕事に携わるマルチワークを
しやすい環境について研究するとありますが、来年で5年目を迎えるこの前期基本計画において、
進捗状況についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいま2点のご質問をいただきましたので、答弁をさ
せていただきます。

まず、雇用を生み出すという部分につきましては、これは先ほどの村長の答弁にもございました
とおり、創業塾に加えて、村ではふるさと納税を活用した、いわゆるクラウドファンด์として白馬
でこういう事業をやっていくと。観光なりいろんな産業を担うべきものとしてこういうものをやっ
ていきたいというものについてはクラウドファイディングぐらいでふるさと納税の募集を募る。

また、NPO、確かにNPO法人が少ないという部分がありますので、行政と民間との間の担い手となるNPOについては、活動をしているところについてはふるさと納税として支援をしたいというような取り組みをしているという状況ですので、数字的なものについては現在、総合計画の評価委員会のほうにもお諮りをしているところなので、それが終わりましたら公表ができるかなというふうに考えておりますので、その点についてはしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

それと、サテライトオフィスは、テレワークの関係につきましては、質問の中にもありましたが、村で所有しているのはノルウェービレッジの1つということになりますが、民間では3つほどテレワークの場所を設けたというふうに伺っております。その方たちのお話の中では、1カ所に頼ってはいなかなか波及されない部分があるので、協議会的なものをつくればどうかというようなお話も出ているというふうに伺っております。できるだけ相乗効果となるように、今後も努めてまいりたいと思いますので、その辺については、1つから、民間ではありますけれども数がふえたということでは、若干なりとも成果は上がっているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 確かに、ふるさと納税を利用して新しい観光人材をつくるという視点ももちろんわかるんですけど、白馬のまず問題点というのは観光産業が主なため、UターンやIターンをしてきた人、したい人というのが、今まで築いた自分のキャリアを生かす仕事がない。仕事を選べないといった現状があるということだと思えます。

特に、子育て中の女性の間では、事務仕事を要望する声もとても多くありまして、観光、ホテルの清掃であったり、キッチンというのはなかなかの激務である中で、子育て中の女性はやはり事務仕事を要望するというお声が多く聞かれます。

ほかの自治体の事例になるんですけども、長野県では駒ヶ根市がICTで都市部と同じように仕事ができる、環境を整えたテレワークオフィスを開設して、クラウドソーシングにより都市部の仕事を地方でも受注できる仕組みを構築しています。これは自治体主導になります。

秋田県の湯沢市でも、在宅ワークを推進するセンターを設立して、150人ものクラウドワーカーの育成に成功しております。また、地域の企業にもクラウドソーシングを推奨するとともに、女性が働きやすいように同時に支援するプロデューサーも育成し、市内でクラウドワークが普及する仕組みをつくりました。白馬もふるさとテレワークで整備したノルウェービレッジを利用してクラウドソーシング事業に、民間任せではなく自治体で取り組んではいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ノルウェービレッジの活用につきましては、利用数が上がっているという部分がありますが、議員のご指摘のように、今後もしっかりと、あそこが人が集っている

な形で利用していくということを考えて設置条例等を設けておりますので、そのように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 恐らく村が整備している施設はそのノルウェービレッジ1個ということで、そこを民間任せにするのではなく、そこにしっかりシェアリングエコノミーサービス企業としっかり連携協定を結んで、クラウドソーシングをその施設に引き入れていくということを村としても積極的にやっていただきたいわけです。村の中での仕事というのは本当に限られていて、お金が動くのはやはり大都市なんです。そこからしっかりクラウドソーシングを使って外貨を稼ぐ。村の人にしっかり稼いでもらうという仕組みをぜひ考えていっていただきたいと思います。今後ぜひ検討していただきたいと考えています。

一番最初の質問で、施設においては施設自体がW i — F i を引くのでいいんですけども、例えば第5次総合計画にもありましたように、自宅であったりコワーキングスペースで働く環境をつくるというのは、村全体のインターネット環境の整備は本当にマストだと思います。第5次総合計画の目標にも掲げられておりますが、自立的・公立的な健全な行財政の村づくりというところで、情報通信技術の活用、村内全域に布設した光ケーブルやケーブルテレビ白馬の放送設備を計画的に更新し、インターネットを活用したまちづくりを推進するとあります。あわせて、国際リゾートにふさわしい受け入れ環境の整備ということで、公衆無線L A N の整備が目標として掲げられております。この村のインターネット環境の整備についての進捗状況をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 村内のインターネット環境につきまして、私のほうからお答えさせていただきますが、まず通信の関係につきましては、北城地区につきましては、通信事業者が所有している。神城地区につきましては、当時、いわゆる今のケーブルテレビ白馬の布設と合わせて、白馬村がF T T H、いわゆる光ファイバー網を整備して、村内のどの地域でも光ファイバーを使った高速のインターネットが活用できるという環境には、現在はなっているというところであります。

ただ、その後の通信環境等の向上化等によりまして、今では主流になってくるのはやはり無線L A N、公衆W i — F i 等になってくるのかというふうには思っております。

今のところ、村のほうで整備をしておりますのは、防災の関係で立てました公衆W i — F i です。ただ、災害時には開放はいたしますが、現時点では村内全てのエリアというわけではありませんので、今後はどういうふうにしていくのかという部分については大きな課題はあろうかと思います。

あと、もう一つは宿泊事業者に対するW i — F i の環境というところについては、たしか県の補助を使って整備をしたという例がありますので、その点につきましては観光課長のほうから補足をさせていただきたいと思いますが、村全体にどういうふうの設定をしていくのかというところ

ろについては、現時点では構想等はありませんので、その辺は今後、来年定める第5次総合計画の後期計画に向けて、どういうものやっていくべきだとかいうのはいろいろと審議をしなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、じゃ、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光面で受け入れ環境整備ということで、Wi-Fi整備、これまでしてきた状況についてご説明いたします。

まず、今総務課長の答弁にありましたとおり、防災という観点から、平成27年度に観光防災Wi-Fiステーションというものを設置しました。それは、役場、多目的ふれあいセンター、このエリアと、あとは観光という視点で八方のバスターミナル周辺、それと白馬駅前周辺です。

28年度にもう2カ所、増設してあります。1カ所はウイング21、これは主に防災という視点です。それと、エコランドの大通りに整備いたしました。

このほか、27年度に宿泊事業者に対する管内でWi-Fiを整備するというような事業に対しても県の補助金を活用しながら事業者に対する補助をして、整備を促進したという実績があります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） まず、Wi-Fiにおきましては、本当に高速ファイバーもそうなんです。日進月歩でどんどん新しいものになっていっています。私、多分議員に一番最初になったときも、3年前も同じような、Wi-Fiが使いづらいという発言をさせていただいたと思うんですけども、そのときも同じような答弁だったと思います。防災のためにつくったもので、これからの観光におきましてはこれから整備していきますという話だったと思うんですけども、これから日本ってソサエティー5.0といって、もうAIが台頭する世の中になってくるのに、ふだんの滞在環境のWi-Fiも整備されないというのは、やっぱりいかがなものかと思うんです。もうほんとに滞在する方、これからも村としてもこういったテレワークとか自宅でのテレワークを進めていくとなっている中で、在宅であったり、滞在している方々の情報環境を整備していくのはほんとにマストだと思いますので、特に、余りにも村のWi-Fiが入ってくると使いづらくて、私消します。余りにも使えないので。それしかも1時間しか使えなくて、パスワードを打たないと入れないというのは、ほかの観光地なかなかないと思います。私、沖縄県出身なのに、那覇に帰るときちゃんと入って、自動で入ってくるようなWi-Fiになっていますので、山岳リゾート地をうたうのであれば、その整備はしっかりやっていただきたいと思います。

次に移りますけれども、第5次総合計画の中にも挙げられております美しい景観を守り育む村づくりの空き家廃屋対策でありますけれども、その中で、空き家台帳を整備し、定住促進への有効活用や除去を促すことで景観を保全しますとあります。この空き家台帳の整備は進んでいるのか。空

き家の現状把握についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 空き家につきましては、毎年総務課と集落支援員のほうで現地に行
って、空き家の状況は把握しているというところであります。

ただ、空き家というのはどちらかというと台帳として把握しているのは、一般的に利活用がで
きというよりも、特定空き家になる前段、いわゆる景観を損なうようなものについては台帳上に載
せて、手を入れるなりの依頼文書を出していというような状況でありますので、毎年調査をし、そ
こら辺の精査をしながら、所有者に対していろいろと指導をしているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） では、余り利活用の点では考えていらっしゃるというような答弁かと思
うんですけども、そういった、特に白馬の場合ですと、民宿をおやめになられた方々が多くいら
っしゃいまして、空き家であったり、また空き民宿対策というものでは、もちろん移住・定住促進
にも使えはするんですけども、関係人口をふやす目的でも使うことができると考えております。

それは、今年の4月から始まった全国住み放題のサービスというアドレスという事業者がありま
して、月額料金を支払えば、提携している全国の古民家や空き家に住める、住まいのサブスクリプ
ションサービスを展開されております。2033年には、空き家率が現在の倍、全住宅の3割に当
たる2,166万戸にふえるという予測もある中で、都市と地方とで、人と人との交流を増やして、
移住ではなく旅行のような短期でもない人口のシェアリング、関係人口をふやしていくことを目的
としています。2拠点であったり多拠点で、動きながらそういうふうに働きたいという人に生活の
拠点を提供することで、ユーザーだけではなく物件オーナーさんには家賃収入が入りますし、物件
のある地域住民にはユーザーの交流といったメリットを提供できる点が魅力です。

4月に始めたシェアリングサービスですけども、申し込みが殺到したことから、今は会員の受
け入れを見合わせているほどの人気だそうです。物件提供といたしましては、大津市は連携協定を
結んでおりますし、長野県では塩尻市と小布施町が提供しているそうです。第5次総合計画の目標
でも、民間活力を生かす村づくりとして新たな企業等との連携先も模索し、先進的な暮らしやまち
づくりを目指すとあります。2020年度の企業提携事業の目標としては5事業となっております
が、このようなアドレスのようなシェアリングエコノミーサービス提携企業との連携協定を結んで
はいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、空き家対策の関係について、村ではやるつもりはないかという、そういっ
た質問でございますけれども、空き家対策は非常にこれから大事だというふうに思っておりますし、
特に白馬村の観光地、観光局の会員はどんどん減ってきている。それはやっぱり高齢化でどんど

営業施設がなくなっているというような状況の中で、非常に懸念をしているところではありますが、そんな中で、やっぱり観光人口をふやす場合でも、そしてまた定住人口をふやす場合でも非常に空き家を活用できればというふうに、私も常々思っているところではありますが、それぞれ聞いてみますと、余りにも施設が大きいために、どうしても新しく入る人が辞退をするというような、そんなお話もございます。あまり施設が大きいもんですから、なかなか借りる人もちょっと躊躇するというような、そんな状況もあるようでありますけれども、そういった人ではなくて、例えばその施設を借りて営業したいというようなお方もいるようでありますので、そんなことも村では窓口として対応できればというふうに思っておりますので、検討をさせていただきたいと思いますし、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） すみません。ご答弁の中に2020年度の企業提携事業目標5事業というふうになっているんですけれども、今現在での進捗はいかがでしょうか。教えていただけたらと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 民宿の件に関しましては、村長のご答弁にもありましたように、白馬の施設が大き過ぎるため、恐らく物件丸ごと、なかなか借り上げるというのは難しいというオーナーさんもいらっしゃると思うんですけれども、そのサービスは、例えば10戸部屋がある中の1戸だけ借りるということも可能で、リノベーションも会社持ちだそうです。そういった全国同じような事例というのはたくさんあって、そのシェアリングエコノミーサービスを提供している企業さんというのはその社会問題解決のために何とかできないかということで、そういった事業に、オーナーさんに対しても何か解決ができるための手段を提供していくという中で活動されております。なので、恐らく自分たちの頭の中には想像し得ない解決策だったり、いろんなことをきっと民間の発想で自治体の課題を一緒になって解決していただけたと思いますので、ぜひとも、自治体ができないことを民間の企業と提携して一緒にやっていくということをぜひ考えていただきたいと思います。

そのシェアリングエコノミーのサービス、一番最初のご答弁にもありましたように、10個あると思いますけれども、その中でやっぱり白馬村が一番何が課題であって、どういう事業者と連携したら課題が解決するのかというのは、総務省のシェアリングエコノミー伝道師という方を派遣していただいて、最初のヒアリングから組み立てまでやっていただけるような仕組みもあります。ぜひそういったものを活用していただいて、一歩でも進んでいただければと思います。

すみません、まとめになりますけれども、自治体にとってのシェアリングサービスの大きなメリ

ットというのは、新たな財源支出を必要としないことにあります。新たな財源を支出しないということは、シェアリングエコノミーサービスの提携企業というのは、もうそもそもプラットフォームをご自身たちで持っておりますので、それを会社のプラットフォームを活用するだけでいいんです。なので、遊休資産や地域に眠っていた人材スキル活用するシェアサービスを用いれば、市場変動によるリスクはほとんど生まれません。村として新しく物を建てる必要もないですしお金をかける必要もないので、このようにシェアリングサービスの概念というのは自治体経営との親和性というのは極めて高いと言われております。今こそ自治体とシェアリングサービスを結んで、市民一人一人によるサステナブルでより暮らしやすい村づくりの実現を提言させていただきまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） 1番太谷修助でございます。思い起こしますと、1年前、村長が2期目の担当をすると同時に議員にさせていただきましてはや1年たつんですが、この1年間議員として一体何をしてきただろうという自問自答しますと、答えが出てきません。だけど、議員としてやらなきゃいけないことはどういうことかということはわかっているつもりで、今回の一般質問をさせていただきたいと思います。

今までの一般質問に関連もしているんですが、終始一貫して私は、外国人の方たちの所有する物から発生するところのいろいろな不安材料というものを改めてまた今回、地下水という問題を通して一般質問させていただいたんで、よろしくお願いいたします。

一般質問が2つございますけど、まず第1問は、地下水の利活用を前提にした土地売買が増加した場合、村はどのような対策を考えているか。

まず1番です。水事業をなりわいに行っている企業からの進出の話は、過去、現在を含めてあったか、あるいはあるか。

2番目、白馬山麓一帯の地下水の保全のために河川や取水地の管理はどのようにしているか。

3、地下水の流量というのは測定不能という過去の答弁がありますが、現在は専門家、学識経験者、関係団体の依頼でシミュレーション化が可能になっています。数値測定の委託は考えていますか。

4、国が平成26年7月に制定した水循環基本法をもとに、長野県や他の市町村が設定している水循環基本計画を村もなぞらえて策定する考えはないか。

5、水循環基本法の個別法に対する自治体の要望として、国、自治体、事業者、住民に対してだけで、大事な所有者が抜けているので加えてほしいという要望があります。また、山林の60%が地籍調査が進んでいないために曖昧になっており、地質調査をより簡潔にしてスピーディーに地籍調査を行ってほしいとしている。村長の見解をお伺いします。

6、外国籍の土地所有者が転売等で所有者変更になった場合、取得目的が水の販売等になった場合、規制はできるのか。

7、地下水取水規制に関する条例が県内市町村でも制定されているが、本村も白馬村開発指導要綱よりも規制強化したものに格上げする考えがあるか。

以上、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷修助議員から、地下水の利活用を前提とした土地売買が増加した場合、村はどのような対策を考えているかについて、7つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の水事業のなりわいに行っている企業からの進出の話は、過去、現在を含めてあったか、あるいはあるかについてお答えします。

まず、水事業を行なうといった開発に関するご相談があれば判断もつきますが、規模が小さく具体的な相談がなければわからないというところが正直なところではありますが、これを踏まえて、過去においてなりわいといった企業についてのお話は伺ったことはございません。現在では、村内の1つの企業が水事業を行っており、事業の拡大に取り組んでいると理解をしているところであります。

2点目の、河川や取水地の管理に関する質問でありますけれども、基本的に、河川の管理は河川法の規定により、河川管理者が行なうこととなっております。流水を使用する場合は、いわゆる水利権は河川管理者の許可が必要となります。例えば、姫川や松川、平川といった一級河川の水を使用する場合は、国の許可が必要になるわけでありまして、発電や農業用水の利用に当たっては、この許可を得た上で使用することが原則となります。

ただし、この河川法の規定はあくまで使用の河川の保全や適正管理を目的としたものでありますので、議員がご質問の地下水まで及ぶものではないという点につきましては、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

3点目の、地下水の流量について、数値測定委託の考えはないかとの質問についてですが、地下水は雨が地表面から地中に浸透して、土の中のすき間の部分に存在する水です。河川などの地表水は、重力によって標高の高いところから低いところに向かって流れますが、地下水は重力だけではなく圧力によって流れる場合もあり、場所によっては下から上への流れもあります。

例えば、谷や崖下の湧水のように、水が地表面に湧き出ている場所では、地下水が深いところか

ら浅いところに向かって流れている場合もございます。このように、地下水は地形や地下の地質、圧力、水圧などの条件より3次的に流動をいたします。一般的に、地下水の流れる速さは早くても毎秒0.1ミリから1ミリ程度、1日で10メートルから100メートル程度と言われております。さらに、土壌や地質条件によっては、1日に1メートル未満の場合もあるとのことでもあります。水田から浸透した水が地下水となって近くの遊水池に湧き出てくるまで数カ月から数年程度、山に降った雨が浸透して浅い地下水となり、近くの沢に湧き出てくるまで数年、そのまま低地まで流れてくるまで数年から数十年、ましてや海岸付近まで達するには早くて30年から50年以上の期間が必要と考えております。

議員がおっしゃるとおり、専門家や学識経験者、関係団体への依頼でシミュレーションを行なう方法としては近年、有限要素法のように小さな部分に分割して近似値を求め、全体の挙動を予測するといった手法など、流体の運動に関する方程式をコンピューターで解くことにより流体を観測するといった数値分析手法が幾つかあります。また、現場における地下水の流れや流速を調査する方法としては、複数の観測井戸を用い、トレーサーと呼ばれる微量な添加物質を投入をして観測を行なう方法があります。数値分析解析は、モデル形状の複雑さによって委託価格が大きく変わり、断面を実施するだけでも100万単位の委託料が見込まれます。観測井戸を用いている場合では、井戸を1カ所掘るだけでも数百万円を要し、さらに最低でも3カ所以上の井戸が必要となることから、観測に要する労力やコストは多大なものとなります。

いずれにいたしましても、調査や検討の対象となる地下水がどういった場所や深さや流れなのかによって考えるべき時間、スケールや必要な調査期間、適切な観測間隔などは大きく異なることから、地下水調査の目的が具体的に明確でない現時点では、数値測定を実施することは今考えてはおりません。

4点目の、水循環基本法は、水循環に関する政策を集中的かつ総合的に推進をし、健全な水循環を維持し、回復をさせ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的に制定をされたところであります。長野県下では、既に平成4年に水循環保全条例や、平成25年に長野県豊かな水資源の保全に関する条例を制定し、健全な水循環への取り組みを行っています。松本市を初め安曇野市、大町市、池田町、松川村など松本盆地、中心平らの各市町村で構成をするアルプス地域地下水保全対策協議会では、平成24年に地下水の保全及びかん養に関する方針を定め、地域の財産である松本盆地の地下水を将来にわたり守り育てるため、地下水の保全及びかん養への取り組みを進めております。

安曇野市では、先人から引き継いできた豊かな水環境を将来にわたり保全するため、水環境基本計画と行動計画を策定し、持続可能な水環境の形成や水資源を有効活用するための保全強化施策について地域全体で取り組むこととしております。

平成27年に長野県環境部水大気環境課がまとめた水資源分析において、本村の分析評価として

は、山地の基盤は難透水性のため、地下浸透、地下賦存は少なく、白馬盆地の地下水賦存量については県内他地域平均よりも少ないものの地下浸透、水田浸透は多く、現時点では取水に対する浸透の比率が大きいため、水不足等のリスクは少なく、取水に対する健全度は大きいと判断をされており、これから現時点では基本計画を策定する予定は現在ございません。

5点目の、山林の地籍調査につきましては、平成30年度末の全国平均での調査の進捗率は約45%となっており、宅地の55%、農用地の74%に比べて、全国的におくれています。白馬村においても、調査対象となっている林地は約114平方キロメートルとしておりますが、山林の地籍調査につきましては、現地の立ち会い作業や測量作業が困難である地域が多く、ほとんど調査は進んでいないのが現状であります。

国においては、特に防災対策等の観点からも、山林の地籍調査を進めたいと考えておりまして、空中写真測量や航空レーザー測量技術を用いて山林の地形や植生情報などをもとに、広域的な土地境界の基礎情報を整理をし、図書、図面等にまとめる山村境界基本調査を進めております。

国はこの基本情報を市町村等が活用することで現地での立ち会い調査や測量作業を省略した調査が可能になるのではないかとしております。

村といたしましても、山林の地籍調査についての必要性は感じておりますので、国の山村境界基本調査の動向を注視をしながら、国の基礎情報を活用した山林の地籍調査について研究を進めてまいりたいと考えております。

6点目の、外国籍の土地所有者が転売等の取得目的が水販売になった場合の規制ができるのかについてであります。結論から申し上げますと、現時点では規制はできません。そもそも、土地の取得目的について事前に把握できるものではなく、所有権移転については法務局からの登記済通知書が役場に届いて初めて所有者情報を把握することができるものであります。

本年6月の一般質問においても、外国人の土地取得について同様の答弁をさせていただきましたが、土地の利用、運用を制限する規制の政策及び条例化については、我が国の現行の法制度では有効な規制は難しく、民法上、日本の土地所有権は不可侵性が原則の財産権が発生いたします。

一方で、長野県豊かな水資源の保全に関する条例に規定する水資源保全地域の指定地域となった場合には、土地に関する権利の移転等の届け出により把握することは可能になりますが、この指定については具体的な地番指定となることから、指定を受けている自治体は地表水、地下水などの水源域等を地番指定をしているものと推察をいたします。

最後に、地下水取水規制に関する条例が県内市町村で制定をされているが、本村も白馬村開発指導要綱よりも規制強化をしたものに格上げの考えはあるかとの質問であります。白馬村環境基本条例第20条で開発の基準をうたい、同条例施行規則第3条において、飲料水等の水源地の開発の抑制を規定をしております。さらに、白馬村開発指導要綱第16条では、地下水の保全をうたっておりますが、過去の議会においても地下水についての質問がありましたが、現在のところ、本村で

は支障となる事例はなく、規制強化は現在のところ考えておりません。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷修助議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 1点目から7点目まで、村長のお答え、大体私も予測がついていたんですが、まず1点目の、水の会社がそういう過去にあったかということであれなんです、たまたま大町では、4番目の水の会社が大きくやろうとしているその北アルプスの、乗鞍から乗鞍までの北アルプスと言われるところは全部伏流水も湧水も十分あるエリアですので、ここの中でご商売をしようという水の企業はここ近年かなりふえてきて、また実際、まだ申請をしているというようなところの話も聞いたりするんですが、いずれにしても、企業も営利を目的としていますから、それはそれなりなんです、やっぱり大切なのは、みんなの共有の財産である地下水というものを有効にうまく使って自然の環境もマッチしながら、自分たちの営利もきちんと稼げるような状態でいけるような、お互いにギブアンドテイクの共生というような考え方でいければ一番いいと思うんで、たまたま白馬村のこの小さなエリアの中では小さな水の会社も1つあると思いますが、それ以外には一応今のところないということで安心をいたしました。

ただ、これだけきれいな水がある山のそばにあるところですから、いつ何ときそういう話があったときに、村として、いつも村長がおっしゃるように、開発と規制の悩ましい永遠の課題だとおっしゃるんですが、私もそれは確かにそう思いますが、もしいざそういうことになったときに、私たちが右往左往しないようなものを常に頭に入れておいていただければということでもあります。

それから、2点目のことで質問させていただいたのは、やっぱり水管理は規定の管理者に委託しているんですが、何か取水地あたりに勝手に入って、何かアブノーマルなことをするとかというようなことがあったときに困るから質問したわけでございます。今のところ、安全でということですので、安心しております。

それから、3番目の民間の企業等のところに指名紹介するものをお願いできないかというのは、確かにお金もかかるんですけども、実際やればできるということで、安曇野市のように、もうほんとにあの下に大地底湖のような伏流水のたまっているところがあるというようなエリアならいいですが、先ほどの村長の答弁にありましたように、白馬村は山からすぐそばで、平らな部分は少ないんで、それほど私も水がたまっているというふうには思いません。将来、そういうことで、必要だったらお金がかかるかもしれませんがやらなきゃいけないときが来るかもしれません。

それから4番目のほうは、平成26年に国が策定した水循環基本法になぞらえて、白馬村も水のあれを守っていこうということであれしたと思うんですが、量的な調査やなんかを行っていないということではありますけれども、いずれはどのくらいの量があるかというのは、何かシミュレーション化してもらっておいたほうがいいかなというふうに思います。

それから、5点目では、いわゆる地籍調査が山林の場合進んでいないということで、村はどのく

らい進んでいるのかということをお聞きしたかったんですが、今、全国的にも国の補助金等を含めてかなりのパーセンテージで進んで、既に済んでいるところが29%、それから着手中は45%で、未着手というところもまだ4分の1程度あるそうですが、先ほどの村長の答弁の中でもありましたように、そういうことで国の補助等を使ってやればスムーズな移行ができるというようなこともあるんで、マンパワーが足りないとかお金が少しかかるということもありますけど、できるだけ早くやって、防災というようなことも含めてうまく地籍調査が進んで、売買が自由にできるとかということにもつながってきますので、できるだけ早くやっていただけないかというように思っております。

私がこういう質問をするのは、一番最初に私言ったように、外国籍の方たちがいろいろなことで日本の水、国の土地の取得というのはもう自由にできる国なものですから、そういったアブノーマルといって失礼なんですけど、そういうようなものが出てきたときに、村は何も防備していないというようなことであってはいけないんで、一応質問させていただいたわけなんですけれども、ちなみにちょっと余談になりますけれども、日本の国の周りにある島嶼から含めて島あたりでは、かなり今韓国とかあるいは中国の方たちが購入して、一例でいうと北海道なんか、もう全体も2,950ヘクタールというような土地が、森林を含めて、いわゆる水源地としての目的で買っているのではなかろうかと想像するような土地の購入がされていて、そのまま塩漬けになっている状態だそうですが、それで全国全体でいったらその10倍というから、約3万ヘクタールぐらいの土地はもう既に外国の籍の人たちのところに、そのうちの8割が中国系というような具体的な数字も出ていますので、そういうところで一挙に何か起きたときに水源地まで、何をしているかわからないということが一番不安の材料になると思いますので、このことが、気をつけながらこれから村の開発もやっていってもらえればというふうに思っております。

特に、水については命にかかわるものですから、そういうところを押さえられてしまったら我々の生活というものももちろんできなくなりますので、ミサイルを飛ばすよりも食料や水で押さえたほうが制圧できますので、そういうことのないようにしてほしいと思います。

それから、7番目の白馬村開発指導要綱の第16章に、地下水の保全という項目があるんですが、もうちょっと厳しい地下水の保全はできないかというところでの質問をしたわけなんですけど、民法207条にある土地所有権の範囲というのは、法令の範囲内では所有地の上位にいくという法律があって、地下は40メートル、上空は建物より300メートルというようなエリアの中でいろいろな所有権を持っている人たちはできるというんですが、地下水を40メートルまで掘っていい。それよりもっと深い深井戸というものを掘った場合にこの村はどういうふうに対応するのか、1つだけそれをお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 開発という関係で私のほうからお答えさせていただきますと、まず、

当然のことながら地下水の取得というふうになりますと井戸を掘るという作業になってまいりますので、その際には届け出が必要というふうになります。そこでの判断になってこようかと思いますので、具体的な場所等が、それがどういうところになるのかというものが示されないと、ちょっとその方向性というものをこの場でお答えすることはちょっと難しいかなというふうに思いますので、それが出てきて村のほうで審議をするということになろうかと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） もしそういうものが出た場合には必ず村のほうを通したり県に申請をしたりして確認されるということですので、そういう意味では安心をしているんですが、合理的に何かをやっているというのは、どこまで追及できるかわからないというようなこともありますので、フェアにやっている場合はいいんですが、アブノーマルな形でというようなことがあったときに対応することだけは、また改めておしたいと思います。

それから、スムーズに答えていただきましたんで、2番目の項目に入ります。

2番目、少子化対策はということで、1番、子育て世代への手厚い保護はもとより、結婚していない方たちへのアプローチ、対策は考えているか。2番目、チャイルドケアの充実はできないか。この2点をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の、少子化対策について、2つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、結婚していない方たちへのアプローチと対策についてでありますけれども、現在実施をしております取り組みといたしましては、北アルプス連携自立圏と白馬商工会の取り組みがあります。北アルプス連携自立圏とは、人口減少、少子高齢化社会にあっても住民が安心して快適な暮らしを営むことができ、活力ある経済、生活圏の形成に協力をして取り組むため、圏域全体の地域活性化と生活機能も確保し、圏域へ人材の誘導と定着を促進する目的で取り組んでいるものです。

この取り組みの中には若者交流イベント開催事業があり、毎年未婚者をターゲットに、出会いの機会を演出するイベントを開催しております。昨年度は白馬村と大町市で開催をし、延べ148名の参加をいただきました。ことしも2回イベントの開催を予定しております。

村内では、白馬商工会が中心となり、スキー場やリサイクルリングといった白馬の特徴を生かした出会い創出や交流イベントを開催しております。この9月の28日土曜日には、ことしで3年目となる白馬コンサイクリングの開催が予定をされており、30名の男女が参加予定と聞いております。引き続き近隣の市町村とともに協力をし、若者の交流を促進をし、出会いの機会や地域の楽しみを創出するため、イベント等の実施をしていきたいと考えております。

2点目の、チャイルドケアについてお答えいたします。

チャイルドケアという言葉にはそれ自身が事業やプログラムを指す協議の意味と、直訳をした場合の保育や育児といった意味がありますが、ここでは子育て支援全般と捉えてお答えをいたします。

地域に子供の声が響くことは、我が子や孫に限らず、その地域に暮らす住民の未来への絶対的な希望であります。ところが、地方だけでなく、都市部においても少子高齢化はますます進展しており、社会情勢により今後もこの傾向は継続・加速するとされ、将来に不安を抱かずにはいられません。このため、国の経済政策の基本方針をまとめた骨太の方針2019では、社会全体で子育てを支えるため地域や家庭における子育ての担い手の多様化などの取り組みにより、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化し、希望の出生率1.8の実現を目指すとしております。

また、子ども・子育て支援の質の向上、新放課後子ども総合プランに基づき放課後児童クラブ等の受け皿の整備、子供の貧困の解消に向けた社会全体の取り組み、児童虐待の防止を掲げておりますが、さらに不妊治療支援、予期せぬ妊娠等により不安を抱えた若年妊婦への支援、産後ケアの充実などの支援強化に取り組むとともに、妊産婦の負担増につながらない配慮を検討しつつ、妊産婦の診療に積極的な医療機関をふやすとしているところであります。

白馬村においても、平成16年には98人であった年間出生数は、平成30年度では46人となっております。平成30年度の合計特殊出生率は1.22で、国1.42、長野県の1.57を下回り、例外なく少子化は進展しており、子育て支援の充実が必要であると認識をし、取り組みを進めているところであります。

具体的な子ども・子育て支援といたしましては、妊娠期では、母子健康手帳の交付、子育てプランの作成を行なうとともに、医療機関への委託による妊婦健診において、妊娠期のほぼ全ての健診費用を助成しております。さらに、今年度からは歯科健診も開始をいたしました。産後ケアでは産後2週間、1カ月後の産婦健診を医療機関への委託で実施をし、産後うつへの対応や育児が順調に行なえるように、早期から対応をしているところであります。また、不妊不育症治療費の助成や小さく生まれたお子さんへの未熟児保育医療費の助成も実施をしております。お子さんに対しては新生児期から家庭訪問、育児相談、乳幼児健診等を実施し、成長発達に合わせて健康状態や育ちの確認、助言を行っているところであります。

子育て支援ルームでは、親子の交流機会を設けておりますし、母子保健事業や子育て支援ルーム事業において、乳幼児期には保健師や保育士が頻回に母子に会う機会を持ち、子育てに関する相談に応じられるように努めているところであります。また、小児科医では、産婦人科医との直接相談ができる小児科・産婦人科オンラインの利用によりまして、急病時などの不安の軽減を図っているところであります。

ご家庭への支援としては、一時預かり保育、3歳未満児保育、延長保育、放課後児童クラブなどにより、仕事中に保護者にかわってお子さんを安全にお預かりをしております。また、保育と幼児教育の無償化がこの10月より実施をされることになり、子育ての経済的負担の軽減が大幅に図ら

れることになりました。

今後はさらに子育て支援の質の向上を図るとともに、児童虐待や貧困などへの配慮も継続をしてまいりたいと思います。

白馬村においては、核家族化・地域の地縁・血縁のない家庭や外国籍の家庭もあり、子育てを取り巻く環境や価値観は多様化しております。子育ては保護者や行政サービスのみならず、地域全体で子供を見ていく視点が必要であり、支える担い手や居場所については、地域づくりを進めていく上で大きな課題であると考えております。

白馬の雄大な自然環境に引かれた方々が移住・就労して家庭を持ち、子育てをされている多くの皆様に地域を支えていただいておりますが、あわせて、白馬村で生まれ、育ち、学び、田舎や雪国の真の厳しさや魅力を知る若者が進学や就職で一旦は村を離れていても、いずれふるさとに戻り、家庭を持ち、子育てをして白馬村の未来をともに担っていただくことが先人たちの願いの一つであると考えております。

そのためには、親世代が充実をした家庭生活を送り、子育てを楽しみ、子どもに惜しめない愛情を注ぎ、白馬に住んでいてよかったと実感できる環境が必要であります。

子育てにはさまざまな苦勞がありますが、村は子育て支援課が所管する子供家庭総合拠点及び子育て世代包括支援センターを中心に、子供を育てる喜びや幸せを実感できるように、また地域全体で未来への希望を共有をし、子供を育ていけるように支援を充実してまいりたいと思います。

以上、太谷議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございました。

村が今やっている子育て支援にはとても私も温かいものを感じますし、今後もこういう形で継続していただきたいというふうに思っています。

それで、その中でちょっと質問させていただく中に、実は結婚していない人たちへのアプローチが何かできないかというのは、実は、結婚したいけどできない、結婚したいけどできない部分というのは私はちょっと掘り下げて考えていかなきゃいけないなと思ってまして、やっぱり今の30代の方たちの未婚率というのは村長どのぐらいかご存じだと思うんですけど、30%、40%という数字を超えているんです。20代だと7割とか7割5分とか、男性、女性によって違いますけど、そのあたりはいいとして、30代、40代、そろそろ家庭を持たなきゃいけない、子供を育ててなきゃいけないというときに結婚できない状態、これがあるということなんですが、それはとりもなおさず、収入だとか、それから仕事が正規社員じゃなくて非正規社員であるとか、非常に収入が安定してないことによって、結婚したいんだけどできないという人たちが余りにも多過ぎるということです。これは私、国の施策の中にそういうものが盛り込まれていると思うんですけど、余りにも経済が激しく変動してくる中で、担い手の次世代の若い人たちが思うような仕事につけない、

思うような収入も得られない。これじゃとてもじゃないけど結婚して家庭なんか持てないよねと思っている若者が余りにもたくさんい過ぎると思うんです。これはもう私は国の施策にミスがあったんだというふうにはっきり言わせていただきます。

私もこういう議員の端くれですけども、やっぱりこういうことは上にどんどん意見として言っていかなきゃ、いつまでたっても動かないというふうに思っていますので、自分たちはたまたまそういう形のところになくてよかったよねじゃなくて、そういう方たちに寄り添えるようなのが私は、政だと思っていますので、そういうものをこの村も一生懸命そういう人たちに支援をするような形がとれればというふうに思っております。

今この村の人口、八千何百人のうちのもうこの村で生まれて育った人はもう村長、3分の1しかいないそうですね。残りの人はみんな、私も含めて外から来て、ここに定住をして、何とか白馬が好きだから住みたいという気持ちで来ている方たちなんで、そういう人たちがお互いにみんな助け合って、先ほどの田中議員のあれじゃないですけど、シェアリングエコノミーというのを含めた中で、みんなで協力し合って、助け合っていくという前向きな姿勢を持って、この村民の皆さんが安心して暮らしていけるようなものにぜひぜひしていったほしいと思いますので、若者の草食化なんという言葉で片づけるんじゃないくて、草食化どころじゃなくて、肉食可能な動物にまた戻ってほしいという私も思っていますので、そういう点、村も含めて、みんなで協力していければいいというふうに思っています。

ちょっと時間もあれなんですけど、ちょっと早目に終わりたいと思います。

そういうことで、提案理由はそういうことの外国人対策とか子供の少子化対策でさせていただいたんですが、やっぱり問題提起することをとても私は議会では大事なことだと思っていますので、その答えが出なくても、やっぱりそれに向かってみんなで邁進していくという姿勢が大事かと思うしますので、行動をひとつよろしくお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、田中麻乃議員の質問に対しましての答弁漏れがありましたので、総務課長の発言を許可します。総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、午前中、田中麻乃議員への答弁漏れがございましたので、私のほうから改めて答弁をさせていただきます。

民間活力を生かす村づくりの中で、大学、企業との連携の事業数が幾つかということで、事業数

につきましては3つの事業ということでございます。

現在、2つの大学4つの企業と連携協定を結んでおりまして、3つの事業の中身につきましては、震災アーカイブの事業、2点目がユニバーサルツーリズムの事業、3点目が白馬高校のBBL学習、いわゆる課題解決型の学習という3つの事業に取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。今回は3問の質問をしたいと思います。

最初に、木彫り文化の継承についてです。

ことは、白馬山案内人組合100周年で、組合と村と協力して、10月に100周年を祝う記念行事が行われます。白馬村の発展に寄与した登山文化とそれを支えた組合の努力がよくわかる記念行事になることを願っています。

そんな中、新聞で木彫りの100周年展が上田市で開催されることを知りました。木彫りは白馬村にとっても大事な白馬の文化です。県からも伝統工芸品に指定された地場産業で、白馬三山、高山植物をモチーフにした土産物から心に安らぎと感動を与える重厚な作品が多数生み出され、一時は上田市をしのぐ勢いがあったことを覚えています。しかし、現在は7名の木彫り作家の高齢化が進み、木彫り文化の継承が厳しい状況です。村の貴重な文化の継承のために質問したいと思います。

1つとして、山本鼎氏が始めた農民美術運動と児童自由画教育運動100年展が上田市立美術館で11月30日から展示されます。この記念展には、白馬村の木彫り作家の作品も多数展示されています。上田市で展示会終了後、同100年展を白馬村で開催できるように、上田市及び関係団体に働きかける考えはないかどうかを伺います。

2つ目として、村の教育重点施策に、地域を学び郷土のよさ、魅力を知る教育の充実のため、各学校の郷土学習や体験学習の取り組みを支援する社会科や総合学習の時間を活用して、特色ある授業づくりに取り組むことが示されています。

そこで提案ですが、木彫り文化の継承のために、小学校、中学校でその総合学習の時間などを活用して木彫り授業を開設する考えはないか。

以上2点、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からは、木彫り文化の継承についての2項目について質問をいただいておりますので、1つ目の項目について私から答弁をさせていただきます。

山本鼎氏の農民美術100年展については、11月の30日土曜日から2月の24日月曜日の間、上田市立美術館で開催をされます。白馬村からも木彫を中心に出展予定と伺っております。

農民美術運動は、大正8年、芸術家の山本鼎氏が上田で始められ、白馬での農民美術につきましては昭和30年代に冬期間、農家の副業として活動され始め、また中学校の美術教師が素養のある

生徒何名かに声をかけ、農民美術を学ぶようになり、現在に至っております。

そこには、降雪期に外で遊ぶことができず、木彫りの作業に集中した人もいたそうです。村では、昭和54年度より、第2次林業構造改善事業を活用した木彫の館、今の白馬木彫研究センター建設を提案したところ、木彫りの仕事を同じくする者7名による白馬木彫連合組合が結成をされました。この事業に取り組んだ結果、昭和56年3月に国からの補助金も認可され、この年の12月には完成に至った歴史もあります。

当時は、この施設を活用し、木彫り講習会を中心に、旅館組合等の協力による修学旅行生への木彫り体験や指導、公民館活動の一躍を担いながら、白馬の木彫りを多くの方に知っていただく活動がなされました。それから50年余りが経過をいたしました。今も変わらぬ自由な発想と生活の中で感じる美しさを率直に表現した作品の数々はさまざまな場所で目にいたします。

現在、村内では3人の方がギャラリーを運営し、他の4名の方が村内で活動をしております。担い手に課題はありますが、それぞれの彫刻家が個人的に受講生を持ち、教えているようであります。現状の中では、1人若手が継承をしております。

ご質問があった100年展を白馬村でも開催できるよう働きかける考えはないかとの質問であります。貴重品を会期中管理し、展示する場所、警備等を含めると簡単ではなく、現在のところでは考えておりません。

しかし、白馬村の文化祭では毎年、全てではありませんが、彫刻家の方の作品コーナーを設け展示をし、指導している生徒さんの作品も展示をされているところであります。

以上、私からの1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、平林教育長。

教育長（平林豊君） 小中学校で総合学習の時間を活用して木彫り授業の開設についてのご質問であります。教育委員会としましては、子供たちが郷土の自然や文化、歴史などを学ぶ教育を推進することで、ふるさと白馬に対する誇りと自信を持つ人材の育成が図られるように、郷土学習の拡充を今年度の重点施策と主な取り組みに掲げているところであります。

これを受けまして、小中学校では各校の学校教育目標や重点施策に同様の趣旨を掲げて、それぞれ授業や活動に取り組んでおります。

小学校では、図工の授業の中で、卒業記念に木彫オルゴールを製作し、子供たちが感じたことや思ったことを大切にしながら表現することの喜びを味わい、豊かな情操を養っております。

中学校では、学校目標の一つに「郷土を愛する」を掲げ、「地域に学び、地域を学び、地域と学ぶ」を重点テーマとして、総合的な学習の時間に「しろうま学習」と称した地域学習を学年ごとにテーマを持って、全学年で取り組んでいるところであります。

今後は、小学校の図工や中学校の美術の単元に取り入れるだけでなく、学校支援ボランティアとして携わることもできますので、各校に人物等を紹介したり、放課後子ども教室での学習・体験、

郷土学習読本の制作などについても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） まず、提案に対して前向きに答えてくれて、ちょっと教育委員会のほうの話を先に進めたいと思います。

今、子供たちに木彫りを見る機会とか、それから木彫りを実際つくっている姿を見せるとか、そういう機会が非常に少なくなったと思うんです。白馬村の村民の生活の歴史の中には、先ほど言ったように、木彫りも大きな生活の一部としてあったと。

そのときはただ木彫りだけでなくてわら細工とか、それから木のつるの細工のこととか、そういうものも含めて冬の生活を支えたというところが出ていますので、この農民美術という観点からも、白馬はどういう生い立ちの中で今のスキー産業、登山の雇用をできたかということを知っていただくためにも、ぜひとも小学校、中学校のほうでそういうところの授業を実現してほしいと思います。

あわせて、1つだけ提案なんですけど、コミュニティースクール的な要素で木彫りの作家の人なども、この質問をする前に全員の作家の方と懇談もした中で、工房へ来てもらって、俺たちがやっている姿を見てもらおうと、それからまた工房の中に置いてある作品を見てもらうのも一つの体験だから、そういうこともいかなものかということが提案されました。だから、そういうことも含めて、木彫りを知ってもらう機会をちょっとふやしてほしいと思います。

それで、できない、ちょっと難しいという上田市の話のところでもっと質問したいと思います。

これも、こういう質問をする以上、僭越だけど、上田市の美術館の方、それから上田市の木彫り協会の会長さん、それから、白馬村で木彫りに造詣の深い、山とスキー博物館の館長さんがわざわざああいう木彫りの冊子を独自でつくっているというところの木彫りに対する思い入れとか、今後どうしていこうかという話なども十分聞きました。そういう中で、上田市の方の話では、上田でこういう形で100年祭をやるということで、全国に散らばった一番最初のこっば人形という形でつくられたんですけど、それを全国から募集して一堂に集めると。全体的に見ると1,000点ぐらいのこっば人形が集まるんじゃないかと言われています。上田市自身も、これだけの事業ですから、1,600万円の予算をかけてやるというふうに聞いています。それで、実際木彫り協会の会長さんなんかは、木彫りは上田市だけのものではないと。先ほど言いましたように、白馬でも非常に大きな発展が遂げられたときもあったということで、ぜひとも白馬でもそういうふう to開催するような動きになれば、喜んで協力するという答えはいただいています。

ただ、先ほどの答弁の中にあるように、管理が一番重要だと。全国から集まったそういう大事なこっば人形を白馬で何か事故があったというわけにはいきませんから、それは非常に問題は私もあつるなと思います。だから、もう少し、上田でやるような大規模な展示会でなくてもいいですから、

今6名の方、2名の方ははっきり言えば、病気で入院したり、もう手が動かないとかいう形で、もう作品はつくれないという方です。それから1人は、長野のほうへ行って、もう木彫りをつくらずに教室に専念しています。そういう形で、実際もう白馬でやっている人は4人になっています。そういう状態になって、高齢の方はもう80歳を超えたと。一番若い人でも65歳という段階です。もうあと10年もたてば白馬から木彫りがひよっとしたら消えるかもしれないです。そういう瀬戸際に来ているもんで、その瀬戸際を直す、また新たに上昇気流に乗せるためにここで行政のほうにちょっと一肌脱いでもらいたいというお願いでこういう質問をしたわけなんです。

まあ、予算とかいろいろ関係があるから非常に難しいことはわかるんですけども、前向きに取り組んでほしいんですけども、ただ単に管理が難しいというだけのところはもう少し努力すれば何とか私はなと思うんですけど、ぜひとも開催にこぎつけたいんですけど、細かいところなど上田市の担当課、それから上田市立美術館の館長さんなどとお話をするをお願いしたいんだけど、そういうことさえももうやらないという方向かどうか、そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） この件につきましては、以前にも私と一緒に議員をやった小林議員からもこういった話がございました。当時もそんな話を、ぜひ白馬村でも伝統として続けていただけないかと、こんなお話もございましたけれども、だんだん今加藤議員が言われるように、今白馬で実際活動している方は4名だというようなことで、当時の勢いとは違って非常に残念であります。

そんな中で、先ほど白馬村でもできないかというようなことでありましたけれども、私のほうでも先ほど答弁したとおり、ちょっと管理なんかが非常に難しいという状況の中で答弁をさせていただきました。

非常に私は、伝統文化は大事だというふうに認識はしておりますけれども、そんなことで、今この関係についてはスポーツ事業課のほうで担当しておりますので、答弁をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 上田市との調整につきましては、現在、白馬村で美術展のようなものというのがここ20年来、実際にやったことがないという部分で、いろんな部分での問題があるということで、先ほど村長のほうで答弁させていただいたことでございますけれども、白馬で行っていたのは、三、四十年前に、昔の農協の2階ですか、そこで展示をし、販売をしたりというふうにやっていた時期もあるというふうには聞いております。

もともとの内容でございますけれども、11月の30日から開始という部分がありますので、そちらのほうを見る中で、じゃ白馬村として何ができるのか、どういうところが問題で解決をしていかなければならないのかという部分を検討しながら次に考えていきたいというふうに思いますので、

よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） もう一步踏み出していただきたいんですが。このままの状態であれば、この木彫りがこういう先ほど、前にも一遍話ししたことがあると言われましたけれども、今回は100年という記念の節目ですから、そういうタイミングというのは、これは100年に1回しかないチャンスなんです。そういうチャンスを生かすというのが今回提案した理由なんです。ただ単にどこかで展覧会をやっているで一緒にやったらという感じじゃなくて、こういう節目をやっぱ山案内人組合でも一緒なんですけど、こういう節目を大切にしてもらいたいということです。

それで、管理の問題でいくと、私も取材する中で、農協の上で前やったことがあると。即売会もやったということも聞いています。だから、多目的ホールなんかも使えないかなというふうに思いますし、ちょっと探せば、もう最初からやらないというふうに決めつけるのではなくて、どこかでやれないかなと、一遍努力するという、そういう姿勢を示してもらいたいと。その努力することもしない。もう絶対無理だという、そういう結論ですか。そこだけちょっと確認しておきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 今のところ難しいという部分ではあるんですけども、現地を見て、中で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） ぜひとも11月、でも11月30日からで決断してはちょっと遅いんです。上田市は先ほど言いましたように、1,600万円の予算がかかったと。その1,600万円の予算は作品を集めるための予算と、それから会場にいろんな作品を飾る。飾るときに、この作品は誰の作品で、いつごろつくられてどういう趣でつくった。その案内文の掲示板、これをつくるのに学芸員を雇って、それできちっと署名させて、それで1つの説明書をつくる。そこに非常にお金がかかる。その説明文などは全部白馬村に、もしやるだったらお貸ししますよということを言っていました。だから、白馬村でやる場合はそういう経費もかからないから、もうちょっと前向きに考えてもらいたいと。これはもうお願いで、これ以上話を詰めても詰まないようですから、次の質問に移らせていただきます。

次に、2問目ですけど、通学バスの問題です。

白馬村には、村民が移動するための村内循環バスがなく、不便な状況が続いていました。それを改善するために、1、村民、観光客誰でも乗れる循環バスの運行、スクールバスの早期運行、デマンドタクシーの利便性の向上など3つの改善を目指して、2017年に住民組織「走れ村バスの会」が発足し、村長及び関係課と協議を重ねてきました。2019年4月にはデマンドタクシーの改善が実現し、7月25日に行った村長、教育長との話し合いの中で、教育長が、来年度から通学バス

の運行を表明しました。そこで、通学バスの運行について、もう少し詳細にお伺いします。

また、循環バスの取り組みの状況についても質問いたします。

1つとして、1、通学バスの運行の実施日はいつからか。2、運行を始めるに関して保護者の要望を聞く場、例えば、検討委員会などを設置するのかどうか。3、利用者の基準、例えば年齢とか通学距離などはどのように考えているのか。4、通学バスの停留所はどうするのか。5、落倉とかめいてつなど、村内には遠距離が広く分布しています。そのため、路線数は何本ぐらい予定しているのか。6、高校生もこの通学バスは利用できるようにするのかしないのか。7、乗車料金は無料か有料か。

大きい2つ目として、子供たち及び保護者は、冬の期間の運行を一番望んでいます。この冬から試験運行はできないか、伺います。

3番目、循環バスの検討については、交通事業者などと調整に入るとのことでしたが、今の進捗状況と運行課題を伺います。

以上3点、お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 通学バスについて、まず私から答弁させていただきます。

通学バスの運行につきましては、加藤議員、十分ご承知のことと思いますが、白馬村地域公共交通網形成計画に基づき進めることになります。

教育委員会としましては、この計画で定めた子供や家族が安心して負担のない暮らしを支える公共交通を確保するために、既存路線バス等の活用と積雪時等の相乗りタクシーの運行を検討するとする通学用公共交通手段の確保の一刻も早い実現に向け、作業を進めているところであります。

作業内容としましては、この計画に定めるシャトルバスの運行や既存路線バスへの混乗、あるいは相乗りタクシーの活用をする上での検討材料として、まずは小学校児童を対象に、想定される児童数の把握やルートについて検討をしているところであります。

通学バスの詳細についてのご質問をされていますが、現在、検討しているところでありますので、答弁できる範囲で申し上げますと、小学校PTAからの陳情書に幾つかの課題、実施の場合は十分な経費説明、バス乗車の確認作業、運転手以外の補助員の確保、停留所での安全性の確保などが挙げられていました。この課題解決に向けて、PTAとの協議・調整は当然必要になってきます。

また、運行バスの利用者はおおむね3キロメートル以上を対象とし、現在の集団登校の集合場所を基本に、自宅から500メートル圏内にバス停があることが望ましいと考えております。

次に、この冬から試験運行ができないかのご質問ですが、当然、新たな公共交通の仕組みをスタートするに当たり、試験運行や実証運行を実施して乗車状況等を検証した上で改善を図っていくことが必要になってくると思います。

いずれにしても、適切な乗り合い旅客運送の対応及び運賃、料金等は地域公共交通会議で協

議されるものと思います。

教育委員会としましては、登下校の安全確保のためにはスクールバスの導入が有効な手段の一つであることから、早期実現に向けて要望してまいります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、下川村長。

村長（下川正剛君） それじゃ、2点目の答弁をさせていただきますが、通学バスについて、最後の項目の質問であります。

循環バスの検討についての進捗状況と運行課題でありますけれども、地域公共交通の形成計画に沿って、担当課では現在具体的な施策について検討・調整を進めているところであります。加藤議員の質問のバスの関係では、シャトルバス統合運行、通年運行可能性について検討を進めているところであります。具体的には、村内の索道事業者と交通事業者も集まり、現在まで2回の会議を開催したところであります。統合運行等に対する課題の整理については、現在検討中のため、現時点ではまだまとまっておられません。それぞれの事業者の考え方や要望、またそれぞれが抱える課題や統合等の最適な方法については、今後も引き続き意見交換等を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） まず、教育委員会のほうにお聞きします。

バスの会及びPTAのほうから、2通の要望書が出たと思います。そういう中で、通学バスについてはどちらも委員会の要望の話し合いの中でも、一応4月をめどに運行したいと。ということは、教育委員会としては運行したいというような返事で私はお聞きしましたけれども、そういう目標で取り組んでいるのかどうか、そこをまず、一番原点のところですから確認したいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 先ほども答弁をしたとおりでありますけれども、教育委員会としましては、スクールバスの導入は有効な手段の1つということの中で要望をしまっているということでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 続いて、村長にお聞きします。

先ほど、教育委員会の返答及び村長の答弁の中で、地域交通会議で話を詰めているという話の中で、この通学バス、スクールバス、どちらでもいいんですけど、この課題について、地域交通会議はいつ開催するのか、ちょっと教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、公共交通会議の開催時期については、現時点ではまだ未定でございます。先ほど村長の答弁の中でありました、いわゆる現在シャトルバスと索道事業者や観光

事業者が運行しているそのルートを、いわゆる公共交通としての一元化をできないかという会議を2回開催しているというところです。

当然のことながら、その作業の中で見えてくるのは、それぞれが抱えている共通の考え方、それとそれぞれが持つ課題というものがありますので、それを現在整理をしているというところであります。

第3回につきましては、今月の下旬を予定しておりますが、いずれにしろ、観光と住民の足を一元化するという大前提で現在作業を進めているという状況であります。それが観光と住民の足が一元化できないということになれば、これは切り離しての考えになるのかなと思いますが、まだそこには至っておりませんので、もう数回重ねながら、こころ辺をできるかどうかというのを意見交換しているという作業ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今度は教育委員長にお聞きします。

今の段階を確認したいんですけど、まず1つは、この「走れ村バスの会」及びPTAから運行してほしいという答弁の中で、私は、PTAのほうは出席していませんでしたけど、村バスの会の話し合いの中へは参加したもので覚えているんですけど、来年から運行したいと。教育委員会としては運行したいと。ただ、予算を伴うもので、村長及び行政のほうの後づけは必要だと、そういう話を聞いています。

その中で、村バスの会のところしか出ていないもので、ちょっとそちらのほうに偏った質問になるかもしれませんが、その中の基本的な教育委員会の姿勢として、行政、こちらの村長と相談しなくても教育委員会として通学バスは無料にするのかしないのか。それから、先ほど言った、途中で人も乗せるようにするのかしないのかとか、それから、何本ぐらい希望したいとか、そういうシミュレーションと言おうか、考え方は、教育委員会及び教育課として一定の考えは当然ありだと思うんですが、それは全部通るか通らないかは今度村長の判断によるんですけど、その辺の先ほどの1番から7番について、明快な回答が得られなかったもので、答えられるところでいいから、まず答えていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 先ほど答弁で、答えられる範囲についてお答えをしました。ただ、無料・有料については、ほかの市町村を見ても、ほとんど無料のほうが多いのは現実であります。よって、現在、遠隔の児童生徒につきましては補助金を出していますけれども、その補助金についてはなくなるということもありますので、一般的には無料じゃないかと思いますが、それに当たっては、お金がかかるということで、そこら辺はどうなるか、これからの検討かと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今度は村長にお聞きしますけど、この通学バス、交通会議の中で、先ほどから観光客のためのシャトルバスの話の聞いていない答弁は非常に多いんですけど、通学バスについてお聞きします。

通学バスを議題にして、地域公共交通会議をいつ開催するんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） これも過去において何回かご質問を受けておりますが、公共交通会議では、現在ある資源をどのように活用していくのかという前提に基づいて、先ほども私答弁しました検討会議を重ねているというところであり、その中では、当然のことながら、シャトルバスの統合運行であったり、それをスクールバスとしての使用可能なのかということについては、この検討会議の中で議論は重ねております。

ただ、可能性というのと現実にはやるかどうなのかというのは、それぞれ索道事業者であったり観光事業者のニーズがなかなか調整が必要な部分がありますので、その辺の現在作業を行っているということですから、通学バスというものに限って公共交通会議に諮るという部分については、現時点では考えてはおりませんが、議題としてそれぞれ検討会議の中で検討を重ねているということは事実でございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） それで、その会議を今月の下旬に行なうということでもいいんですね。

それで、まず第1に、子供たちが今望んでいる通学バスについてですけれども、これについても保護者の方と、もうこの質問をするにちょっとお会いしていろいろな苦労話をお聞きしました。それで、冬からなぜ動かしてほしいか、試験運行してほしいかという話なんですけど、小学校の場合、3時20分か3時30分に下校時間が始まります。それで、そこからめいてつまでもし歩いて帰るとすると、1時間半で5時になるんですか。5時になるということは、もう真っ暗なんです、はっきり言えば。真っ暗な中、小学校2年生、3年生の子が歩くと、そういう状態はやっぱり行政としても早急に解決せないかん問題だと思います。

それからもう一つ、このバスのときなんだけど、天気の良いときもあるんです。いつもいつも天気がいいという状態じゃないんです。そのときに、親が仕事で送り迎えできないとなった場合、子供はひとりで寂しく帰るわけだけでも、非常な苦労をするということで、非常に親としても心配だと。

それから朝行くときも、1時間半ぐらいかけて行って、この暑い中、行って、授業のときに居眠りしちゃうという話も聞きました。それから、南小からの帰り、めいてつ飯森へ帰ってくる子供たちは水筒を持っていくんですけど、もう帰りには水がない、お湯がないということで、飯田の集積場、あそこで水が出ると。あそこでハンカチとかタオルをぬらして首にまいて、それで汗だくで帰

る。そこで水を飲んで帰るとか。本当にまあ、これは子供にそういうことを体験させるのも重要かもしれないけれども、やっぱり毎日、250日以上そういう状態が続くんだから、もっと早く対応していただきたいということです。

本当にこの冬からやるという方向性は、全くみじんもないんですか。それとも、可能性はあるんですか。そこをちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、この冬からやる予定があるのかどうかという、そういったことも含めて、今度第3回目の検討会を開催をするという説明を今総務課長のほうからさせていただきました。

この関係について、過日、PTAの皆さんからも私と教育長のところへ来て、そういった要望をしてあります。そしてまた、議会のほうにも要望書ということで提出はされているわけでありまして、そういったことも検討委員会のほうでしっかりと議論しながら、そしてまた、PTAの皆さん方ともいろいろお話をしながら進めていかなければならないというふうに感じているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今、言葉はちょっと揚げ足取りで悪いんですけども、教育委員会でもいろいろ検討しながらというような形を言いましたけれども、教育委員会のほうは運行するという方向と私は受け取っています。やはり行政のほう、お金を預かっているほうが公共交通会議のほうの承諾を得ないかんとか、そこで討議するとか言って、おくらせようといおうか、問題を先延ばししようというように私は受け取れます。だからそのところは、もう少し、先ほど保護者の方の苦労もお話ししましたが、この降雪期に間に合うように、前向きな取り組みをお願いしたいと思います。時間がないもので次に移ります。

次は、消費税10%に伴う国内スキー宿泊客の減少対策です。

10月から消費税の10%の増税が予定されています。2014年、平成26年4月の5%から8%への増税時には、全国的に消費不況が起これ、現在も続いています。白馬村でのグリーン期の一般観光客数を比較すると、増税前の2013年、136万5,000人が、増税後14年は120万5,000人に、16万人減少しています。

そこで質問ですが、1、昨年の冬季、この10月以降の観光客を対象にしますから、冬のことをちょっと知りたいと思います。昨年の冬季、2018年12月から3月、国内延べ宿泊者数は何名だったのか。また、ことし、この冬、2019年12月から3月の国内延べ宿泊者数の目標設定数は何名か。

2番目として、今冬季のスキー宿泊者の減少対策についてお伺いします。

以上2点、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 消費税の１０％増額に伴う国内スキー宿泊者の減少対策について、２つの項目でご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、１点目の、最初に、冬季における国内延べ宿泊者数ですが、長野県観光地利用者統計調査結果によると、２０１８年１２月から２０１９年３月までの延べ宿泊客は９７万３,０００人です。これには外国人の観光客やスキー以外の観光客も含まれております。

ご質問の、この期間における国内延べ宿泊者数ですが、現在保有する統計データから求めることはできませんが、他方モバイル空間統計を用いた国内観光客数の把握を２０１８年から開始したところですが、歴年統計となっているため、ご質問の期間に限ると、２０１８年１２月分のデータしか見ることができませんが、このデータによると、２０１８年の１２月分の国内の延べ宿泊者数は約７万５,０００人となっております。このモバイル空間統計は、２０１８年分が初期データとなりますので、現時点では前年との比較であったり、年をまたぐスキーシーズンにおけるデータとして見ることはできなかつたりしますが、継続をして取得をしていくことでこれらは可能になってきますし、例えば、ご質問の国内の観光客に限った宿泊者数や日帰り客数など、現在保有をしていない数値も備えていくことが可能となります。

次に、この冬の国内の延べ宿泊者数の目標値についてでありますけれども、これまでもそうですが、宿泊者数という項目ではなく、スキー場利用者数という項目で１００万人台の大台復活を目標にしているところであります。

２点目の、この冬におけるスキー宿泊者減少対策ですが、前回の消費税増税では急激な消費の変動が経済を冷え込ませるという事態に陥りました。経済産業省が発表している消費税増税に伴う観光業への影響によれば、前回の消費税増税の１年弱は観光業においても消費の落ち込みがあったというふうに報告をされているところであります。

白馬村のスキー場の利用者数については、当時を振り返ってみると、増税前のシーズンは１０３万人であったものが、増税後のシーズンには９８万人となっておりますが、このシーズンは神城断層地震の発生や貸し切りバスの運賃、そしてまた料金制度の改正があった年でありましたので、これらの影響によるところが大きかったというふうに記憶をしているところであります。前回は、増税前に大きな駆け込み需要が発生をし、その反動で増税後の消費が落ち込み、これが経済の低迷のきっかけになったというふうに記憶しております。

これに対して、国では今回の増税において、キャッシュレス決済に伴うポイント還元や住宅ローン減税の拡充など、駆け込み需要とその反動を可能な限り減らす平準化対策に力を入れるとのことです。

村では、平準化対策による効果に期待しつつも、宿泊者数の減少を前提にした取り組みではありませんが、スノーリゾートブランディング、マーケットの拡大に係る機関とともに取り組むことで、

スキー関連産業全体の活性化と基盤強化を目指してまいります。

具体的には、滞在して楽しむ雪国ならではの冬のライフスタイルや、家族で雪に触れることを楽しむことを提案をしながら、同時に情報発信も強化をすることで、スキー場利用者数100万人台を目指してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 質問いたします。

先ほどの1番目のところですけど、国内延べ宿泊者数は何名だったかというところで、モバイルによるとたしか97万3,000人という答弁をいただいたんですけど、これは間違いありませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 答弁いたします。

97万3,000人という数字は、長野県観光地利用者統計、その月別のものを合算した数字であります。対して、モバイル空間統計、こちらは、まだ昨年始めたものですので、対照比較とすれば12月のみで7万5,000人というような数字であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 私の調べたデータ元なんかは村のホームページしかないものですから、そこで調べた数字なんですけど、去年のスキー場利用者数、11月から5月まで、これはインターネットに観光課が発表している数字を合計すると96万6,087人というふうに書いてあります。先ほど県が延べ宿泊者数は何名かと言って、これは短い12月から3月だけで97万3,000人という数字で、もうこれだけでも、3万人ぐらい数字が違うというような現状です。

だから、今後モバイルを使って何かもう少し正確な数字をつくり上げていくというふうなんですけれども、この数字について、皆さんのところにもお配りしました観光客実態調査報告書を見ていただきたいんです。これは箱根町が平成9年から毎年ホームページで公表しています。これで観光客の動向実態調査について、18ページにわたって細かく報告されています。

それで、2ページ目の目次を見ていただければわかるように、宿泊者数、それから外国人の宿泊者数、修学旅行の宿泊者数、それからその宿泊者数がどれだけお金を使ったかという消費金額、それもまだ宿泊料と飲食に分けて載っています。その一覧にしたのがその後の2枚にある30年宿泊者総数と30年の宿泊者施設消費額の推移という形で、ほかにもこれ、課長はぜひ一遍箱根町のインターネットをちょっと見ていただきたいんですけれども、その見ていただいて、私は箱根町へ研修というんか、出張に行って、担当者から直接話を聞いて、やっぱり白馬村の今後のデータづくりの参考にしていただきたいと思うんです。

こういうデータの質問は今までも、もう3回ぐらいやっていますけど、研究中だとか、検討して

いくとか、そういう答弁で終わってきた。それで、ここに来てモバイルの問題が出てきましたけれども、前向きな。やはり片方で箱根町へ行って、もう箱根町は20年前からこういうデータをつくって公表しているんです。だから、ぜひともそういう箱根町の観光のデータをつくっている担当者とじかに話しして、どういうふうにやっているのか、それを聞くべきだと思うんです。村長、そういう出張命令を観光課へ出すつもりはないですか、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今までの経過もありますので、私のほうから答弁します。

今、確かに、かなり詳細な資料を拝見しまして、どうやってやっているかというのは非常に興味があります。ということで、時期はまた別にして、どういう手法をとってこういう細かい数字を取得しているかというのは、ぜひ見てみたい、勉強したいというふうには思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） それからもう一つ、次ですけど、先ほど冬のスキー客が減少するであろうと、私はそういうふうを考えているんですけど。それに対して、雪とスキーを楽しむ、雪見体験の取り組みを強めたいという返答がありました。

こういう企画に対しての立案、それから具体的に今後事業科目が具体的になってくると思うんですけど、その具体的な事業内容を決めていく組織体は、観光課がやるんですか、それとも観光地経営会議がやるのか、それとも観光局が行なうのか。どこがやるのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今回、村長の答弁の中でお話しさせていただいたことなんですけれども、これは長野県としてスキー場のトップリーダーでありたい。長野県が冬というものを全国にアピールして行って、スキーにぜひ足を運んでほしい。それと、あとは今スキーの参加人口というのがとても減少傾向にあるので、どうにかしてスキー参加率を上げたいというような趣旨で答えさせていただきました。

ですので、具体的な何か、村でというよりは長野県のスキー場関係者、スキー産業も含めましてスキープロモーション委員会というような協議会があるんですけども、そちらと共同して取り組んでいくような内容であります。

また、特に白馬村単独のというようなこれなんですけれども、当然情報発信というのが、村自体引きつけるような情報を的確に発信していくということが大事になってきますので、その部分は観光局が中心になって行ってまいります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと2分です。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） もう時間がありませんからちょっと持論を述べさせていただきますけれども、やはり白馬村の場合、観光産業が主産業だというのは私も村長も、ここにおられる幹部の方、みんな同じ思いだと思うんです。その主産業である観光産業の拡充について、きちっと、俗に言う科学的に分析して、それで次の政策を出して、それから対策を立てていくと。そういう責任組織は、私はないような気がするんです。この問題、情報集めは官、民間の情報集めについては観光局任せ。それから、行政のところについては今度は観光課、それから観光経営計画のところについては経営会議という感じで、何かお互いにいい意味の寄り添うんじゃなくて、なれ合いという意味の寄り添い方をしていると思うんです。だから、もう少し観光経営会議の議長である村長、それから観光局長の代表理事にもまた今期から村長が就任、ついた。それから村の行政のトップはもちろん村長と。村長に全て任せるということは、私は問題だと思うんだけど、やはりスタッフをきちっとつakって、それでこういう消費税の問題、天候の問題、事業化の問題、いろんなこれは観光要素がある。その一つ一つをやっぱり潰していかにかいよかんのかから、やっぱり最後まできちっと面倒を見る組織をきちっとつくらな、いつまでたってもなれ合いになっちゃうから、きちっとその組織をまず確立して、それでいってほしいと思う。

観光地経営会議なんか、先ほど聞いたら、年に3回しか開かれていないと。あれだけの計画をやるかと思っているのに、年に3回でどうしてやれるんだとか。それからまた、メンバーを見ても、白馬村のトップクラスの社長のような方がメンバーに入っていると。そういう人を全員集めてやるということ自体が無理。だから、もっと動ける人をきちっとやってほしいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 持ち時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。今回は、インバウンドとオーバーツーリズムについて、それから2番目として東京オリンピック村内聖火リレーについて、3番目として山岳観光について、景観と書いてあれば山岳観光というように直していただきたいというふうに思います。

それでは、1番のインバウンドとオーバーツーリズムについてを質問いたします。

オーバーツーリズムとは、ふえ過ぎるインバウンド観光客によりさまざまな弊害が起きる事態で、3年ほど前から世界の観光を語る上で、業界でも学術界でも欠かせない言葉となっております。

先日、議員視察をした京都市は、交通渋滞等により市民生活が脅かされていて、新たな課題解決

のための宿泊税の導入であったようであります。白馬村の経済は、インバウンド事業に頼るところが多く、大切な収入源となっていることは誰でも認めるところでありますが、本村でも少なからず弊害は起きており、特に、外国人居住者と地域での新しい共生のあり方について再構築する必要があると求められていることも事実であります。

そこで、今後の更新について伺います。

1、オーバーツーリズムという言葉について行政としての見解は。2番目として、白馬村観光地経営計画に北海道ニセコ地区と共通の課題解決に向けた連携体制を構築すると書かれているが、現在の状況はどうですか。3番目として、村内には、行政が制御できる範疇を超えて開発が進み始めている感があるが、認識と対策は。この3つについてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員から、1点目のオーバーツーリズムに対する見解についてをお答えいたしたいというふうに思います。

初めに、観光公害、オーバーツーリズムという言葉については、この用語自体に厳密な定義はないというふうに認識をしているところでありますが、我が国に先んじて弊害が顕在化した欧米では、観光地の環境容量、すなわち、ある観光地において自然環境、経済、社会文化にダメージを与えることなく、また、観光客の満足度を下げることなく、一度に訪問できる最大の観光客数を超過した観光資源の過剰利用と。その結果生じる問題事象を指す用法が一般的であるとされております。

報道ベースでは、観光客の集中とそれに伴う問題事象をあわせて観光公害とする用法が一般的となっております。

次に、具体的な観光公害、オーバーツーリズムの問題事象と影響範囲についての捉え方としては、その悪影響は次の3つのタイプに大別されるものと考えております。

第1に、観光地に居住する住民に負荷がかかるということです。第2には、観光客の満足度の低下を招くことです。第3には、観光地としての名声や価値が棄損され、ビジネスに支障が生じることとであります。

これらの観光公害への対策・対応は、観光地の置かれている状況や観光資源によってケース・バイ・ケースとならざるを得ない状況がありますが、現実的に考えられる対応とすれば、1つ目として、集中した観光客を季節や時間などにより他に誘導して分散を図ることで、混雑や渋滞、騒音を軽減する方法、2つ目として、入場料の高額設定や高級リゾート施設の営業を選択的に認め、客層を限定することで総量を抑制する方法、そして3つ目として、公害解消に向けた観光客への直接的なアプローチとなる行動規制、立ち入り規制、入場規制といった観光客の振る舞いに対する規制を導入すること、この3つの対策が考えられるところであります。

一方、観光庁では、昨年6月に、持続可能な観光推進本部を設置し、急速な訪日外国人旅行者の増加の一因として、一部の観光地においては地域住民や訪問する旅行者の間で、混雑やマナー違反

などの課題への関心が高まっているとし、自治体へのアンケート調査や国内外の先進事例を整理するとともに、今後の取り組みの方法について検討を始めているところであります。

そして、ことし6月にその検討結果として「持続可能な観光先進国に向けて」を取りまとめ、公表したところでありますが、その概要では、主要な観光地を抱える自治体は、訪問する旅行者の増加に関連をする課題の発生を認識しており、特に近年では、混雑やマナー違反に関する個別課題を強く意識をする傾向にあります。さらに、当該地方自治体の多くがこれらの課題に対する対応策を講じ始めているとしております。その上で、全国的な傾向としては、現時点においての他の主要観光国と比較しても、オーバーツーリズムが広く発生するには至っていないと言えるとしております。

ひるがえって、本村において先述した3つの悪影響を及ぼす事象が発生しているかという点、現段階では深刻な事態に陥っているとは言えませんが、観光公害オーバーツーリズムに発展しかねない事象があることも事実で、早目にその芽をつんでおくことは極めて重要であるというふうに考えております。

同じく、持続可能な観光先進国に向けてでは、今後の取り組みの方向性も示されており、京都などの代表的な観光地において、関係の自治体と協力をして混雑やマナー違反対策に関するモデル事業を実施し、観光庁で収集した国内外の先行事例をもとに、全国に要望展開をしていくとされております。

このことを踏まえ、本村においては地域を取り巻く実情を把握した上で、国・県の提供する情報を照らして、想定される問題事象と対応策を洗い出すことが重要であるというふうに認識をしているところであります。

また、観光事業者や住民、学識者などの関係者を広く集め、観光公害に対する意識共有を図ること。そして、問題事象の深刻さやコミュニティへの影響、公害対応した場合の事業上のデメリットの意見のすり合わせなど、問題事象の発生への備えをあらかじめ整えておくべきというふうに考えております。

なお、その際には対症療法的に問題解決に当たるのではなく、白馬村の目指す観光地の将来像を見据えた対処法を選択することが大切であるというふうに考えます。

2点目の、北海道ニセコ地区との連携体制の現状についてですが、白馬村観光地経営計画の「戦略9・計画推進体制の構築と財源確保」の項目の中には、日本国内での連携体制の構築をうたっており、この具体的事業内容として、スキー目的の訪日外国人観光客の急増という状況を共有する北海道ニセコ地区等との情報共有を図るとともに、共通の課題解決に向けた連携体制を構築しますと、こうしております。

ご承知のように、北海道のニセコ地区では、オーストラリアを中心とした訪日外国人が観光客受け入れ確保地として国内屈指の先進地であり、2次交通、インフォメーション、観光協会の体制、

さらには飲食店の充実を初めとしたアフタースキー環境など、本村としても参考にすべき体制が数多く整備された地域であります。

このようなニセコ地区との連携等とすれば、これまで村条例の制定や財源の確保という点で取り組んでまいりました。

条例の制定では、平成27年10月に、美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定に当たり、ニセコ地区をモデルとして制定に向けた情報共有と相互の連携を図り、増加する外国人観光客の安全とモラルの向上並びに地域住民の快適な生活環境の確保を図ることを目的とした条例の制定に至った経過があります。

また、財源の確保では、昨年度設置した白馬村観光振興部のための財源確保の検討委員会及びそのワーキンググループにおける財源の比較検討を行なう際に、宿泊税導入を予定してきた倶知安町から、議論のたたき台とするための情報収集や課題共有を図ったところであります。

なお、今後の連携体制については、ニセコ地区に限らず、観光地経営の共通の課題を有する全国の地域を対象として、連携の必要性に鑑みて、随時連携を模索していかなければいけないというふうに考えているところであります。

最後に、村内には行政が制御できる範疇を超えて開発が進み始めている感があるが、認識と対策はとの質問であります。平成28年度に大規模開発の基準について、白馬村環境審議会に諮問し、約1年間の審議の上、改定をした経緯があります。議員も環境審議委員として大変ご苦勞をいただいたというふうに伺っておりますが、当時の背景といたしましては、後継者不足で廃業する宿泊施設が増加傾向だったこと、海外からの富裕層に対応した施設が不足をしていること等の理由から、高い水準の宿泊施設を誘致をしたいとの思いもあり、諮問をいたしました。

白馬村は特定行政庁ではありませんので、建築基準法に基づいた審査は長野県が担っておりますが、村としては建築確認の前段である住民説明会を実施するよう事業者へ指導し、その後、事前協議書提出、環境審議会の意見聴取、自然保護協定の締結といった手順を踏む中で、事業者は事業着手をする手順となっております。こうしたことから、行政が制御できる範囲を超えているということはないものと認識をしております。

ただし、景観行政に関しては、長野県の景観条例と村独自の基準で指導をしていることから、令和2年度中には景観法に基づいた景観行政団体移行を目指し準備を現在進めているところであり、移行に伴い、行政指導については当然ながら、今以上に拘束力は強まるというふうに理解をしているところであります。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 今回、私、このインバウンドとオーバーツーリズムについてというところで、なぜ質問したかというところなんですけれども、観光地経営計画にあるように、観光客の来訪

によりプラスの効果の最大化と、それからマイナスの効果の最小化というのが書いてあるわけですが、今回このマイナス面の取り組みを今まで以上にやっていかなければいけないというような意味合いにおいて、今回質問したものであります。

京都に7月の半ばに議会として研修に行つてまいりました。市の宿泊税担当の職員から話を聞いたわけでありまして、村長がよく言うように、誰もが、住んでよかったと、訪れてよかったというようによくおっしゃるんですけれども、京都の市長も、誰もが京都に住んでよかった、京都を訪れたいと感ずることができるようなまちづくりを一層進めていきたいと。けれど、やっぱりそれには一般財源が不足しているので、自由に検討してほしいというようなことで始まったようであります。

京都も厳しい財政状況とあるように、市税全体の総予算の自主財源は3分の1、それからあとは地方税とか臨時財政対策債に頼っているというようなところでは、白馬と大きい小さいはあるかもしれないんですけれども、似通った財政状況ではないかというように思います。

そのところでもって、先ほどマイナス面ということで、京都は1年間に5,000万人以上の来訪者があるということで、経済効果が1兆円というようなことで、白馬といつても全然比較にならない、本当に成熟した観光地というようなところは私は感じたわけでありまして、であるからやはり先ほどオーバーツーリズムというところを聞いたわけでありまして、非常に訪れる観光客が多く、交通が麻痺している。市民生活が非常に滞るというようなところが一番の喫緊の課題というようなところでもって、宿泊税導入というようなことになったようであります。

そういうことで、宿泊業者等は大きな反対はなかったというようなところであつたようであります。

私もちょうどそのときに祇園祭りのときだったんですけれども、そのときに、夜、食事をしながら、かなりの人出のあるところでまた食事をしたんですけれども、何万というようなところで食事をしたんですけれども、次の朝、ちょっと加茂川のほとりで食事をしました。そのときにちょっと朝起きて散歩がてら加茂川のほとりを歩いたんですけれども、もう6時過ぎにはもうきれいに、ごみひとつなくきれいに整備をされていたというふうなところを実感してまいりました。ほりあたりのところもきちっとベンチに置いたり、ベンチをきちっと、休みたいときにはベンチに座れるような、それからきれいなトイレもきちっと完備をされていたというようなところで、やはりそういうきめ細やかなお客さん対応をそれなりにきちっとやっている京都だというのを実感してきたわけがあります。

それで、余談でありますけれども、帰りに大きな小学校の前を通つたんですけれども、その門のところに看板がかかつてありまして、「エコしよう、地球はみんなの宝物」そのような看板がかかつていて、子供たちにもそういう自然に優しい京都というものをアピールしているなというような感じを受けて帰ってきたわけがあります。

この村の宿泊税のことに關しては、今村長にボールは投げかけられているんですけども、それと、これからどうするかというようなところが、あした同僚の議員が質問すると思いますのでそこで答えていただきたいなというふうに思います。

先ほど答弁の中なんですけれども、観光庁は、昨年、持続可能な観光先進国に向けて持続可能な観光地推進本部を立ち上げたというようなところで、世界ではオーバーツーリズムということはかなり叫ばれているところで、日本はそこまではいっていないだろうという観光庁の判断だというようなことが書いてありました。だけど、先に先にというところで、早目に対応するということの中でオーバーツーリズムの対策を早目にということでの本部を立ち上げたということであるようであります。

白馬村に対しても、このアンケート調査、持続可能な観光地推進本部のほうからオーバーツーリズムについてどのように考えるかというところのアンケート調査が来ているはずなんですけれども、観光課長、答えられる範囲内で答えていただきたいと思います。来ていなければならないでいいですけども。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 私、4月になってこれまでにまだ届いておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それで、そのところに、いろいろな意味合いにおいて、一番のところが、地域住民ときちっといろいろな、先ほど言った京都の地域住民の足が乱れているというところを地域住民ときちっと対策をとってこれからやっていかなければならないというところを書かれているわけでありまして。アンケート調査によりますと。そのところ、地域住民との共生というところなんですけれども、今、もう一度聞いちゃっていいんですか、観光課長。地域住民との共生というところを今どのように考えているか。マイナスの面をどのように解消していくのかどうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 地域住民の生活に悪影響を及ぼすようなマイナス効果、例えば交通渋滞とかごみの増加とか、あとは環境を壊す、そんなところは常に守っていかなければならないなというふうに考えております。

その意識を、観光課になるのか村になるのかわかりませんが、村が発信して、その思いを皆さんと一緒に、同じ理解していくということが大事なかなと考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 倶知安町のところでちょっと聞きたいと思います。

倶知安町のニセコ地区との連携というところでちょっと聞きたいというふうに思います。

この10月に、倶知安町ではG20の観光大臣会議が開催されるというようなところは多分、なぜ倶知安町なのかというようなところであると思うんですが、これもやはりオーバーツーリズムというようなところがやっぱり、そういう意味合いにおいての議論する場所にふさわしいというようなところで指定されたのではないかと私は勝手に想像しているんですけども、そういう意味合いにおいてのところの倶知安町のG20というところの情報というのはまだ入ってないですか。どんな会議をするのかどうかという。それはないですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まだその情報は入っておりません。まず、意識が低くて、私も取りに行っていないので、少し反省しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それで、国は外国人の旅行者数というのが2020年が4,000万人、それから2030年では6,000万人というのを目指しているわけであります。この数字というのは国が定めている数字なんですけど、そのまま白馬にもずっと流れていただければ非常にうれしいところなんですけど、だけどこの数字というのはすごい数字だというふうに思います。

ということは、先ほど白馬のマイナス面というようなところで、倶知安町では外国人が取得している土地というのは何百ヘクタールというようなところで言われていますし、白馬でも大規模開発が幾つも計画されるというようなところで、この大規模開発というのがマイナスなのかプラスなのか。そこのところが村長、どのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 大規模開発について、村長はどういうふうに思っているのかという質問でありますけれども、先ほど答弁の中でも若干触れておりますけれども、白馬村はどんどん高齢化して、営業施設も廃業していくという状況の中で、先ほど90万人だ100万人だという話が出ておりますけれども、白馬の場合はもうキャパが、それ以上は来ても泊まる場所がないという、そんな状況の中で、やっぱりある程度優良な企業が進出していただければ地域の活性化にもなるし、それからまた雇用の確保にもなるということは、私ども感じてはいるわけであります。

ただし、乱開発という、そういったことには村もしっかりと注視をしていかなければならないというふうに思っております。特に、以前から白馬村に工場を誘致しろと、いろいろ、私が議員をやっていたときもそうですが、そういった話を行政側に再三同僚議員もした経過があるわけでありまして、どうしてもこの白馬については公共交通網から離れているというような中で、企業の進出は難しいと、そういったこと。それから積雪地というようなことで、なかなか工場ということには厳しいじゃないかという、そんなことが今までずっと語りささやかれていたわけでありまして

れども、そんな中で、私は優良な企業だったら定住の促進にもなったり、それから働き手の確保になったり、一つの工場誘致だというふうに私は思っているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、具体的にちょっと伺います。

私の住んでいる飯田地区なんですけれども、今延べ床面積3,000平方メートルを超える、それから10戸以上の分譲マンションというようなところが今開発をされているわけでありますけれども、それによりますと、いろいろ住民説明会を開かれて、私もそこに、1回目に出席したんですけれども、住民とかみ合わないところがあるんです。そういうときに、やはり各地区の区長等がそこにいるんですけれども、非常に区長判断でもって両方のところを仲介というか、中に立っていろいろ判断をしていかなきゃいけないんですけれども、非常に苦慮しているところがあります。そういうところの場所というのは行政で、意見はともかくとしても、何か出席をしていただいて、それである程度アドバイスというか、そういうようなのがほしいなと私自身自身思ったんです。そのところはどうか。可能なんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員のご質問の飯田の開発につきましては、我々総務課の職員が出て一応、地区説明会があるというふうにこちらのほう、連絡をいただければ極力出るようにしておりますので、多分議員が気づかなかっただけかと思いますが、職員のほうは参加させていただいているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 2回目のときは出席をされたということで、区長の要請もあったようですが、私もちょっと2回目は出席できなかったもので、ちょっと気がつきませんでした。

それから、これから、別に業者のほうの説明をして、これで終わりということなんですけれども、やはりまだごみの問題とか騒音の問題とか、日常生活への影響するとか、漠然とした不安というのがどうしてもぬぐい去ることができないというふうなところで、行政の立ち会いのもと、それか、業者、それから地域住民、それから区と、行政というのは3者、行政と業者と地区、区長も含めてその3人で何か覚書というか、そんなものを交わすことができないかどうかというふうに思うんですけれども、その点はどうか。難しいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、開発には開発事業者さんがいるというのが1つです。その開発事業者さんが事業が終わられると、そこには営業施設になるのか住居用になるのかという部分が出てきますので、議員のご質問の部分がその後における日常生活または事業を営む中でというところ

ろでのお話であれば、ちょっとそれは3者でというのは難しいというふうに考えております。

というのは、それぞれの地域の課題というのは、ごみの問題であり、それぞれ共益費の問題であり、いろんなことがそれぞれの地区によってはさまざまにありますし、それを行政が仲介をするというのはいかがかなというふうに思います。ただ、開発に当たっても不安の払拭というところについては、当然のことながら行政として仲介的に指導等はさせていただきますが、そこまでが行政のかかわり方かなというふうには思っております。

ただ、開発そのものに関するものというのは法律でも行き過ぎた行為というふうに言われておりますのでそれはできませんが、あくまでも中立的な立場で仲介のところの事務はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 難しいというような答弁であったというふうに思います。

だけど、何ていうか、営業を始めてくる、それから、そこもある程度外国人の方々なんですけれども、対象とするのはやっぱり外国人の方であるというようなところで、シーズンになればかなりの、100人以上のような方々がそこに住まわれているというふうになるわけでありますけれども、非常にそういう意味で、周りの方々は不安を持っているというふうなところであります。

地元の方々も観光ということで皆さん一緒になって村をつくり上げていこうという、そういうところは地元の皆さんとしても持っているわけであります。そんなところで、気持ちよくお客様をお迎えするという意味合いにおいても、できれば念書なり覚書なりというのがあれば非常にありがたいなというように区長も言っていましたので、ぜひ今後ともいい方法も考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

2番目の東京オリンピック村内聖火リレーについてであります。

国内外から誇れる場所との理由から、2020年東京オリンピック聖火リレールートに白馬村が選ばれました。1998年、白馬ジャンプ台から世界に発信された日本選手の活躍や苦労した滑降コース整備等、懐かしく思い出されます。ジャンプ台、スノーハープ会場がオリンピックレガシー遺産としてさらなる利活用を期待されての決定だと推測をいたします。多くの村民の皆さんとともに応援したいと思います。

それでは、次のことについて伺います。

白馬の魅力を国内外に発信するいい機会ですが、村として祝うイベント開催の予定はあるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 東京オリンピック村内の聖火リレーについてお答えいたします。

聖火リレーが始まったのは、1936年第11回のベルリン大会からだということですが、古代からオリンピックが行われていたという歴史的な意味、リレーを通じて、国を超えて協力をするという教育的・平和的なメッセージ、芸術的なアピール、宗教的な神聖さの4つの意味があるとされており、日本全国47の都道府県を回る東京2020オリンピック聖火リレーは、2020年の3月の26日に福島県のナショナルトレーニングセンターJビレッジでスタートをした後、日本全国857市区町村で実施をされます。オリンピックの象徴である聖火は、121日間をかけて日本全国を回り、4月の2日、木曜日に白馬村に聖火が来ることとなっております。

議員のお話のとおり、白馬村が東京2020オリンピック聖火リレーのコースとなることが決定をし、大変にうれしく思っているところであり、また、光栄に思っているわけであり、1998年、長野東京オリンピックの会場地として、当時の感動と現在の白馬村の魅力を全国に発信していきたいというふうに考えております。

聖火リレー当日は、聖火の到着を祝うセレモニーとして歓迎イベントを開催する予定です。

なお、ルート等の詳細については、今後発表になるというふうに聞いております。これから村全体で聖火リレーを盛り上げ、一人でも多くの方々がこの貴重な経験を共有して、将来に語りつがれるような聖火リレーになることを期待しているところであり、そのためにもしっかりと準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第10番（田中榮一君） この聖火リレーの担当する課というのはどこなのでしょう。スポーツ課なのか観光課なのか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 生涯学習スポーツ課が聖火リレーのほうを担当させていただきますが、歓迎イベント等もありますので、観光課とともに進めていきたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 聖火リレーというのはいろいろな意味合いがあるかというように思います。それで、特に、ヨーロッパとアジアとつなぐ目に見えないような糸でつなぐ、そんな意味もあるというようなことを聞いております。そのような意味で、白馬をヨーロッパの方面に積極的にアピールするためにも、観光課としても何かイベントというのを考えてもいいと思うんですけども、その点はどうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） こちらの手を挙げる時期に、全く、こういう企画はどうでしょうかというようなところで、生涯学習スポーツ課と観光課観光局で素案を書き上げたことがあります。実際に

これから来ることがきまっていますので、それに向けて、当然ですけれども、一緒に考えていいものをつくり上げていきたいと思います。

それと、観光的なイベントというのもとても大事だと思うんですけども、私としては、オリンピックを開催した村なんですよということをこの村の中の人々が再確認できるような、そんな機会にもしていければ、一過性のものじゃなくて、将来に結びつくのかなとも考えているところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） まさにいいお答えをいただいたというふうに思います。村民とともにというようにところが大事なところだと思います。

それで、村長、同じような質問になっちゃうんですけども、国際交流ということもこの聖火リレーの中にも含まれているというふうに思います。そのような意味で、中国の高官がことしも訪れたし、今回の冒頭の村長挨拶でも中国へ行ってきたというようにところで、今後、中国を初め——韓国はこのような状態にいるんですけど、ピョンチャンのオリンピックも開かれている韓国でありますけれども、近隣の中国、韓国の交流です。そういうところというのは村長はどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたいというふうに思いますので。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 交流の関係につきましては、先ほどの冒頭の挨拶で中国訪問のお話をしたところでありますけれども、これから日本の人口がどんどん減ってくる、そういった中で、海外からのお客様も当然ふえていかないとどんどんお客様が減ってくる。逆に、外国のお客様が大勢来ると、先ほど田中榮一議員の言うオーバーツーリズムというような、そういったマイナスな部分もあるわけでありまして、そこら辺も含めて、交流は非常に大事だというふうに思っているところであります。

特に、前回、8月に中国へ行ってきたわけでありまして、先般、オーストリアのレッヒ村から村長が来て、15名ですか、交流をしたというような、そんなこともありますし、それからドイツのオーバーゼンタウとも、歌の関係で交流をしているというようなことでありますし、いろいろな部分で交流をして、大勢の白馬村のいいところを見ていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 特に中国は、これから北京の冬季オリンピックをやるわけでありまして、あれだけの人口を抱えている国ですので、さらに一層のスキー人口をふやしたいという考えもあるということです、ぜひ中国との交流をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、スポーツ課長に聞きたいんですけども、要は、オリンピックを開くということは、

地元の住民のスポーツ振興ということもきちっと考えていかなきゃいけないということでもあります。

この9月の11日から第2回目の体力向上プロジェクトというのが始まります。それについて、住民の健康管理ということもこれオリンピックを開催した村として積極的やっていかなきゃいけないという意味合いにおいては非常にいいことだと思います。ぜひこの9月11日の体力向上プロジェクトに今まで以上に参加するように、村民にもっと積極的に宣伝をしたらどうかというふうに思いますが、その点はどうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 今回の9月11日だけではなくて、体力向上プロジェクトにつきましては、定期的に行っておりまして、広報白馬等を通じて周知をしているところではございますけれども、さらに周知をできるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ぜひ多くの方々に参加していただけるようにお願いしたいというふうに思います。

それでもう一つ、先日なんですけれども、たまたま私、片耳に挟んで、職員の研修をやるというようなところで、3人の方がオリンピックの競技役員を経験された課長クラスの方々が話をされていたということで、非常にいい話を伺ったというふうに思います。1時間半の時間でしたけれども、短く感じて、ユーモアも中に交えながら、その3人の方が非常に話術も巧みで、下手な講師を呼んでくるよりも、この3人でもってこれからずっと職員研修を携わってほしいなというふうに思ったわけであります。

その1人の総務課長、その点どうだったのか、ちょっと聞きたいんですが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 急に振られましたけれども、主催は職員労働組合が主催ということで、もう既に半数近くがオリンピックにかかわっていない職員だということで、話の内容とすれば、労働条件等の、組合からするといろんなお話がある中で、こういうこと、こういう席にイベント職員がかかわったんじゃという点からすると、非常に有意義な研修だったかなというふうには思います。

反省会の中でも出されたのは、例えば、災害の記録であったり、きょうも一般質問で出された白馬村の文化芸術の関係、そういうところもやっていきたいというお話も出ましたが、それは村が主催をして、いわゆる職員側にやるものか組合で主催するのか、その辺はまた一緒に考えていきたいと思いますということで、今後も継続して進めていきたいと思いますというところで、反省会のほうも終わったというような経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと12分です。質問はありませんか。

第10番（田中榮一君） ぜひこれからも続けていってほしいなというふうに思います。

それでは次に、山岳観光についてを質問いたします。

白馬山案内組合はこととして100周年を迎え、記念事業を計画しております。1919年（大正8年）に白馬山麓の山案内人25人で白馬岳登山案内者組合が設立されまして、観光立村白馬の礎を築いた先人たちの先見の明にただ驚くばかりであります。

伝統を受け継いできた組合員の皆さんが、これからも白馬の山を愛する人々のためにご活躍されますことを切に願います。

当時の山案内に携わった人たちに思いを馳せながら、次のことをお伺いいたします。

1つ目、村営白馬岳頂上宿舎も、前身の石室建設から100年がたとうとしております。この機会に、村民、組合員、行政3者からなる山小屋経営のあり方検討委員会（仮称）を設置し、今後の指針を示す考えがあるのでしょうか。

2つ目で、近ごろ、白馬村の山の名前をめぐる論争が巻き起こっておりますけれども、「しろうま」か「はくば」かというようなところで、村長どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 山岳観光について、2つ項目で質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきますが、先日の日曜日、NHKの「小さな旅」で白馬村白馬岳を放映したということで、多分議員の皆さんはほとんど運動会のほうへ行っていて見れなかったと思いますけれども、再放送もあったようですし、ああいった報道は非常に白馬村の宣伝になるというふうに思っているところであります。

最初に、山小屋の経営のあり方検討会（仮称）の設置についてでありますけれども、村では、頂上宿舎、天狗山荘、八方池山荘、猿倉山荘と4つの山小屋を所有しているところであります。その中で、白馬岳頂上に位置する頂上の宿舎は、宿泊機能や広大なテント場を有しているだけでなく、安全指導や遭難対策、救助といった重責を担う常駐パトロール隊昭和医大の診療所、山岳環境保全のためのグリーンパトロール隊の活動拠点でもあります。

施設については、昨年度多発した雪害や風害等の自然災害に起因する設備破損だけでなく、この100年の管理、増改築してきた施設は厳しい環境条件のもとで設備の老朽化や施設のふぐあいが発生をし、修繕を要する箇所が多く発生をしてきている状況です。

今年度、村が所有する施設の点検・診断を行ない、将来に向けた施設の維持管理、更新等にかかわる計画である個別施設計画を策定をしているところであり、先日、頂上宿舎の施設を点検を行ったところであります。

ご提案の山小屋経営のあり方検討委員会の設置についてであります。今年度実施いたしました

施設の点検結果を踏まえ、頂上宿舎の近隣には民間経営施設もありますので、それぞれの経営規模、形態、機能等の現状、そして今後の見通しについて、まずは関係者と協議を進めていきたいというふうに考えているところであります。

この問題については、過去にも議員の皆さんからも再三、どうかというようなことを言われた経過がありますけれども、そういった協議を進めてまいりたいとはというふうに思っているところであります。

次に、白馬岳の山名が「しろうま」か「はくば」かについてであります、「しろうま岳」、「はくば岳」と「小蓮華山」の間に姿をあらわす代かき馬は、日本の雪形の代表格とされる馬の形をした雪形として知られているところであります。

この雪形は、春先の田んぼの代かきの時期にあらわれることから、代かき馬が「しろうま」になり、「はくば」に転じ、現在の白馬村になったという節は有名な話ですが、一方、さかのぼること江戸時代に「はくば岳」と記載をされた地図があり、「しろうま」よりも先に「はくば」と呼ばれてきたという節もあったり、近く開校する150周年を迎える白馬北小学校の校歌では、「はくば山」とうたわれております。

「しろうま岳」、「はくば岳」が私の見解を聞かれましてもお答えに困るというのが正直なところでありますけれども、本年、白馬山案内組合が大正8年の創立以来100周年を迎えます。これを記念し、10月5日土曜日と6日日曜日に、ウイング21において白馬山フェスタという記念イベントが開催をされます。

このイベントの中で、「『はくば』か『しろうま』かどっちが本当」というテーマでパネルディスカッションが開催をされるというふうに伺っております。多くの村民の皆様にご覧をいただきしたいと思いますし、私としてはその議論の行く末を楽しみにしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 私もこの山小屋のことについては、今まで何回も何回も質問してきたわけでありまして、自分としても山へ行くのが大好きで、議員になってからも議長と、下からとことと登った経験があります。そのときにも、非常に晴れまして、白馬館の展望台から正面に剣が見えて、はるか遠くに槍が見えると、そういうすばらしい景観を経験したものですから、どうしても下りてきたら、また行きたくなるというような、そんな気持ちでいるわけです。

そんなようなところで、存続というようなところはぜひと思うんですけれども、でもやはり経済的な面というのはどうしても考えざるを得ないというふうに思います。へりの場合も、むやみに料金もかなりかかるというようなところで、ある程度きちっとどのように判断するのかどうか分かりませんが、そういう時期に来ているのではないかというふうに思います。

それで、振興公社の皆さん、山小屋をやっている方々の話を聞くことができ、「今天狗はどう」

と聞くと、「ちょっとおくれぎみだけど今頑張っているよ」というようなところで、「雪崩対策はどう」、「雪崩、うん雪崩も当然考えてやっていますよ」というようなところで、意欲的に、天狗もそうですし、山頂宿舎も本当に頑張っていたらいい。それで、観光課長のほうからもトイレの改修、そういう意味合いにおいて、できる限りトイレというところは非常に大事なところで、そこをいかに、快適とは言わんです。できる限り快適な用を足せるようなところも進めている、そういうところも頑張っているというのは非常に涙ぐましい努力をしているわけであります。ぜひそのような意味で、山を愛する人たちのためにぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

イベントにというか、「しろうま」か「はくば」というようなところでありますけれども、先ほど村長が言われたように、事前にアンケート等で私の質問する中で事前に村民の人たちにもこの機会に興味を持っていただければというようにところで質問をさせていただきました。

私自身も70年になりますけれども、「しろうま」と呼んできたことは1回もないんです。そのようなところもちょっと投げかけてみるのもいいのかなと思いました。

そういうことで、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第10番、田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月6日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日9月6日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時07分

令和元年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和元年9月6日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和元年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和元年9月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和元年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

田中会計室長が所要のため遅参しますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告された方は8名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員、1議第につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。時間も限られておりますので、通告に従いまして、大きく分けて2つ。

まず、1番目の質問からさせていただきます。観光局についてであります。

前定例会の一般質問で、村長の観光局代表理事就任に関する質問した際、「観光のリーダー、すなわち局の代表理事は観光に精通した民間のプロフェッショナルに任せるのがいいという考えだった。」といった内容の答弁をいただきました。当村はその観光のプロを育てるべく、過去15年余りにわたり観光局に血税を注いできたというのが、私の認識であります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1、平成27年に行なった組織改革で、会員減少という当時の課題は解決されたのかを伺います。

2、観光局が現在抱えている課題と解決策を伺います。

3、この冬3年目の最終年となるFWT（フリーライドワールドツアー）後の観光局の冬のメインイベントのお考えを伺います。

4、来年度も観光局に従来どおり負担金を支出する予定かを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。伊藤まゆみ議員からの通告に従って答弁をさせていただきますが、まず、初めに、観光局についてであります。

最初の観光局につきましては、一般社団法人でありまして18名の理事から構成をされている理事会が業務執行機関として、法人の運営をしているところであります。この場に事務局の担っている職員はおりませんので、細部にわたる質問につきましては十分な対応ができない場合もございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1点目の平成27年に行なった組織改革によりまして、会員の減少という当時の課題は解決されたかという点でありますけれども、平成の17年度の社員数が701であったものが、継続的に減少した結果、平成27年度は426となっておりますので、10年間の減少幅は275ということになります。対して本年度の社員数は399となっており、平成27年度比で見れば、減少幅は27ということになります。つまり、減少幅は縮小はしているものの、減少傾向は続いているということになります。

平成27年度の課題解決に向けた検討委員会の報告書では、観光局の組織として目指すところは、全ての観光事業者の会員組織であり、その中で宿泊施設の存在は欠くことができないとされております。これは、現状に照らしてみると組織の姿とすればほど遠いといわざるを得ません。

2点目の観光局の課題と解決策についてですが、観光というものは、世界中のどこであっても常に課題に直面をしており、そのために戦略の見直しや取捨選択、追加投資等を行ないながら成長を続けているところであります。一たび立ちどまれば、すぐにマーケットの先頭からあつという間に引き離されてしまう。それほど過酷な競争の真ただ中に観光というものがあります。その観光という事業を地域の核となり、推進する組織も、当然ながら常に課題に直面をしております。

さきの観光局の理事会において、職員には会員のところに出向いて話を聞く機会を積極的に確保してほしいと、私のほうから代表理事としての立場で発言をいたしました。この発言は当然、観光局のほうでも認識をしており、ぜひこの会員の期待に応える組織であってほしいといった思いを伝えたとところであります。

つまり、私が考える大きな課題は、観光局と会員との距離にあると言えます。個々の会員とコミュニケーションが会員の状況を把握することや、観光局の取り組みに理解を求める貴重な機会であるというふうに考えます。事務局長も私の考えには理解を示しており、まずは地域単位で集会から始めるよう、現在、準備を進めているところであります。

このほかにも課題はさまざまありますが、もう一つの課題としては、立地が上げられます。官民連携の組織として立ち上げられた観光局は、村観光課とも密接な連携を必要とするので、現在のよう同じオフィス内での業務にいそしむ形態は、業務のスピードにおいても非常に便利であります。しかしながら、観光業で最も大切なお客様との対話ができていないという、大きな課題を抱えているところであります。

日本版DMO認定制度が始まった背景の一つには、既存の観光団体がデータマーケティングを実践をしてこなかった事情があります。データがなぜ大切なのかというと、データは顧客の声を可視化するツールとして、とても有効だからだというふうに思います。顧客の声というものが、つまり、マーケットニーズを把握することであり、今まで自身の持つ資産を売りつけるだけであった事業推進から、お客様が何を求めているかを知ることシフトをするには、まず、データが最も必要となります。

だからといって、実際に白馬にお越しいただいている方々と直接コミュニケーションをとらずに、データだけを見ているようでは本末転倒となってしまいます。観光局の現在の立地は村民にとっては、わかりやすくても、お客様にとっては非常に不便な場所となっているというふうに思います。

観光局では旧八方の第4駐車場に建設中の複合施設に、小規模ながら観光のインフォメーションカウンターを借り受け、お客様と直接会話を重ねながら、白馬村の観光に対するマーケットニーズをクリアにし、それに対する白馬村観光局の必要なアクションを考察をし、実行に移せればというふうに考えているところであります。

また、3点目のFWT後の冬のメインイベントありますけども、フリーライドワールドツアーの前段として、その予選の最高ランクであるフリーライドワールドクオリティファイアを開催したのが2017年の1月でありましたが、昨年の冬でも英文字での白馬の検索ワードでは、エビックパスと並ぶほどの世界中からの注目される大会に成長をいたしました。

それまで日本のスキーは、パウダースノーばかりが取り上げられておりましたが、この大会を通じて、白馬の持つヨーロッパアルプスにも劣らない雄大な山岳景観と、ハイレベルな斜面、そしてこの地の山岳文化を世界中に知らしめ、白馬バレーのブランドづくりに大きく寄与したものというふうに理解をしているところであります。また、大会にあわせて雪崩安全セミナーやスキーパトロールの欧州先進リゾートへの派遣事業も行ない、地域の雪山の安全啓発やスキー場の安全管理にも貢献をいたしました。

FWTは、本年度までの3年間、地方創生交付金を活用をし、開催をされているところであります。国が求める本事業の要望展開についても、白馬のFWTを頂点として新潟、北海道、そして東北でも予選会が開催されるまでに広がりを見せているところであります。

来年度以降の開催可否については、未定ではありますが、村内はもとより、国内、国外からも存続を望む声は少なくはありません。まだ、再来年のことではありますが、既に実行委員会では2021年開催を目指して、関係各所に働きかけているところであります。

例え、FWTの継続開催を断念をする結果となっても、この全世界的に盛り上がりを見せるフリーライドスキー・スノーボードにおけるアジアの中心地としての白馬が日本のスキーシーンを牽引する必要があると考えており、これに値する大会、またはイベントの開催、または誘致を模索してまいりたいというふうに思っております。

最後に、観光局への負担金の支出の予定についてお答えを申し上げますが、課題解決に向けた検討委員会では、観光局の予算規模と、その財源確保についても検討し、その結果が報告をされております。

報告書によりますと、観光局の予算規模は、観光局予算は1億2,000万円を最低限確保する。財源確保の目安として、白馬村負担金が9,000万円から1億円、会費が1,500万円、事業収入が1,000万円と報告がされております。

この報告を受けて平成28年度決算では、収入合計が1億2,323万円、その財源を見ると村の負担金が7,614万円、会費が1,679万円、事業収入が824万円となっております。平成29年度決算では、収入合計が1億1,399万円、うち、村負担が8,123万円、会費が1,531万円、事業収入が737万円、平成30年度の決算では、収入合計が1億5,443万円、うち村負担が1億1,823万円、会費が1,527万円、事業収入が986万円となっております。なお、平成29年度と30年度の村負担金の額は、地方創生推進交付金事業に係る負担金が含まれた額となっております。

また、本年度予算では、収入合計が1億1,800万円、うち村負担金は地方創生推進交付金事業負担金790万円を含む7,972万円、会費は1,530万円、事業収入が2,034万円となっております。

以上、申し上げたとおり、観光局の予算規模及びその財源は、検討委員会の報告にのっとっているとと言えます。白馬村観光局は、本年8月に地域DMOとして登録をされ、いよいよ観光地づくりのかじ取り役を担っていくこととなります。現在も取り組んでいる各種データの継続的な収集と分析に取り組むとともに、それに基づく戦略の策定、多様な主体との連携や調整機能の強化をしていく必要があります。

観光局が担うべき役割と組織の継続性から考えると、財政面での支援が必要であり、そのため村としては、来年度も負担金を支出する考えでおります。ただし、その額については、これまでもそうでありましたが、観光局の事業計画に応じて、村と当初予算編成の中で決定をしております。

以上、1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤まゆみ議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。まず、最初の1番目の27年の組織改革の課題、これが解決されたのかというところで、お聞きしたところ、減少幅は減っているが会員数は減っているというふうにおっしゃっていただきました。

私は参考資料として、添付資料をお渡ししていますので、こちらを見ていただくとわかるかと思うんですけども、一番減っているのが宿泊業者だと思うんです。平成17年、576だったのが、273と半部以下になって47.4%となっております。

それで、その検討委員会が出された報告書の中に、6つあるんですが、まず、関係することです言

えば、2つ目に、「観光事業を営む全ての事業者の会員組織とすることを目指す」ということで、その下に、「特に白馬村観光の期間、多数を占める宿泊施設を重点に参加を募るべき」というふうにあります。この取り組みで、これ改善してないと思うんですが、具体的にやられたことというのをお聞かせ願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えいたします。

まず、観光局では会員に向けて、会員の専用サイトを設けて、そこでフリーで使えるような画像を提供するっていうような取り組みをしております。

そのほか村としては、例えば創業塾の平成27年度から行なっております。それで、宿泊施設の経営者を増やしていこうというのも一つやっております。そんなところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 創業塾なんですが、聞くところによると、宿泊業をやりたいくても、場所がないとか、手ごろなところがないというようなこと、皆、外国人の方を買われてしまって、それでも高くても買えないというようなことをお聞きしたことがあります。

それで、きのうの村長の答弁の中でもおっしゃっていたんですが、よく高齢化で会員がどんどん減っていくというふうにおっしゃっていたかと思いますが、そもそも、どうして高齢化になってしまったと思われませんか。子供さんが後を継がないということでしょうか。ちょっとその辺を、高齢化をいつも理由として会員が減っていくのはもう当たり前だ、みたいな言い方をされているので、ちょっとそれはいかがかなと思う部分がありまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 確かに会員減少の理由として、高齢化だけを理由にするというのはやはりいかななものかとは思いますが。

ただ、私も、ふと今朝方思ったんですけれども、例えば、私ら世代は、みんな親が宿をやっていると継がなければいけないという義務感があって、白馬村に戻ってきています。私たち年代は、ほぼ、9割ぐらいが戻ってきているというのが現状であります。今の多分、若者たちのそういった考え方とは、また違うんだろうなということ。

あと、お客様のニーズがやはり昔ながらに民宿、ファンは多いんですけれども、やはり、私たちも宿選ぶときに、何か画一的と言えば画一かもしれませんけれども、そういった方面の宿を選択するような志向もあって、なかなか昔ながらの宿の形態でそのまま継ぐという時代ではなくなっているということも一つあるのかなと。なかなか若い人間が家業を継ぐというような時代ではなくなっているなということも、一つ民宿を中心とした宿が減っている理由かなと、イコール会員数の減少にもつながっているのかなということを、ちょっと、本当に今朝思ったところであります。とい

うのが答えです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） お配りしてあります添付資料なんですが、その2番に入社、退社数というのがありまして、廃業・休業・移転等が43%というふうに、後継者いないというのはこの部分に入るのかなあと思うんですが、一番下の分担金未納というのが184ありまして33%となっています。なぜ、分担金未納するように至ったと思われますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） これも大変な課題の一つだと思っています。

私自身は余り賛同していないんですが、今のところ分担金の未納を数年続けると、自動的に退会になると。それでは、やはり逆に払う意欲がなくなるんじゃないかということで、観光局には、積極的に活動をPRしてもらって、それを助けようという思いになって、分担金を納めるという姿勢にならなければいけないというふうには、提案はしたいと思っております。

いわゆる、今、分担金を2年、3年納めていないということで退会するというようなシステムはやめたほうがいいというふうには、個人的に考えています。なので、あと魅力が伝え切れていないというのが、未納がふえている原因かと思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 魅力といいますか、その退者の理由の中にCのメリットなしというものもあるんですね。ここに多分、分担金未納というところが、あの方たちがメリットを感じないので、やはり別に支払わなくてもいいかなというふうに思っていらっしゃるんじゃないかなと私は思います。

それで、先ほどの組織改革の結果報告のところなんですが、その、一番最初にある検討事項及び結果についての一番上に、「観光局会員の拡大、評価に向けて事業目的の確認」というところで、「入会に際しては会員のメリットを明示する努力をするとともに」というふうに明示されています。観光局のメリットをお聞かせ願いたいと思います。まず、村長からお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） この関係については、私は今、観光局が発足以来16期目になっているのですが、私、初めからこの議会のときからも参画していただいておりますけども、この話の中で観光局に入るメリットがないという声は、当初からずっとありました。

ただ、観光局が発足をしたその歴史の一番の原点は、観光局というものは、今までは配宿をしていたけれども、これからの観光局は白馬村全体の観光を振っていくと、こういうことが一番の前提であるわけでありましたが、それがなかなか今までは配宿をしてもらった。観光局になったら配宿はしてもらえない、入っているメリットがない。そういった形の中で、一番ここが問題だというふうに思っております。

だから、先ほど答弁の中で申し上げましたけども、観光局とその会員との距離をやっぱり縮めて、こうだという話をしていかないと、観光の営業をしている方がそういったメリットがないという一番のこの使命である、白馬村の観光を売っていくという一番の使命が横に寄っちゃっているというのは、非常に残念でありますので、先ほども言うように、観光局の職員が各地区の観光協会と膝を交えて、どうだというようなことが一番大事ではないかと、改めて感じているところであります。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 課長はいいんですか。

第5番（伊藤まゆみ君） いいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） やはり観光局のメリットというのを、この場でバンと言えないというのはやっぱりこういう勧誘はできないって思いますね。やはり金額の問題でないって書いていましたね、別に会費が惜しくて入らないわけじゃないと。ただ、何を求めているのかわからないというような、そんな感じで入らないというふうにありました。

それで、村長も以前に平成20年の6月の定例会でおっしゃっているんですね、一般質問で。どうも観光業者とこれから観光局、行政を含めてそうですが、ちょっと乖離があるんじゃないか。こんなふうに思うわけですが、そこら辺、村長、これからの今後の重要な課題だと思いますけど、どのように考えるか伺いたいします、ということで、どのように村長はお考え、対話と先ほど協働で多くの村民から信頼を得られる観光を目指すというふうにおっしゃっていましたが、具体的に、例えば観光局の職員が毎年一回は訪問するとか、どういった情報を流すとか、そういった具体的なことはもう上がっているのかどうか、ちょっとその辺だけ、簡単に結構ですのでよろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成20年と言えば、私がまだ議員のころだと、そうですね。それで私が一般質問したということのようではありますが、先ほど申し上げましたとおり、この会員と局との、局はどういう存在だということが一番この会員の皆さんに知らしめることが大事だというふうに思っていることは事実なんです。

特に、私、5月の終わりに観光局の代表理事ということで、誰も引き受け手がないから「村長、どうしても」ということで引き受けたんですけども、その中で、観光局の理事が18人いるわけがありますけども、各地区の観光協会の会長さんが、それぞれ理事会に出ているわけがありますけども、その情報が各地区の宿泊業者、会員の皆さんに周知がされていないということが一番問題であるというふうに私は感じたわけでありまして、そんなこともあって、ぜひ観光局のほうで出向いて行って、しっかりと観光局の取り組みについて地域の皆さんと話をし、そして、観光局の存在価値を高めることが必要ではないかということを指示をしたところであります。そんな中で、そうい

ったことを取り組んでまいりたいとこのように思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 観光局のやっている取り組みを説明するというより、むしろ顧客といいですか、会員の皆さんがどんなことを求めているか、それをぜひとも知っていただきたいなど。皆さんやっぱりいろんな直接お客様と接しているので、情報を持っているんです。その辺を引き出すような、そういう観光局であっていただきたい、そのように思います。

それで、いつも村長の定例会の町長挨拶でも来訪者数ですね、これ観光課のところでは、決まって天候が理由で冬は降雪の遅れとか雪不足、夏は長雨や台風などで去年どれくらいだとか、少なくなる時が多いんですけれども、そういうふうになっていて、なかなか冬と夏の観光に頼っていて、春と秋の観光、こちらにシフトしていかないと平準化ができていかないと、要するに閑散期ですよ、そこをどうやって埋めるかということが、そもそも課題であって、そのために平準化するために観光局というものを立ち上げたというふうに私は認識しているんですけども。それで、また、度々出して申しわけないんですけども、村長の平成17年の6月定例会で、まだ議員のときに質問されていて、「東山地区を風景写真のスポットとしてパンフレットに掲載して誘客の一因にならないか」という点と、あと「団塊の世代が一斉に定年退職を迎えるが、その誘客対策の考えは」ということを聞いていらっしゃるんですよね。この方たち閑散期なんか絶対呼べると思うんですよね。その辺この過去10年間、15年間何か工夫されたっていうようなことはありますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの答弁の中で、各地区の対応というような話をいたしましたけども、今、観光局でも各地区行って車座集会をやるという、そういった計画を立てておりますので、そのことを、申して伝えたいと思います。

そしてまた、今、グリーンシーズンの話が出ましたけども、本当に白馬村、冬は100万人、あとのグリーンシーズンにいかにお客を誘致するかということは、非常に大事だというふうに考えております。

そんな中で、特に、一昨年あたりからマウンテンバイク、それからロードサイクル、そして東山の山岳景観、すばらしい山岳景観を世に出すべきだという話もしておりますし、私も当然そういうふうに思いますが、特に、青鬼の伝建、そして、また野平の一本桜、非常にシーズンには大勢のお客様が来ていただいている、そんなことも含めて、まだまだ大出公園、そしてまた、嶺方、それから堀之内、三日市場、東側から見る山の景観は、すばらしいというそんな思いを常々しているわけではありますが、そんなことも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、成果は着々と出てはいるとふうに思っております。

特に、高齢者の方が東山に訪れる方は、若い人は余り来ませんけども、高齢者の方が相当増えてきているというふうに認識をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 前回の同僚議員の答弁の中で、村長答弁の中で「4月、7月、9月、11月の集客増加、若年層も訪問増加を中心に進めてまいります。」というようなことをおっしゃっていたかと思います。これはちょっとターゲットがやはり違うんじゃないかなと私思います。

今、お金持っている方は若年層ではないですね。ですから、やはりターゲットを絞る、特にシニア世代、それでいかにお金を落としていただくかですね。マウンテンハーバーですか、そちらにきた方一泊していただく、その工夫をどうやってつくるか、どうやって観光商品をつくるか。それがやはり観光局に求められている。入り込み数があったからいいよねっていうのではなくて、どうやってお金を落としていただくかって、これからはもう観光消費額だって言われているんですね。もう入り込み数じゃないんです。ぜひ、こういう指標をつくっていただきたい、そういうふうに思います。

具体的に例えば4月、7月、9月、11月っていうふうにおっしゃっていたので、9月、10月はどのようなことを予定されているのか、教えていただければと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 閑散期対策で観光局でやっているというご質問ですけども、まず春の部分、秋に部分共通してないんですけども、やはりオンライン・トラベル・エージェント、インターネットの予約サイトで特別広告を出すというものです。小谷を含め、村内の宿泊事業者の方と共同して、宿泊を兼ねたプランを提供しているということをホームページのほうで広告するというような取り組みを行っております。いずれも閑散期対策として取り組んでいるものであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと例に出して、今の方はわからないんですが、前回の局長のときに、秋には紅葉三昧ですかね、そういったこととか、「ぬくとい白馬deあぶれスキー」とか、「白馬村ムービーコンテスト」というようなことで、皆さんの注目を浴びるような、このとき議会は、これでディズニーランドですか、どこか何かプレゼントをするっていうのでいかなものかというふうになにちょっと反対したような覚えもあるんですが、やはりこういった仕掛け、今の観光局には足りないような気がするんですが、その点はどのようにお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 多分、今おっしゃっていた平成25年と平成26年に宿泊増進策としてやった取り組みだと思います。そこにはプレゼントを用いて、それをふくとしてお客さんを呼ぼうというような取り組みなんですけども、そういう取り組みよりもしっかりと村の魅力というのを映像なり、ビジュアル的に知らせて訪問していただくというような取り組みのほうが、将来につながるのかなっていうふうには考えます。イメージとかブランドを上げる、そのような点で、今の取り組

みが評価でき、私は評価しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 動画ですね、私、見せていただいたり、あと観光局のパンフレット、すごくイメージ先行で、本当に欲しいという情報がちょっと足りないなと思います。どこに行ってもいいかわからないし、具体的なことになると、また違うって言われるかもしれませんが、ただ、本当にホームページにビューが減ったと、何だろう、なぜだろうというぜひ考えていただきたい。なんで減っているのか、そのことは、この前総会のときにどうして減ったんですか、それをどうやって変えていくんですかっていうような質問が出ていたかと思います。ですので、やはりあそこで出た意見、総会で出た意見というのは、その後どういうふうにしたかというようなことを、ぜひ伝えていただきたいなあとと思います。

それで、あれなんですけど、また、前回の同僚議員の一般質問で広域型DMOが索道事業者の役員で、「インバウンド関係に向けたプロモーションボードや外国へ向けた事業を展開するのであれば、白馬の観光局は索道事業者でなく、宿泊事業や飲食業、お土産、建築等村内全体で観光局を盛り上げ、ブランド観光を推進する考えは」ということを質問しています。

そのときに、「いろんな課題を乗り越えることによってこの地域の連携、白馬村の観光が育つことを願っています」というふうに、村長お答えになったかと思いますが、この課題を乗り越えて、索道の方たちは、またハクババレーというところで集結されているので、この意味は白馬村の観光局は、そういった小さな業者で固まったらどうかというような意見だったと思いますが、これ課題というふうにおっしゃっているんですが、どのような課題がおりなんのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） まず、申し上げますが、確かに広域ハクババレーツーリズムについては、インバウンドの中心でおりますが、その中核の組織にも白馬村観光局は参画しているという現実があります。村長の考えでも、要は索道事業さんはインバウンド、力を入れるなら観光局は国内客の誘客あたりに力を入れるべきではないかという提案は、局にもしております。そういった考えでは、今の議員おっしゃったこととそんなに乖離はしていないと考えております。

ただ、要はハクババレーだ、観光局だって、しっかり明確に分離して活動というようなことではないので、そこら辺はしっかり連携をとりながら活動していくというのが前提であるので、そういった意味で、独自で100%そこへ傾注できるかという、そこはできないというのが、あえて言えば課題なのかなという気はしております。

あともう一つ、先ほど若年層をターゲットにするのはおかしいんじゃないかと言われましたけれども、都会とか行くとびっくりするほど白馬の知名度、若者に落ちています。ということは、今、確かにある程度の高齢者層来ていただいておりますが、じゃ、10年後を見据えたときにどうなる

かという、非常に現場サイドで不安に考えています。

特に今、修学旅行もスキーをやらないというのが、ほぼ、ほとんどなっているという現実もありますので、そういったところもあって若年層、若者に白馬に訪れていただくと。まずは訪れていただくというのが非常に重要なことであるということで、例えば去年できたマウンテンハーバーとかは、今までにないカップルの人たちが半日いたとか、そういったお話を聞いているので、そういったところは期待以上していると。ちょっと余計な話ですが、答弁させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 今、10年後を見据えたところの若年層をターゲットにしているとおっしゃったと思うんですが、10年後と言いますと、今、高齢化している宿泊業者というのはほとんどいなくなるのかなと。ほとんどといいますか、地元にいらっしゃる方は何軒か残るかもしれないですけど、この先、宿泊業というのは、そういうふうになっていってしまうおそれがあると私は思っております。

昨日の村長の答弁の中で、同僚議員の一般質問の、この村の宿泊、ベッドのキャパシティーがないから大型施設の建設を、村にとってはそんなにマイナスではないといったようなニュアンスの答弁があったかと思います。そうしますと、先ほど申しましたように、今、地元いる宿泊業者が減っても、現在建設中、あるいは建設予定の大型施設があればベッド数が確保できるので、この村の観光は安泰というふうに思っていらっしゃるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、ベッド数が減らなければ安泰というそんなことは思っているわけではありませんけども、昨日もそんなお話をいたしましたけども、どんどん、どんどん高齢化で宿泊施設が少なくなっている。そういった中で、特に冬の関係については、予約をしようと思っても、もういっぱいだというような、そういった現状が出ているわけであります。

そんな中で、これから先、どんどん、どんどん宿泊施設が減ってくる。そういった中で新たな投資も必要ではないかというふうに思っておりますので、安心ということでは、全然ありませんが、これから白馬村が観光で生きていくためには、そういった施設もどうしても必要ではないかというふうに考えておるところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 現在、建設されているとか、予定されているのはコンドミニアムで購入者が村外の方がマンションのように購入されて、そこにお客さんを泊めるという形態が割と多いかと思えます。その方たちは観光局には当然入っていただけないと思うんですよね。

それで、この住民の税金で局を仮に7,000万円か8,000万円出しているわけですが、そういった一番多い宿泊業が、そういう形態に取ってかわるのであれば、局にお金を出して白馬村の観光を盛り上げていくという必要性を感じますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） まず、観光局の使命は、白馬村観光を盛り上げることであるという公共性があるというふうに捉えています。したがって、村もある相応分の支援をしていく、負担金をしていくということは間違ったことではないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうすると、この先、宿泊業者がどんどん減っても税金を投入していくというふうなお考えなのかなと思うんですが、私はそれは必要ないじゃないかと思うんですね。ある程度会員数がここまでいったら、もうやめましょうというふうにしたほうがよろしいんじゃないかと思うんですね。

やっぱり公共性あると言っても、宿泊業者も半減してこの前421名の方が要望書を出して、その中で150名は入ってないんですね、観光局に。そういった傾向が継続すれば、観光局の存在って何だろうってやっぱり考えてしまうんですね。その辺は、今後やっぱり会員数が減っても投入し続けるというふうな考えということではよろしいですかね。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 白馬が観光で来る以上は、どうしてもそれは必要だというふうに思っておりますし、また、引き続きそれは予算の額はともかくとして、当然、精査はいたしますけれども、予算的には絶対必要だというふうに思っております。やっぱり白馬が生きていくためには一大産業でありますので、そういったことを全国、全世界にそういった白馬をPRする。それは村としての使命でもあるというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと15分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ここまでそんなに長くやる予定ではなかったんですけども、平成30年の第4回、去年の12月の定例会のときに、観光地経営計画のことを質問させていただきました。その中に当時観光課長でありました横山副村長ですが、私、観光地経営計画の中で、なぜ観光局を上げなかったんですかという質問をさせていただいたときに、「観光地経営計画の（案）においても、もちろん組織に関する記述はございます。ただ、観光局という固有名詞が入っていないだけで、そういった組織の見直し等についてはもちろん計画の中には、謳い込んであるというふうに認識しております」というふうに言っています。要するに、また組織改革考えているということではよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） もちろんその気持ちでございましたし、今も私は理事の立場でおりますけれども、観光局が今のままでいいかというと、それはどんどん生まれ変わるというか、生まれ変わりは

言い過ぎですけれども、どんどん活動内容もそうですし、白馬の観光に対する貢献、もっとももっと高めていくような組織にしなければいけないというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ぜひとも財源を検討する前に、もう一度観光局のあり方について検討する、そういう機会を持っていただければなと思います。

ちょっと時間も迫ってまいりましたので、次の2つ目に参りたいと思います。

2つ目、財源、給与・報酬についてであります。

観光振興のための財源検討で答申が出され、この答申に基づいた制度設計をすることが課されている状況と思います。宿泊税に反対する宿泊業者の声の中に、新たな税の負担を課す前に、観光局等への負担金、コンサルや検討委員会への支払い、また特別職や職員の給与を見直すべきではないかといった意見があります。

そこで下記について伺います。

1つ目、観光財源の制度設計をいつまでにやる予定かを伺います。

2つ目、財源不足を踏まえて、負担金や協力金の見直しをお考えかを伺います。

3つ目、過去5年にわたり人事院は公務員の給与引き上げを勧告し、その勧告に基づいて当村も引き上げをしてまいりました。本年度の予定を伺います。

4つ目、昨年9月に村長給与が実質的に引き上げられました。採決の際、「村長のみ獲得給与総額が改正前より数百万円上回ることにについて、同一政権期間内かつ観光財源検討中などの住民感情を考慮し、それに見合った働きをするならば、待望される観光局代表理事への就任、加えて一定期間・一定額を再度附則にて自主的に減額することが正しい措置」というふうに引き上げ賛成の討論がありました。この討論内容に対するお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 財源、給与・報酬について、4つの項目で質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の観光財源の制度設計をいつまでにやる予定かについてであります。検討委員会からの報告書を受け、現在、課題に対する調査研究を実施をしているところであります。いつまでとは明確に答えられませんが、一つ一つ課題が整理をされ、方向性が見えた段階でお示しをさせていただきたいというふうに思います。

それから、2点目でありますけれども、財源不足を踏まえて、負担金や協力金の見直しについてでありますけれども、負担金や協力金に限らず、毎年度の予算編成に当たっては、基本的事項に徹底をした行政改革の推進を目標に掲げているところであります。

具体的には、健全財政を堅持するため、一層の経費削減と自主財源確保に努めており、前例を踏

襲することなく、全ての事業の有効性などを徹底的に検証し、緊急性の低い事業は先送りにするなど、真に必要な経費を精査をし、村の限られた財源について、職員が最大限の危機感を持ちながら、経費の削減を図っているところであります。

また、村債については、抑制を基調とするものの、財源とせざるを得ない場合もあります。そんな中で地方交付税措置のある有利なものを活用をするように努めているところであります。

3点目の、人事院の勧告についてでありますけれども、これまで何度か答弁をさせていただいてありますが、人事院勧告には公務員の労働基本権が大きく制限されている代償措置であります。人事委員会を持たない本村にとって、人事院勧告を尊重するべきものであるというふうに考えております。

最後に、昨年9月の白馬村特別職の職員で、常勤の者に給与に関する条例の一部を改正する条例の採決の際に出された討論内容について、考え方をお答えを申し上げます。

伊藤議員からの質問では、実質的に引き上げられたとおっしゃいますが、提案時の状況では、条例上の給料月額を村長は80万円から69万6,000円減額改正するものでありました。これは白馬村長選挙執行日及び村長選の結果を受けて、特別職の報酬についての検討を始めたもので、これまでの条例の附則の改正ではなく、大北圏域や長野県内、全国の類似団体の給料の月額を参考に、新たな給料月額を定めることを検討し、その上、特別職報酬審議会に諮問をしたところであります。

特別職報酬審議会では、大北管内の市町村の給料月額の状況、全国都道府県別同規模人口の町村の平均給与月額と全国の状況、類似団体町村の平均旧月額を確認をし、討議の結果、長野県内の同規模町村の平均給与月額とすることが妥当であるというふうに、特別職の報酬審議会では答申を受けたところであります。このように、一定の手続きを経た上で、議案として提出をし、ご意見はあったものの討論の上、ご理解をいただき、採択をされたものと理解をしているところであります。

議員ご指摘の討論のときに発言された内容の点では、今年の観光局の定時総会において、観光局代表理事の就任をし、また新たな観光財源についてどのような形であれば観光客や観光事業者の理解を得て制度化ができるのか、現在も庁内で引き続き調査検討や、新たな観光財源の使途を決定する組織体制を整えること。使途の優先順位をつけながら、財源を運用する体制を整えるなど、整理検討を指示をしているところであります。

そもそも、長野県内の同規模町村の平均給料月額とすることが妥当であると判断された背景には、村長という職務に対する給料金額であることを考えれば、その妥当性が示された現時点では、附則による減額は考えてはおりません。

以上、2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間は答弁も含め、あと6分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと時間がなくなってきてしまったので、はしょらないといけないか

なと思っています。

これ以上、今ちょっとお話聞いた中では、今、答弁が聞く中では行財政改革にもう既に取り組んでいるので、これ以上減らせないよ、もうやっているよ、しかも給料も減らせないよ、自分の給料ももう当然の報酬だよっていうふうに聞こえます。であるならば、いかに稼ぐかというところと、あとやはり大型事業をやめるということじゃないかなと思います。9月5日付の大衆タイムスでは大型事業で決算が膨らむということで、前年度、震災復興に次ぐということで70億5,235万2,000円ということで、こういう状況にあって、やっぱり例えば図書館建設とか、こういったのをおやめになったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 図書館建設やめればどうかという提案でありますけども、非常に今まで再三そんな発言もさせていただきますが、白馬村はそういった事業が遅れている、そんな状況であります。

今まで本来なら福祉、教育そういったものに重点を置かなければいけない、そういった中でオリンピックの関連施設とかいろんな大型事業があったために、そういうことが非常に遅れてきたというようなことが現実であります。

伊藤議員の言うように、非常にこの歳入は決まっている、そして歳出をいかに抑えるかということとは重要な状況であります。そんな中で、村としても、いろいろな有利な交付金等々を探しながら、なんとかそういった取り組みをしていきたい。住民も非常にこの図書館建設についてはニーズが非常に私は高いというふうに認識をしております。

村の財政事情を考えると、いろんな課題はあるわけでありまして、何とか取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと予定していたことが質問できなくなってしまったんですが、であるならば、図書館はやはり最初まず小さくやって、その後で必要に応じて増やしていくというような形が、私はいいんじゃないかなと思います。一気に大きいものをつくってしまうと、やはりメンテナンスも大変ですし、ですから、まず、土地だけは確保して、その中で必要に応じて増設していくという形が、私は一番いいんじゃないかなと思うんですね。なので、あんまり一気に大きいものをつくると、もう後の負担が大変ですし、やっぱり、先ほどの答弁にありましたように、その都度ニーズというのは変わってきますので、臨機応変に対応できるもの、そういったものがないんじゃないかなと思います。

ちょっと最後の質問なんですが、ふるさと納税、これ一番、私、伸びしろのある財源だと思っておりまして、それが外部委託されてしまったというのは非常に残念であります。それでふるさと納税、今回、決算では前年比127%、5,578万円増で、ことしの7月までに前年比150%とい

うことなのですが、これだけ伸びた理由を、まず、それだけお聞かせ願いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ふるさと納税の伸び額につきまして、その理由ということですが、詳細に詰めているわけではありませんので、私個人的なイメージとして捉えていただければと思います。

それぞれ、ふるさと納税される方は、ほとんどがポータルサイトを見て応募をするという方が多いと思います。中には直接申し込まれる方もいらっしゃいますが、やはり根底にあるのは、白馬ファンの方が多いのかなというのが、イメージとして持っているということです。

その理由の一つとしては、安定的に同じ方がやっていたいているということを考えれば、その方たちに何とか更なるふるさと納税、寄附のほうをお願いするような取り組みを、村長からも指示を受けておりますので、同じ返礼品目だけでなく、メニュー上げといろんな品目をふやして、今では100を超える数になっておりまして、そこら辺のふるさと納税の方の要求等も見ながら、メニューを変えていくということに取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間はあと30秒です。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうですね、ちょっと30秒ということで、そうしますと今年度末、大体、ちょっと今、突然の質問で申しわけない。どのくらいの納税額見込んでいらっしゃいますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 6月で国からの指示で、返礼割合を定めた駆け込み需要というところがどのくらいあったのかというのは、現在少し様子を見ているという状況ですので、ちょっと正直申し上げまして、見込みは立っていないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2番（丸山勇太郎君） 2番、丸山勇太郎です。本日は、計画ということをキーワードに2つの質問をします。毎回申し上げますが、簡潔な答弁をいただけると幸いです。

では、最初の質問です。各種計画の具現化と問題点について。

下川村政になってからこれまで、それぞれに少なくはない予算を投入して第5次総合計画、観光地経営計画、公共施設等総合管理計画、観光財源検討、地域公共交通網形成計画をつくり、調査で

は、道の駅を核とした官民連携事業調査、木質バイオマス発電・熱利用導入調査に取り組まれました。

現在進行形では、図書館複合施設計画、景観計画、立地適正化計画を作成中であり、実に多くの計画をこれまで作成し、また作成途中となっています。

それら多くの計画、調査にかけた、あるいは現在かけている予算の割には、成果が見えないもの、将来的な成果がわからないもの、具現化が疑わしいものがあります。また、それぞれの計画には密接な関連性があるにもかかわらず、コーディネートされていません。計画策定自体が目的化してはいないでしょうか。そこで次を伺います。

1 番、村長の残り任期はあと 3 年です。さまざまな計画のうち、村長が任期中にぜひこれだけはものにしたいものは何か伺います。

2 番、作成中のものも含め、それぞれの計画が持つ問題点の認識を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 各種計画の具現化と問題点についてということで、質問をいただいておりますので答弁をさせていただきますが、各種計画の具現化と問題点について、2 つ関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

前段として、私が感じる最近の国の情勢ですが、ハードからソフトに事業が移行してきているというふうに感じており、計画策定への事業メニューも増加傾向であります。地方創生交付金を例に挙げますと、努力規定ではありますが、地方版総合戦略を作成しないと交付金を受けること自体できませんし、他の事業についても同様の傾向があります。きちんと計画策定をしなければ、いきなりハード事業には移行できません。これは、国、地方の財政事情が大きな理由だというふうに考えているところであります。ご質問の下川村政になり、予算を計画策定に費やしている、計画策定が目的になっているとの指摘がありますが、国の情勢、マンパワー不足の現状、専門的観点の必要性をご理解いただければと思います。また、できる限り補助メニューによる採択を受けてからの予算化するよう指示をしておりますが、各種計画を策定したからには、全て実現できるに越したことはありませんが、一番大きな課題は、費用になります。策定済みの計画、あるいは策定中の計画、全てが大事でありますので、これだけものにしたいものは何かと問われても、全てが必要であるという思いから取り組んでおりますので、順位づけることは困難であるということをご理解いただきたいと思います。

それから、個別計画についてをお答えをいたしますが、第 5 次総合計画は、10 年間の方向性を基本構想で定め、全ての計画の基本となります。来年度は第 5 次総合計画の後期計画の策定年に当たります。重要業績評価指標については、達成度を毎年内部評価、外部評価を実施し、検証するとともに、講評をし、情報を共有しておりますが、重要業績評価指標の再設定の方向について課題と感じております。公共施設等総合管理計画では、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などに

より、公共施設等の利用、需要が変化をしていくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行なうことを示しており、この計画で示された方針に基づき、現在個別施設の計画を策定中であります。課題は計画期間における村全体の縮減目標を達成するためには、全庁態勢で取り組む必要があり、大きなマンパワーと財源が必要となります。観光振興のための財源確保検討委員会は、白馬村の観光地経営計画に定められた検討事項の1つとして、観光振興のための新規財源の検討を行なうため、村長の附属機関として設置をし、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる新たな財源のあり方について検討を行いました。報告書が村長に提出され、新たな観光財源の必要性、使途については、新たな観光財源の運用の仕組みについて、新たな観光財源のあり方について報告をされ、現在は、報告書に書かれている内容について調査検討中であり、制度設計にさまざまな調整事項や研究が必要で、時間がかかることが課題であります。立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村計画でありまして、居住や都市生活を支える機能誘導と地域交通の再編との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることを目的としているところであります。現在、作業状況としては、村内の土地利用にかかわる各種制限、法的規制の網などが一元化されていないことから、まずその整理作業を行っている段階であります。今後は、それをベースに誘導施設や誘導地域の設定、公共交通との連携計画など、構築をしていくわけですが、区域外における都市機能、施設や個々の土地利用について制限がかかってくる場合もあることから、それぞれ、住民の皆さんの理解を得ながら進めていくことが重要なポイントになるというふうに思います。そういった点も含め、計画策定支援をお願いしている受託事業者や経験やノウハウを生かしながら既に把握できている問題点を最大限排除をして、計画の策定作業を進めていきたいというふうに考えております。

また、道の駅を核とした官民連携事業調査は、新たな道の駅整備に当たり、村が目指す通年型観光の拠点として整備すべき機能の明確化、それに対する地域住民や村内事業者の参画可能性、官民連携事業としての成立可能性の把握をするものです。調査結果では、道の駅整備における官民連携事業の実施可能性が定量的にも見いだせることが把握されました。一方で、道の駅の整備には、官民連携事業として、PFI方式を導入することについては、PFIについての認識の情勢や事業参画に当たっての各条件等の整理をする必要があることがわかりました。問題の1つは、村内事業者、または長野県内の事業所では、官民連携事業を取りまとめる経験も少ないことから、今後の事業化に向けて地元でできることと、県外事業者に期待する役割を明確化し、事業化に向けた環境整備を進めていく必要があると思います。

2つ目は、事業化には多額の財源が必要であることであります。また、現在は民間事業者で同様の事業計画があり、今後は、この計画で整備されている機能も注視をしていきたいというふうに考

えております。地域公共交通形成計画は、これからのまちづくりを考慮し、まちづくりと連携をした面的な公共交通ネットワーク再構築するとともに、地域の足を維持、確保していくための具体的な方策を検討し、地域公共交通体系の構築に向けた取り組みを定めるための白馬村地域公共交通網の形成計画を策定をいたしました。問題は、検討には複数の事業者等の調整が必要で、結論に至るまでには時間も要するとのことです。

それから、図書館等の複合施設の基本計画は、昨年策定の基本構想に基づき、新たな図書館等、複合施設の建設及び運営に向けて、建設候補地を絞り込み、各機能のあり方や、規模、運営等の詳細について検討を進めながら、基本計画策定を目指すものであります。現在の作業は課題である建設用地の選定、複合施設に必要な機能、サービス、維持管理及び運営に関する調査検討を詰めている状況であります。

また、木質のバイオマスの発電、熱利用導入調査は、公共施設における木質バイオマス設備の導入に向け、地域内の木質資源の保存量を調査をし、設備導入を検討することで、資源循環型社会の構築と低炭素社会へ向けてのモデル事業を推進をし、村民や村内事業所への森林資源の活用の普及拡大を図ることで、化石エネルギーから木質バイオマスへ転換するための意識の醸成、導入設備候補が選定をされ、令和2年度に庁舎に設備導入予定であります。課題は、森林整備の材料の供給体制を整えることが課題であります。

景観計画は、国のあすの日本を支える観光ビジョンにより、主要な観光地に定められており、令和2年度中に景観行政団体移行を求められたことから、景観計画を策定をしております。景観法第9条や計画策定の手引きで、住民公聴のための手段として、公聴会、ワークショップが上げられておりますが、手法そのものへの批判や個人の趣味、嗜好や考え方を押しつける傾向、中には、他者の意見を批判する者がいるなど、景観に対する意識の醸成や景観条例の制定後は、景観計画は法的拘束力が強まるため、今後の体制整備が課題となります。

観光地計画では、観光地経営に資する資源を捉え、その状況を把握した上、観光地として目指すべき姿や進むべき道、実施すべき施策、プロジェクトを示すとともに、これらを確実に実行し、必要な改善を施しながら、継続をしていくための体制方策を提示するとしております。これらにより、変化が著しい社会環境の中にあっても、持続的、継続的な観光地域を形成することを目的としております。計画期間中は、観光地経営契約会議を組織し、年に3回開催をする経営会議において、計画の推進管理を行っているところですが、戦略的重点プロジェクトに位置づけたものであっても、着実に前進をしているものがありますが、手つかずのものもあり、進捗状況に大きな違いがあります。進捗状況を客観的に評価するため、昨年度から評価票を作成し、これによる評価を行っておりますが、この評価を改善に結びつけていくことが本年度から来年度にかけて求められているものというふうに思います。

最後になりますが、この計画策定に限ったことではありませんが、職員には適正な事務処理やコ

ンプライアンス違反のないよう、課長会議を通じ、指示をしております。これらの各種計画策定に係る予算化は、議会に丁寧なご説明に心がけ、認めていただいた上で初めて事業着手をしておりますが、過去には散見されたそうでありますが、財源確保の検討もしなかったり、予算化前の事業着手等、不適正な事業事務処理を現に慎むよう、徹底をしておりますこともご理解をいただきたいというふうに思います。

1点目の丸山勇太郎議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 答弁いただきました。十数分にわたっておりました。今の答弁の中では、村長は全てが必要、順位はつけられないということでした。私は、2番目では、それぞれの計画が持つ問題点の認識を伺ったんですけども、今は、全ての今私が上げた計画の意味合いですとか、進捗状況のご説明でございました。

では、じゃあ、私から再質問する前に、さまざまな問題点をちょっと上げさせてもらいたいと思っております。私の個人的な意見も入っておりますけども、6つのことを指摘したいと思っております。まず、通告書にも記載いたしましたが、計画策定自体を目的にしてはいないかと。これ当たり前のことですけども、計画は目的ではなく、手段であります。実現させるための手段と目標を掲げるものが計画であるというふうに思っております。

2番目として、今は計画の林立状態にあるというふうに思います。それぞれの計画は、同じ頂きを目指すもので、登山口が違うだけだというふうに思います。さまざまな計画は、密接に関連して、整合性がとれていなければなりませんけども、必ずしもそうとは見えません。それらがコーディネートされていないということです。コーディネートというのは、各部を調整し、全体をまとめることです。一例ですけども、お金はかけていませんけども、今、農業委員会が中心でやっている農業振興地域の見直し、去年が特別見直しの年でしたけども、昨年度中には終わらずに、今年にずれ込んでおります。この農業振興地域、極めて大事な計画なんですけども、ほかの計画とさまざま関係いたします。しかし、庁内調整されている節がございません。

3番目、総合計画や観光地計画のような総花計画に大層なお金をかけているという状況がございます。総花計画は、計画にあらずという人もいます。総花計画の場合には必ず優先順位が必要になってきます。しかしながら、最近、ぼっと出の事業が即刻実施されるということがしばしばあります。もしそういう即応性を大事にするならば、長期計画というのは要らないんじゃないかと。総合計画というのは、地方自治法の改正で策定義務がなくなりました。村民やいろんな人たちを交えて村の将来像やコンセプト、これを徹底的に話し合うことは大事ですけども、先ほど村長も大事だと言った白馬村総合戦略、これ立派に職員で作っていますよね。これが立派に職員で作れるならば、こんなにお金をかけなくてもいいんじゃないかと、観光地計画って、トータル3,000万かかっていますよね。また来年は総合計画後期計画の見直しの年になりますけども、ちょっとこの計画づく

り、今までどおりの手法でいいかどうかということをよく考えていただきたいなど。

4番目としまして、その計画づくり、何回か言っていますけれども、コンサルに委託し、ワークショップを開催してというワンパターン化しています。金をかけても、できた計画書では、結論が出ていないという計画があります。それは、個別計画は職員が作ると。だったら最初から職員が作ればいいじゃないですか。福祉や教育、子育ての関係の計画は立派に職員が作っております。そういった委託しているコンサルの中には、他の計画の切り張り、最近の言葉で言うとコピー・アンド・ペーストで作っているものが見受けられます。公共交通網形成計画、これ、700万かけていますけれども、全150ページの大半はコピーです。そして結論は出さずと。何か活きた予算の使い方になっていないなど。国からいただいた金をコンサルの委託によって村費というのをつけて、また中央に戻しているような、そんな感じがいたします。村では今、地域経済循環分析というのを職員有志で行っているというふうに聞いております。村内の稼いだ金をできるだけ村外に流出させないと、これ大変大事なことですけれども、何かそれに行政自らが反しているんじゃないかというふうに感じてなりません。

5番目としまして、総務課で企画し、予算化してから、あとは他の課に振るという、こういうことがございました。このいい例が今現在進行中の立地適正化計画です。企画した総務課がこの立地適正化計画をやる意味合いを3月の予算議会で説明できませんでした。振られた課、建設課ですけれど、建設課が今一生懸命考えながらやっている。次の心配は、図書館複合施設の計画です。基本計画までは総務課でやって、あとは生涯学習スポーツ課に任せるという答弁が前回ありましたけれども、だったら、なぜ、総務課から異動させた職員を、精通している職員をその担当に当てないのか、私は不思議でなりません。

6番目、計画調査してみたけれども、結果としてやらないの選択肢は、私はあっていると思います。使った予算はサンクコスト、直訳すると沈めたコスト、目の目を見ないコストにはなってはしまいますけれども、ある程度はしょうがないんじゃないかと。何が何でも、計画したから調査したから、それを実行に移すというものではないんじゃないかなというふうに思っております。

以上の6つのことを指摘して、個別の計画について、気になる順に質問させていただきます。

まずは、立地適正化計画です。このキーワードは、先ほどもありましたが、コンパクトシティということで、居住誘導地域と都市機能誘導地域を定める、これがほとんど全てです。先ほども言いましたが、3月の予算特別委員会では、発案した総務課では、この立地適正化計画を本村でやる意味合いを説明ができませんでした。それなもんですから、私も含めて複数の議員が疑問を持ちました。本当は、そこだけ削る修正予算を上げるという手もございましたけれども、ちょっとその時点では、議会内の体制的な状況がなかったので、諦めております。この計画が何を指すのか、この村にどう役立つのか、今もって全くピンときません。総務課が発案して今は建設課ということですので、質問は建設課長にさせていただきますけれども、ある私が入手しました市の計画書にはこのよ

うに記載されております。「立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版であり、マスタープランを補完する計画。作成の手引や県の指導では、用途地域の指定のない区域を誘導区域に定めるべきではない。」と。白馬村はかつて用途地域の指定を諦めました。いわゆる都市計画の白地地区です。なのに作ってどうするのか。もう一つ、来年度がこれまでにありますマスタープランの切れる年度なんです、来年度で。これ、目標年次が平成32年、2020年になっていますので、来年度がマスタープランの切れる年なんですけども、それなのに、先にその高度化版であるところの立地適正化計画を作るのか。そしてまたマスタープランに金をかけるのか、そこをまずお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、丸山議員から、立地適正化計画についてご質問でありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、その目的ということに関しては、先ほど村長のほうからも、コンパクトシティという言い方をしていましたけれども、最終的には今後人口が減少していく中で、ある程度都市機能であったり、あるいは居住エリアというものを集約化をしていって、公共投資もそういったところにまとめていくというのが、これは国の考える一番のものの考え方だというふうに思っております。白馬村の場合も、それ当てはめたときに、現状見てみると、例えば家屋、建物、建設場所も散財をしているような状況でありまして、じゃあ、それぞれの場所にいきや今後公共投資をしていくことが、果たしてじゃあ、それ実になっているのかどうかということを考えたときに、ある意味それを集約した計画を作っていくということは、ある意味実になっている部分なのかなというふうに思っています。それに今度加えて、公共交通、いわゆるバスの問題でもいろいろ議論されておりますけれども、公共交通というネットワークをつけ加えることによって、村全体のまちづくりを考えていきましょうよという、私はそういった形で理解をしておりますので、現状では予算をお認めいただいて、計画策定作業を行っている段階でございますので、そういった目的達成できるような形のしっかり計画が立てられるように、今担当とも調整しながらやっているところであります。

それから、先ほど農振農用地なんかもちょっとご指摘もございましたけれども、確かに今この作業進めていく中で問題になっているのは、横の連携といいますか、計画であったり、法的規制の一元化がされていないという部分が確かにご指摘のとおりでありまして、今のコンサルに委託している中では、まずその整理をしていく、マッピングを1つの地図上に落としていくという作業がまずなければ、用途の今後の指定なりもできていかないという部分でありますので、若干その作業がかかっていますけれども、まずそれをしっかりつくり上げた上で用途を、用途というのはどこまでできるかという非常に頭痛い部分でありますけれども、作業のほう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） かつて土地利用対策室を5年間設けて、そのメンバーだった職員もそこ残っていますけども、なぜ用途引けなかったかと。それ私の個人的な見解ですけども、1色になっちゃうんだよ、どこも。どこも準商業地域かなんかになっちゃうんですよ。これは住居専用地域、ここが準商、ここは商業地域とかって、そういう今状況ないんですよ、白馬村って。それと、全30集落、これからコンパクトシティとかいって、居住誘導とかって無理でしょう。あれだけ地震で大変な目に遭った堀之内の皆さんは、やっぱり堀之内に家を建てているわけです、また新築して、再建して。何かこの都市計画というのは、確かに都市計画区域、かつて白馬駅前の整備をしたいがために都市計画区域になっていますけども、都市という言い方をするような状況が実はないわけで、だから、うまく制度を利用するということの意味合いではもしかしたらあるのかもしれないけども、さっき課長も言ったように、公共交通網形成計画とか、公共施設管理計画、防災計画、景観計画、あと農振計画、それらが全部出揃って、それらと整合を図らなければ、全く意味のない計画になってしまいます。ところが、農振の特別見直しは先に終わってしまいますし、景観法に基づく景観計画も、立地適正化計画よりは先行してしまうと。その後に立地適正化計画を作って果たして意味があるのかということなんですよ。

ここで1つ提案します。もし、観光施設等立地誘導区域、いいですか、観光施設等立地誘導区域。こういったものをこれも白馬村オリジナルのものになるかもしれませんが、こういったものを設定できれば、この計画をつくる意味合いが出てくるというふうに思います。そもそも立地適正化計画という言葉が最初に出てきたのは、1年前の9月定例会で私が、どこをいったい白馬村の中で賑やかにしていくのと、どこを賑やかな国際水準の街並みにしていくのかという質問したら、当時の藤本副村長が、初めて立地適正化計画という言葉を出してきたんです。そのとき、何だか全くわからなかったけども、今まさに、もう一度言います、観光施設等立地誘導区域、こういうものを設定できれば、この立地適正化計画をつくる意味合いが出てくるとは思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 丸山議員から、観光施設等立地誘導区域、その立地誘導区域というのはどういったものをいうか、ちょっとイメージができないんですけども、それは1つの考え方、ご意見として承りたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） とにかく、居住誘導区域と都市機能誘導区域だけを定める立地適正化計画では、白馬村の場合、意味がないということを申し述べておきます。

次に、景観計画、これを私、うんと期待しています。景観計画づくりについては、7月下旬に総務課の田中係長を招いて総務社会委員会では勉強会を行いました。この必要性も十分理解しております。しかし、手法には大変疑問があります。昨年ワークショップ3回やりましたが、その

2回私も出ましたが、もう私は出たくないなというふうに思いました。前回、ノルウェービレッジで開かれたワークショップでは、行政批判で炎上したというふうに聞いております。今の策定方法とスピードで来年の9月議会に提出など本当にできるのか、疑問と不安は全く払拭されておられません。ワークショップの開催や都会の学生に手伝ってもらうのはいいですけども、村長を初め、担当者の胸の内にこの村はこうあるべきだという考えがなければだめだと思います。いわゆるこれからまちづくりのビジョンです。それがあって初めて建蔽率とか容積率、後退距離、色彩などに入っていけるというふうに思っております。美しいまちづくり、持続可能な観光地にしていくには、どういうルールをつくるべきか、そこの基本的なところを今執行部がどう考えているか、お答えをください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいま景観計画に対するご質問でございました。ワークショップの形につきましては、議員のご指摘のとおり、学生を交えてやっているということで、確かに住民の皆さんも出ていただいておりますが、自分の主張で終始終わってしまうという班も実際あったというふうに私も認識もしております。これは、この景観計画の策定に向けていろいろと取り組んだ背景には、今の指針については、いわゆる色彩だけを中心にしたというところでは、やはり景観というのは、それだけではだめだというのが、やはり県の審議会の会長もやっております当時の東京農大で、こちらのほうに来て、研修会もしていただきました進士学長さんも私、直接お話をしましたが、やはり、農業土木であったり、建築であったり、土木であったり、いろんな視点から見ないとなかなか景観というものの自体は非常に難しいんだよということを言われております。当然のことながら、住民の皆さんの意見というのも参考にさせていただくのは当然ではありますが、やはり専門的な視点というところがないと、職員のほうもそれぞれそれを習って、我々社会に出ているというものでありませんので、どういうものかというものを定めながら、住民の皆さんにも意見を聞くというところでこの手法に至っているわけでございます。当然、今受託を受けている受託者につきましても、松本市の景観計画にも携わったというふうに聞いておりますので、手法自体はいろんなやり方はあるとは思いますが、これについては白馬村が採用して取り組んでいるということで、ご理解はいただきたいと思います。いずれにしても、来年度の景観計画の策定、それと条例制定に向けては今、粛々と作業をやっているというところでありますので、時期を見てまた議会の皆さんにもお示しをしたいということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 実は、観光地経営計画ですとか、地域公共交通網形成計画についても質問したかったんですけども、ちょっとこれやっていると時間がありませんので、この最初の質問では、もう最後、図書館複合施設計画についてお聞きしますけども、昨年度基本構想づくりで、今年度は

基本計画づくりと、この基本計画づくりに入ってから、何をやっているのかちょっと見えないんですけども、今度の全協か何かではちゃんと説明してもらえますか、途中経過を。

それと、昨年の基本構想、概要版を議会もいただいていますけども、私、感想として持っているのは、有識者会議もそうですし、ワークショップもそうなんですけども、みんな自分の好きなこと言っただけで終わっているんですよ。自分の専門分野のこと喋っただけなんです。それを一応その中から基本的な方針としては、図書館機能と子育て機能、その他の機能と、そういった複合にするということ自体はいいんですけども、核になるのはやっぱり図書館なんです。その核になるのは図書館でありながら、館長は決めないという。図書館のコンセプトは一体誰がつくるのかと。それと、以前にも質問しましたが、建設基金がゼロなんです。複合施設にして、アロケーションでつくることによって、特別ないい財源があったとしても、残りは全て起債になります。また例によって。それは先ほど同僚議員が質問しましたが、かなり多額の起債を起さなければいけないのではないかとこのように思いますが、なぜ今からでも基金を募らないのか、これについて、館長の件、基金の件、ご質問します。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 図書館の件について今質問されているわけでありまして、何で図書館の館長を選任しないんだという話であります。私も、早いうちに館長を決めてという、そういった思いでおりましたけども、思いのほか、今この検討委員会の検討に時間が費やしているというような状況で、本当は館長がその計画に参画をしてやっていくのが普通は当たり前のことでありますけども、今そんな状況で、遅れているということでご理解をいただきたいというふうに思いますし、それから、積み立てをという、非常に大事なことであります。前にも丸山議員からそんな指摘もいただいているわけでありまして、来年度から基金をちゃんと積んで、そして、一般財源をなるべく使わないような、そんな形にしていきたいと思いますというふうに思っておりますけども、この間の池田の図書館も見えますと、大体12億、13億かかっている。そういった中で、半分は基金を取り崩してというようなことでありますけども、村としても非常に財政的にも厳しいわけでありまして、何とかこういった基金を積み立てをしながら、そちらのほうへ取り組んでまいりたいというふうに思っております。そして、財政のほうにも来年度からはちょっといろんな要望も確かにあると思うんですけども、基金というか、積み立てをちゃんと年度ごとに確保して、今のところでいいですと、34年度という計画を立てているわけでありまして、できれば34年度くらいまでには何とかしたいという思いでありますけども、そのためにも、来年度からしっかりと積み立てをしていきたいと思いますというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） じゃあ、次の質問に移ります。2番目の質問です。

駅前無電柱化計画の村単独事業について。電柱のない山岳景観はすばらしい観光資源となります。

しかし、それだけで人を惹きつける観光地となるわけではありません。自然景観、人々の営みが生み出した田園風景、統一感のある街並み、手入れされた樹木や花による潤いの演出、購買意欲をそそるおしゃれな店舗や飲食店、それらが一体となって初めてそうなります。村が無電柱化推進条例までつくって切望した白馬駅前無電柱化事業は、願いかなって県事業で来年度から順次着工されますが、それに応える修景や周辺整備、村が単独事業で行なわなければならないことを最近になって初めて知りました。

実施計画に記載はなく、想定されていた様子がありませんが、県や地元区の期待に村は応えられるのか。どういった体制で、どの程度のものを計画していくのか、予算の工面はどうするのかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 駅前の無電柱化計画の村単独事業についてお答えを申し上げたいというふうに思います。白馬駅前無電柱化事業についてのご質問ですが、この事業につきましては、長野県や占用事業者の皆様のご理解もあって、ようやく来年度から着工の見込みとなったわけでありす。私といたしましても、長年要望をしてきた事業であります。なかなか電力会社、それから通信会社等々の調整もなかなか難しい中で、今回、県のほうでとり上げていただいたというようなことで大変うれしく思っているわけですが、当初、国道の148号線のみのも事業採択でありましたけども、本年度に入りましてから、県道の白馬岳線の六拾刈の交差点までの間にも新たに事業路線に加えられましたことも、大変喜ばしい限りでありました。村といたしましても、できる限りのバックアップは行っていかなければならないと考えておるところでございます。これまでの村の対応といたしましては、白馬駅周辺整備検討会を立ち上げ、地元白馬町地区の皆さんを中心に、行政、観光局等のメンバーも加わり、さまざまな検討を重ねてまいりました。この中では、いろいろな意見も出されましたが、村として行なうべきこと、地域の皆さんが行なうべきこと、地権者の皆さんに協力をいただくべきことなどを整理をした上で、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。そして、当然それに伴う財政措置も必要となってくるわけですが、現在の村の財政を鑑みますと、何でもかんでもできるという状況でもありませんので、今後事業の取捨選択について庁内でもしっかりと議論をしていかなければならないというふうに考えております。また、県から示されている事業計画の中では、景観保全のために歩道のカラー舗装を行なう場合、この舗装費用が村の負担となる旨の話し合いをいただいております。全路線カラー舗装を行った場合、数千万円程度の負担が生じる見込みであります。また、占用の事業者として、上下水道管、そしてまたケーブルテレビ線などの移設経費も生じてまいりますので、今後、詳細を精査した上で、令和2年度以降の実施計画に反映をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め、あと15分です。

質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 私は、正直、無電柱化事業の実現は疑っておりました。そんなに簡単にできるものではないというふうに思っていましたけども、それと、村の負担がないのかもずっと疑問に思っていました。そしたらやっぱり村負担があったということで、国道400メートルと県道350メートル、県が事業者負担合わせて14億円の投資をしてくれるということです。一旦歩道のコンクリートをはがして、無散水のパイプもはがして、地下の共同溝を設置し、改めて新しいパイプを入れて、再び舗装して、最後の最後に電柱を撤去すると。そのときに、県道の街路樹、今ケヤキが植わっていますけども、あれは抜いてしまうと。国道の街灯も取ってしまうと。戻しの修景は村負担だということを、先日、8月1日、県の長谷川建設部長と宮澤県議が来て、行った懇談会に私も出席させてもらって、初めて知ったわけですけども、今、村長言ったように、歩道戻すときの歩道のデザイン、これカラー舗装してもいいですよ、あるいはモザイク模様にしてもいいですよ、でもそれは村負担ですよ。街路樹も取ってしまいます。取ってしまっ、あとどうするんですか、街灯はどうするんですか、それはみな村負担ですよということなんです。そうなっちゃいますと、何にも、電柱は取れるのはいいけれども、一緒に何もかも消えてしまうということなっちゃうわけで、そういうわけにはいかないわけですから、何とかそこには村が予算工面して、電柱取れたよね、そして景色よくなりましたね、そういう修景事業をやっていかなくちゃいけないわけですけども。さらに、長谷川建設部長曰く、突き抜けたことをやってもらいたいという言い方しましたよね。どここの部署でどう計画して、どういった手法で、どれだけ予算を投入して突き抜けたことやるんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、無電柱化に関しまして、特に県の白馬岳線の修景といいますか、景観保全という部分になってこようかと思えますけれども、今、丸山議員ご指摘のとおり、全ては全部県がやってくれるわけではなくて、ある程度景観、修景の部分というのは、村が対応していかなければならないと。先ほど、街路樹の話がありましたけれども、街路樹自体は、今現在では全て撤去してしまうという前提で話をしているわけではなくて、今のケヤキの木が、根が張り過ぎてしまって、歩道等に影響を及ぼしているという部分のところから、じゃあ、どういったものをやっているのかという段階の議論している段階でありますので、全て撤去してしまうわけでも、という議論で話が進んでいるわけではありません。

それから、街路灯の分に関しましては、そもそも白馬町の皆さんが設置していただいた街路灯でありまして、今の話の中では、移設対象になるものについては、もちろん県の費用で対応すると。ただ、それ以外の部分の街路灯について、大分古くなってきてしまっているんで、この際、一緒に立て替えをしていったらどうかという1つ提案をいただいている状況でありますけれども、当然そうなりますと、地元の負担、費用的な面も出てくるわけありますので、現状ではそれはどう

いった形にするか結論出ておりませんが、地元の皆さんと、そこら辺は話を進めながら、検討しながら最終的な結論、導き出していきたいというふうに思っております。ちょっとまだ最終的なアウトラインというのはまだ見えてきておりませんので、今回の無電柱化に付随する村の負担というのが、じゃあどの程度の費用になるのかという、具体的に見えているのは、先ほどのカラー舗装の部分しか見えてきておりませんので、今後地元の皆さんとも、あるいは専門家も交えて、どういったまちづくりをしていくかという観点で、話を進めていく中で、当然村として対応していかなければいけないこと、そのために予算をまたお願いしていかなければいけないことも出てこようかと思いますので、その都度また議会のほうにも相談をさせていただきながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 私はそんな悠長なふうに受けとめなかったんですよ、あのとき。ケヤキはとにかくケヤキの根は共同溝に悪さするからケヤキはだめだと。だめだということになれば、抜くということですよね。抜かないで済ませられるなら抜かないでおきやいいんだけど、私はそこで抜くというふうに思ったんですけど。今、白馬町の皆さん、いろんなこの際みたいな要望も出していますね。駅東のことまで含めて、そういうところまで言われても、それはちょっとこの無電柱化と併せてというわけにはいかないと思いますけども、少なくとも、電柱は取れました。そして、電気の電圧を変える変圧器の箱はぽこぽこんと等間隔で姿を現すわけです。それだけのものになってしまったんじゃ、本当に何これって、みんな思いますので、その変圧器を囲むように植込みのマスをつくとか、いろんなことを本気の計画をしていかなきゃいけないと思うんですよ。県内にいろんなところで長野市も松本市も無電柱化していますので、見てきて、どういうところに設計してもらっているか調べてみてください。私、たまたま知っていることですが、松本城周辺の無電柱化は、ある国内一流の設計事務所が設計しています。私もこの白馬の駅前の無電柱化の計画は、修景計画というのは、ぜひ、一流のデザイン事務所を入れて計画してもらいたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、まず、無電柱化の工法につきまして、これまで駅前周辺整備の検討会、このメンバーの中には、無電柱化を考える会という会からも出てきていただいております。この回のネットワークとして、NPO法人、これは全国を津々浦々仕事の設計もやったり、海外の事例というのも参考にしているNPO法人、私も名刺交換させていただいておりますが、技術提案という形で、ぜひ、丸山議員言うような、ぽこっと出るようなものにならないように、何とか画一的なものでない技術提案をして欲しいというお話はさせていただいており、先方にも一応声かけはさせていただいているということなんで、それが反映できるかどうかというのは発注

者側の立場もありますので、あくまでも助言と、こういうことはどうかという提言のほうはさせていただきますということで、打ち合わせのほうはさせていただいております。

修景事業、先ほど建設課長、申し上げましたが、どこでどういうものが出てくるのかという部分については、例えばポケットパークになるのか、いろんな形態があると思いますので、そこら辺につきましては、予算を握っているのが総務課、財政のほうとなりますので、担当課、または各課横断的に出てくるものもあろうかと思いますが、その辺については、また業者等の連絡先等いただければ、ひとつ参考とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） ぜひ、ちゃんとしたところに設計してもらった方がいいと思います。私はそれをぜひお願いしたいと思います。県の建設部長もあのときに信州地域デザインセンター、UDC信州が今度できました。アーバンデザインセンター信州。こういったところに相談してみるのもいいかなと思いますので、わかっていると思いますけども、ぜひお願いしたいと思います。

このことの最後の質問となりますけども、最初の質問のほうで、今計画の林立状態ということを言わせていただきましたが、まちづくり行政のイニシアチブは一体どこがとるのかということなんです。同じまちづくりでも、景観、地方創生のまちづくり行政は今総務課、立地適正化計画を初め、都市計画的まちづくり行政は建設課が行っています。建築確認申請は建設課でまず受付をして、総務課のほうに回ってというような、大事な部分を変に分け合っているところがあります。来年度以降、令和3年から、景観行政団体になるならば、その辺の見直しをしていかなければならないのではないかというふうに思いますけども、一番心配なのは今の無電柱化計画、これ総務課と建設課で、どっちがやるんだなんていうことにならなければいいなと思っているんですけども。こういったまちづくり行政の所掌事務体制、特に総務課と建設課を見直す考えはないか、村長でも、副村長でもお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 組織の見直しについて、今現在ちょっと考えてはいなかったわけでありまして、けれども、先ほど言った景観行政団体移行を踏まえて、どうすることが一番効率的でかつ住民の皆さんにいい組織になるか、それは検討させていただきます。お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。

第2番（丸山勇太郎君） 終わります。

議長（北澤禎二郎君） いいですか。質問はありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第9番横田孝穂議員の一般質問を許します。第9番横田孝穂議員。

第9番（横田孝穂君） 第9番横田孝穂です。ただいまより一般質問を行ないます。

1問目に、人事管理及び職員等の採用について、2問目に公有財産の管理についての2問について行ないます。

初めに、1問目、人事管理及び職員等の採用について。

このほど白馬高校の生徒寮パルハウスの臨時職員の募集に当たって不備があり、相手方より「労働あっせん」を申し立てられたとのこと。これは組織の根幹をなす人事に関する重要な事案であると認識をしております。そこで、今回の事案に鑑み、白馬村や村が関与する公的機関における人事管理と職員等の採用に関して、人事管理の責任者である村長並びに副村長にお伺いをいたします。職員等は臨時職員を含むものであります。

1番目に、人事管理について、人事評価制度はどの程度反映されているのか。

それから、2番目、近年職員の異動期間が1年単位で行なわれている例があるが、異動指針となるものは定められておりますか。

3番目に、職員等の採用に関しては、公平公正でなければならないが、職員等の採用指針は定められておりますか。

次に、4番目、パルハウス男子寮臨時職員採用に関して、当事者より「労働あっせん」を申し立てられているが、そこに至るまでの経過と今後の対応についてを伺います。

以上、4問であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横田孝穂議員から人事管理及び職員等の採用について、4つの項目で質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の、人事管理について、人事評価制度はどの程度反映されているのかとの質問にお答えをいたします。この人事評価制度であります。平成26年の地方公務員法改正により、地方公務員について「能力及び実績に基づく人事評価制度」を実施をし、人事管理の基礎として活用することが定められました。

これを受け、白馬村でも広域圏内町村とともに制度づくりに取り組み、平成27年10月にマニュアルを作成をし、全職員に対し研修を実施、平成28年1月から施行し、検証評価を経て平成28年4月から正式にスタートをし、4年目を迎えております。

この制度導入により年度初めにおいて、各課長は課の年度目標を課員に明示し、課員は課の目標にかかわる課題のほか、個人的なチャレンジ目標などを踏まえて目標を設定をし、期末評価に良好な結果を得るため努力する活動になりました。

評価は、業績評価、態度・姿勢評価、発揮・能力評価の3評価で構成をされ、業績評価は個人目標に対して、態度・姿勢評価は5項目、発揮・能力評価は4項目に細分をされた項目ごと、5段階評価を行ない、評価者は被評価者への結果を開示をしております。

人事管理への反映ですが、任用や職員配置に関しては、非常に重要な参考資料としております。ただし、実施をする中で課題としては、改善傾向ではありますが評価書ごとに被評価者に対する評価水準を一定化するのが困難であったり、被評価者の自己評価も個人の性格的な差異により、評価にばらつきが見受けられるなど、今後も研修等により是正しなければならない点もあり、人事管理の全てに反映という最終到達点までは至っていないのが現状であります。

また、臨時職員、嘱託職員につきましても、やや簡易な様式にはなりますが、所属課長が職務状況を評価をし、その後の配置の参考として、2点目の異動期間が1年単位で行なわれている例があるが、異動指針は定めているかとの質問であります。特に指針といったものはございません。ただし、従来から異動については同一の課に3年から4年在籍し異動という内規的な基準はあり、おおむねその基準を踏襲をしているところであります。

今年度の異動は、管理職については過去の実績を重視をし、若手、中堅については、将来の可能性を探るため、さまざまな部署を体験できるよう心がけ、かつ独断での人事案は認めず、私のほかに幹部職員4名の合議により人事案を作成をいたしました。

また、平成27年度からは、管理職を除く職員に対し次年度へ向けて異動希望調査を実施をしております、その結果や人事評価・結果等を参考に、人事異動を検討をしているところであります。

ご指摘の1年単位での異動は、職務によりやく慣れたところでありますので、極力避けるように心がけてはおりますが、適材適所の観点や、突然の退職申し出による欠員補充等の理由から発生している事実もあります。いずれにせよ組織は人であり、その能力は最大限に発揮できるかは人事配置が大きくかかわっておりますので、職員の個性を見極めながら、今後も適材適所の配置に努めてまいります。

3点目の、職員採用に関しては、公平公正でなければならないが、職員等の採用指針は定められているかとお尋ねでございますが、指針の有無にかかわらず、採用に関し、法律等の規定に基づく公平公正な事務の執行は大前提でありますので、まず申し上げます。

採用指針であります。採用に関してはその年ごとに退職予定者や次年度の新規事業の有無など、採用需要が異なっておりますので、村では年度の早い時期に、その年の職員採用方針を定めて事務を進めているところであります。

中長期視点では、過去、長野オリンピック後の人員抑制の方針もあり、複数年採用を控えたところ、職員の年齢構成上人員が少ない年代が存在をし、予想しない退職者などから人事の任用において苦慮する現実があり、将来を見据えた事務職について、毎年度採用をしているところであります。優秀な人材確保は組織にとって大変重要でありますので、採用試験の時期を統一試験日からの追加、

変更をしたり、就職ポータルサイトの活用、社会人の経験枠の設定などさまざまな工夫をしながら、毎年度、人材確保に努めているところであります。

最後に、白馬高校の学生寮の臨時職員採用に関する「労働あっせん」申し立てに至る経過ですが、まず、お断りをしておりますが、申立人の相手方は白馬山麓事務組合であり、この件はあくまでも特別地方公共団体である一部事務組合の白馬山麓事務組合の問題であり、組合には5名の白馬村議会議員も加わっており、組合議会が存在をし、その反応については組合議会に図っている案件であることを申し上げさせていただきます。

この、労働あっせんではありますが、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、個別の労働関係から生じた紛争の当事者間に公平・中立な第3者として弁護士や学識経験者が入り、当事者間の調整を行ない、解決を図る制度であります。

今回の経過は、既に報道されているところでありますが、組合が3月に行なった臨時職員募集に関し、応募者の採用決定前にもかかわらず、応募者に対して組合側から4月の勤務についての説明をするなどの行為を行ない、結果、不採用となった応募者から、長野労働局にあっせんの申し立てがされたものであります。

4月10日の山麓事務組合議会臨時会でも質問され、管理者側から行政として違法な手続きはないと認識をしているが、応募者に対し採用ととられかねない行為があったことは、一定の非があったと考え、あっせんを通じ解決を図りたいと答弁をし、地方自治法の定めに従い、同議会にあっせんを開始する議案を提出、可決をされたというのが経過であります。なお、この案件につきましては、本日、現在解決には至っておらず、あっせん自体が非公開であり、相手方もあることから、これ以上の答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員質問はありませんか。はい、横田議員。

第9番（横田孝穂君） それでは、答弁をいただきましたけれども、初めの通告の中でも労働あっせんというようなことから聞き始めましたので、再質問をさせていただきます。

1つ目でございますが、山麓議会の事務局長の説明では、採用に不備があり、管理者、管理者は現在、下川正剛白馬村村長でございますが、管理者より不適格と判断されたとあるが、山麓議会におきまして、太田伸子議員の質疑に、藤本副村長は、行政における違法な手続きはなかったと認識していると答弁しているが、また、違法性はないが不備であったということであるならば、この不備な行為を私は正すべきではないかと思うのでございますが、その点につきまして、ご答弁いただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今、村長答弁にあったとおり一定の非があったという部分をおっしゃられておられていると思いますけれども、内容については答弁を差し控えますが、一定の非があったという

のは手続き上の問題でありまして、山麓の事務手続き上、正すべきは正していくという方針であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 非常に不明瞭な答弁で、非常に残念でございます。いずれにせよ山麓議会の予算支出は白馬村の予算7割、小谷村の予算3割が支出される白馬村民の税金によって賄われるものでございまして、本来であればそのことも明確にお答えをいただきたいわけでありまして、当然、答弁の中に明確に欲しいわけでありまして、2番目に質問をさせていただきますが、局長の説明では採用に不備があり、管理者より不適格と判断されたとあるが、不適格とされた理由が不透明である。一つは不採用とする不備とは何か。担当者の事務的なミスなのか。

2番目に、不備と不適格とは問題が違うのでは、不適格とした判断基準は何かをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） これも、当初の答弁で申し上げておりますけれども、本日現在、未解決の案件でありますので、内容についての答弁は差し控えさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 今、ただいまの答弁でございますが、労働あっせんに関して協議中ということで、明確な答弁ができないということでございますが、そうなりますと、非常に答弁のできないような行政としては悪い失態を犯したということの解釈でよろしいでしょうか。もし、失態がなければ明確にお答えをして、裁判等あるいは労働あっせんに答えを出しても、正しく正々堂々と私たちに状況をお知らせするのが義務ではないかと思えます。

今、Uテレでも皆さんこの時間帯にお茶の間で聞いていらっしゃると思いますので、さまざまな問題があるから答えられないということになれば、答えられないような非常に重大なミスをしたというふうに、私は判断をせざるを得ません。ミスがなければ、正々堂々と説明していただかないとどうかと思いますが、副村長よろしく。

本来なら藤本副村長が答弁すべきところでございますが、残念ながらこの席には、退職されていませんので、非常に副村長には申しわけないですが、副村長である限りその内容については、臨時職員の採用については、副村長の専決事項でありますので、明確にお答えいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 再三申し上げますが、まだ調整中の事項であるということ、結果に影響を及ぼしかねない答弁はできないということで、後ろめたいとか大変なミスがあるとか、そういったことは一切申し上げておりません。それはあくまで議員さんの憶測であって、そんなことはないということだけは申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員。

第9番（横田孝穂君） やはりそれぞれの不備があるから、明確にお答えいただかないということで私は判断いたしますし、村民の皆様も、この対応は十分にお聞きとおりでと思いますので、それ以上は申し上げません。恐らくこの後の質問に対しても、同じような答弁が繰り返されると思います。が、村民にかわりまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

再質問を行ないます。藤本理事の答弁では、今回の案件につきましても通常の任用手続きの中で行なっておりまして、行政における違法な手続きはなかったと認識しております。として担当職員、担当課長が独断で行なった行為に非があるとしていますが、不採用とした理由が全く不明であります。一担当者の責任にしている行政としての違法な行為がなければ、徹底して対抗すべきではないかと思うところでございますが、その点につきまして答弁をいただきたいと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 少しおっしゃり方が一方的というか極端かなあという感じがいたします。

あくまで解決を図りたいということで、あっせんに応じる。それについては山麓の臨時会でも答弁したとおり、組合側も一定の非があるということは認識しており、それで仲裁的なあっせんに臨むということで議会にかけたということが全てであるかと思ひます。

行政手続き上の不備がある、ないというのは、いわゆる公務員の採用に関しては採用決定通知書なりのものが存在して、初めて採用になると。そこが民間と違うところらしいですけれども、そういったことについては、特に、法的な不備はなかったということで認識をしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） それでは、次に質問をさせていただきます。

白馬山麓事務組合の処遇規定では、副管理者、副村長、今でいえば横山副村長でございますが、その規定には専決規定があります。副村長の専決事項、これは白馬山麓事務組合庶務規則でございます。第7条2項に、「副村長が当たる副管理者の専決とすることのできる事項は、臨時職員の雇用に関する」と明確にされております。

そこで、副村長である横山副村長は、この件に関してどのような決裁行為を行ない、上司である副管理者村長に報告されたのか、お伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今、庶務規則について私も確認いたしました。副管理者の専決事項として臨時の採用はあるということですが、山麓事務組合では、ずっと間違いのないようにということも含めて、管理者である白馬村長まで決裁を上げていくと。もちろん任命権者というところもございまして、それは正しいと思ひております。

恐らく、その庶務規程自体が環境衛生事務組合時代、いわゆる衛生部門の専門的な組合としてやっていた中では、そういった副管理者の専決ということもございましょうが、今は一般事務が非常に多い後方支援業務がふえておりますので、その庶務規程自体はちょっと見直さなければいけない

なというふうを感じたところであります。

決裁については、最終的には決裁までいかなかったというところで、お答えにしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） ただいま副村長のほうから答弁がございましたけれど、やはり白馬高校の関係が山麓組合へことしから入ったというようなことで、改選があるならば、なぜこの臨時議会を開いても、一番重要な人事にかかることの庶務規則の改正をしなかったということが重大なことではございまして、それはいいわけにはなりません。やはり、改正するまでは山麓事務組合庶務規程に従いまして実施していかなければ、そういう言いわけは私たち村民としては許されない行為でございしますので、申し添えておきます。

続きまして、再質問をいたします。私が言うのは労働基準法違反ととられるような行為が、なぜ起こしたかということでございます。この関係は、雇用期間は4月1日から来年の3月31日までの予定であり、募集締め切りは3月25日締め切りです。当事者である労働者と白馬山麓事務組合白馬高校支援係の課長との私は聞き取りを行いました。それと、3月31日までの事務組合の担当課長との両方の2日間にわたりまして聞き取りを当時はしたわけではございますが、その中で、ほとんど両者から私聞いた中は、ほぼ一致するところがございます。

紹介をして申し上げたいと思いますが、その内容のいきさつというのは、聞いていただければわかりますが、果たしてこれがどうであるかということは、皆さんの判断でございますが、平成31年3月18日でございます。応募者がなく、課長です、担当課より無理やりに頼まれたとのことでございます。

それで、白馬高校の寮当直業務を引き受けてもらえないか、担当課長ですよ、助けてほしい。公募で募集しても応募がなく、役場OBに頼んでも誰も引き受け手がいないので、助けてほしいとの要請のようではございます。やはりそこは両者一致しております。3月2日後でございますが、臨時職員採用に難儀していることを考え合わせ、以前からほかに就職の打診を受けていたが、就職を辞退して履歴書をメールで送付したということでございます。

それから9日後、3月29日電話連絡で採用の通知を受けたそうではございます。内容は、4月3日から4月5日との宿直業務を行なう指示であったようではございます。それから4月に入りまして、もう既に締め切りは3月25日に終わっています。外部のほかの方は入れません。

4月1日夕方から寮へ赴き、宿直勤務の説明を受け、シフト表を確認すると4月3日からの勤務であったそうではございます。それで、翌日、4月2日の日に担当課長より17時42分、雇用取り消しを電話で連絡を受けたようではございます。

それから山麓議会でも説明しておられるのを、私テープで見ましたんですが、白馬山麓議会議案第4号の概要での説明では、採用手続きに不備があり、管理者より不適格と判断され、不採用通知を当事者宛て行なったとあるが、不採用通知は、労働者は受け取っていないとのことでございます。

それで、担当課長ともお聞きしたところ、このようなことが一致しておるわけですが、それでは山麓事務組合庶務規程で決まっているんだから、課長側の副管理者、藤本副村長に決裁をいただいたのかと言いましたら、詳しく説明して副村長は決裁をいたしました。それで、そして横山副村長はどうかと聞きましたところ、横山副村長も聞いてはおります。そうすると山麓議会では理事者の決裁が行なわれないということになれば、白馬の村長の決裁でこうなったのかと聞きましたところ、黙っていました。下川村長と言わなかった。

これ白馬では副村長の上は村長だよと、村長ではないのと言え言わない。じゃ、白馬の村長の上にまだ上の立派な村長より優秀な人が、白馬村には第二の村長がおるのかなあと冗談言って、そんな次第で進んだわけでございます。

早く言えばなんでこんな重大な労働基準法に違反をしたかというようなことで、私としてのいろいろ調べたことを申し上げますと、要するに村長の指揮監督の義務が怠ったのではないかということと、これは地方自治法でいう第154条普通地方公共団体の長、職員を指揮監督する義務があると地方自治法ではうたわれております。

それから、国民、これは村民の権利及び義務、公務員の不法行為による損害の賠償、これは憲法17条にあります。憲法9条といえばほとんどみんなご存知ですが、初めて私も調べたところ憲法第17条には、「何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは法律の定めるところにより国または公共団体にその賠償を求めることができる」となっております。

そして、労働基準法第20条では、解雇の予告がございます。「使用者は労働者を解雇しようとする場合においては少なくとも30日前にその予告をしなければいけない」わけございまして、今回の場合におきましては、前日の解雇電話連絡の解雇でございます。30日前に予告しない使用者は、30日分以上、1カ月以上の平均賃金を支払わなければならないとある。これは8月5日に行なわれたあっせん調停に反映されたのか、そういうところも疑問でございます。伺いたいところでございます。

それから、申立人を突然解雇し、4月3日以降の臨時職員の後補充は適正に行なわれ、採用は適切であったのか。その後において、後補充である臨時職員も、また退職していると聞いております。そして、この8月末まで広報無線「広報はくば」で臨時職員を募集しているような状況でございますが、その原因は何を意味しているのかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません、30日前の解雇予告については、このケースには当てはまらないうと、採用する前の事案でありますので当てはまらないうと考えております。

あと山麓のいわゆるパルハウスの寮の管理についての業務についての採用云々について、正直申し上げてこの村議会の一般質問で答弁すべきことかという、私は違うと思っております。

ただ、確かにパルハウスの管理にかかる人手不足というのは、かなり深刻であるということは申

し上げられます。そういったことで、改善策については山麓事務組合の中で考えておるところであります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） ただいま副村長のほうから山麓議会の内容につきまして、この場で発言することはいかがなものかというようなご答弁がございましたが、非常に勉強不足ではないかと私は案ずるところで、失礼ですが勉強不足です。

一般質問の範囲は、一般質問とは議員がその所属する地方公共団体、これは白馬村行政全般にわたり執行機関として事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告、説明を求め、疑問を正すというのが地方議会議員規程にもございます。

そして、これは平成10年の4月の町村議会活性化方針に関する報告書でございます。1回から4回まで3年連続でやっておられます。町村議会の活性化方策に関する報告書、公社等へ、これは山麓議会も含めます、観光局も含めます。公社への議会の関与権付与、執行側は議会の関与を逃れるために公社等、等とは白馬山麓事務組合も含む、を乱用してきたきらいさえあったということになってまいります。公社について別事務だとして、これまで許されなかった予算、決算、事業計画など基本事項について議会の議決権で含める、これは法第96条第1項の中に入ります。そして、町村議会の機能を高めるための方策としても活性化方策の報告書の中にあります。

一部事務組合の事務、事業の把握、町村議会は執行機関に対して、その予算、決算、その他資料の提出や報告を求め、一部事務組合の事務事業の執行状況を把握するとともに、その適切な運用を期する必要があるとまでなっておるわけでございますので、今、副村長が答弁されたことについては、非常に遅れたような考えでございまして、それは何十年も前のようなご答弁になりますので、ちょっと肝に銘じていただきたいと思いますと思いますが、よろしく。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員、今お答えについて……。

第9番（横田孝穂君） 答弁をお願いします。答弁要らないからいいわ。そこまで言った以上言うことないわ。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） じゃ、答弁じゃないといけないと思うんですが、せっかく議員から人事管理における人事評価制度、村も非常に苦勞をして導入した制度ようやく4年目を迎えて、こういう質問があつてとてもいい質問だなあと思っていたんですが、そういったことに対して再質問がないのは非常に残念だなあという気がしておりました。

普通地方公共団体と違って、一部事務組合は特別地方公共団体ということでありまして、そういったところはそういったところの審議機関があるということも、ぜひ尊重するべきではないかなあと。確かに考え方は古いかもしれませんが、そういった考えも持っているところでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員。

第9番（横田孝穂君） 答弁は非常に消極的で、これからの行政の開かれた行政ということに対して非常に何歩か後退のような答弁をされて、非常に残念でございます。残り時間は、

議長（北澤禎二郎君） 23分です。

第9番（横田孝穂君） それでは、もう一つさせていただきます。

このような事件につきましては、村民に多大な損害についての反省が非常に見えません。新聞報道機関、その他いろいろこれからは小谷、白馬の予算の支出も絡んでくることにつきまして、非常に反省の弁がないということは非常に残念で、行政は正しいんだというようなことで、これでいいのかということを考えるわけでございます。

要するにこの関係につきましては、担当職員としては新年度が始まり、寮パルハウスの管理運営に支障を来さないように早急に声を確保せねばとした結果であるはずであります。管理者としては、ここまで進んでいたなら採用すると判断があったのではないかと、管理者が強引に不採用とした理由は、当事者が最も知りたいところでもあり、また村民も知りたいところでもございます。このようなことでは、解決はさらに長引くことと予想をされます。

それから、不適格と判断した理由を明らかにする必要があると思います、これは。合理的な理由を示さなければ職員、臨時職員も含む採用に関して、理事者、村長の意にかなったもののみが採用されかねません。これは、人事に関して大きな問題であり、ここは職員採用に関しての不信感を払拭するためにも、不適格の理由を明らかにさせ、信頼回復を図るべきではないかと思います。

そして、8,000余の村民から行政を託された責任者、執行者としての事件の真相を明らかにし、採用予定者及び村民に多大な損害を与えたことの責任を負う必要があります。みずから厳しく律し、職員を戒めることが大切であると、村長にその考えが必要であります、大切であると思いますが、お伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） まず最初に、全然反省の色が見えないということはおっしゃられましたが、こういった案件が発生したということについては、十分反省をしております。そういうふうに見えないといたしたら、私の態度がまだ足りないと思います。そこは反省をしております。

ただ、理由云々をこの場で申せとおっしゃいますけれども、再三申し上げているとおり、まだ結論が出ていない段階、もちろんどちらにも言い分がある案件でありまして、それを例えば私たちの言い分だけ言うとか、向こうだけの言い分を議員さんがおっしゃるというのは、大変、法律上けんのんなことであるというふうに考えますので、再三申し上げているとおり、この件に関しての答弁は差し控えさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 非常にわからないような理由をつけて、答弁を控えさせたようでございます

が、いつまでも同じことを繰り返しても前に進みませんので、次に移ります。

人事管理の1番目の質問でございますが、人事管理について人事評価制度はどの程度反映されたかとの再質問でございます。

白馬村一般職の職員の給与に関する条例第29条の勤勉手当については、勤務成績に応じて支給するとありますが、この手当には、人事評価制度は反映されているのかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 最終的には、人事評価の結果を反映するというのが法律で定められておりますが、まだ白馬村では、そこまでの段階には至っておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） やはり、そこまで人事評価制度を反映していかなければ、勤勉手当もどうしても、これは勤勉手当は6月1日と12月1日に2回のボーナスといわれる勤勉手当でございますが、その時の勤務成績に応じて勤勉手当が支給されることになっておりますので、せっかく人事評価制度を導入したのなら、やはりそこは正確に評価していかなければ、給与あるいは村民の税金を有効に使うところから考えられると思います。

それでは、次に、もう一つ質問させていただきますが、近年の職員の異動期間が1年単位で行なわれている例があるということの異動指針というようなことを質問したら、何かないというように、私、聞き取りましたんですが、人事異動における自己申告制度で実施要項が平成29年に制定されています。この自己申告制度はどの程度実現しているのでしょうか。それについてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問であります。異動希望申告書ということで捉えて答弁をさせていただきます。

先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、管理職以下の職員には全員周知をしております。ただ、出してこないという職員も中にはおりますので、一応、出した職員についてはその調書をまとめ、一覧表にしてそれぞれ理事者のほうに人事異動の資料として提供しているというようなところが実態でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間は答弁を含め、あと16分です。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 今、答弁をいただきました。総務課長のほうからでございますが、やはり平成29年1月17日、これは政府の訓令第3号によって、白馬村職員の人事異動における自己申告制度実施要項というものが定められておるわけでございますので、やはり人材育成の観点からも人事異動にあつては、職員がみずからを申し述べる制度でございますので、職員の能力、特性を生か

しながら勤務意欲向上に向けてしていただき、村民サービスの向上に努めていただくよう希望するところでございます。

それから、人事異動における自己宣告制度実施要項が平成29年に制定しておりますが、自己申告制度はどの程度実現されているわけでしょうか、お伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、この異動希望申告書につきましては毎年度、係長、管理職を除く係長以下の職員に対して、毎年度、申告をしていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） それでは、2問目のほうに移ります。

2問目の公有財産の管理についてをお伺いをいたします。公有財産管理については、さきの議会でも白馬山麓組合の施設用地や南部グラウンド用地、ノルウェービレッジの敷地賃貸料金などについて、取得のための交渉や賃貸借契約更新など適正な管理がなされているのか伺いましたが、その後、どのような改善を行なったのか、再度お伺いをいたします。

1、広域で建設予定であるリサイクルセンターの敷地に関する権利関係処理の進捗状況と、解決の見通しを伺います。

2番目に、村有地の売却がホームページに掲載されているが、売却に至る経過と価格設定は適正か。

3番目に、村有地等の民間への貸付件数は、貸付価格は適正か。そして、国で示す普通財産貸付事務処理要領に合致しているか、以上、3問について伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2問目の公有財産の管理について、3つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、広域連合で建設予定であるリサイクルセンターの敷地に関する権利関係処理の進捗状況と、解決の見通しについてであります。権利関係の処理につきましては、おかげさまで10月中には白馬山麓事務組合ほか11名の方が提起をされた裁判も終了する見込みとのことであり、登記関係も申請がスムーズに行なえば、今年度内には完了できるのではないかとこのように考えております。

また、北アルプス広域連合によるリサイクルセンターの建設清掃センターの解体撤去及びリサイクルプラザの建設につきましても、広域連合の現段階での考え方は、土地の権利関係が確定次第、設計単価の見直しを行ない、次年度には整備が再開されるよう調整をしてみたいということですので、よろしくお願いをいたします。

2点目の、村有地売却に関するご質問につきましては、現在の購買に供している村有地に関する内容であり、一般競争入札の日程がこの答弁の後に控えておりますことから、個別の案件に関する見積価格の決定経緯や、入札を控えて公平性が損なわれると思われる事項に関しましては、再質問を含めて答弁を控えさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承をお願いをいたします。

まず、売却の経過といたしましては、遊休資産の整理と民間による有効活用を目的として、2カ所の村有地の売却をするものでありまして、白馬村公共施設総合管理計画に沿って、方針決定をしたところです。村有地の購買における見積価格に関しましては、通常、固定資産税評価額や不動産鑑定の評価額など客観的な評価額をベースとして決定をしております。今回も、これにのっとった方法で見積価格を設定をし、公告をしているところであります。

最後に、普通財産の土地の民間への貸付件数は、まず、行政区が防犯灯の設置や区民の憩いの場として利用するという事などから、無償による貸し付けを行なっているものは17件あります。

次に、電力供給や電話の基地設置、進入路や観測の施設の設置などのために、有料による貸し付けを行なっているものは24件、国の普通財産貸付要綱によりますと、新規貸付料は、期待利回り掛ける相続税評価額で算定をされております。期待利回りとは、貸付先例ごとに算定をした貸付料基本額割ることの相続税評価額であります。貸付先例ごとに算定をした貸付料額とは、既に貸し付けをしている近隣地域にある用途区分等が類似する2カ所以上の貸付料の平均値であります。したがって、結局、新規貸付料は貸付先例ごとに算定をした貸付料額とほぼ等しい値となり、相続税評価額の何パーセントなど、明確な乗率の規定はございません。

長野県でも、普通財産の貸付料に関しましては、本村と同様に財務規則で別に定めるところによるとあります。そして、財産に関する条例があり、そこに土地の使用料の額につきましては、土地の固定資産評価額に100分の6を乗じて得た額となっております。

また、国税庁が出しております相当地代の通達や、法人税の基本通達においても、相当の地代とは土地の時価の6パーセント程度の金額としております。町村会の行政法律相談事例集にも、不動産の借地料に関しましては、固定資産評価額の0.06を基準とする助言もあります。

白馬村の財務規則では、普通財産の貸付料に関しましては、別に定めるところであり、国税庁や県及び町村会の法律相談の事例などに準じて数値を採用し、不当に安くすることはせず、適正価格で貸し付けをしているというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） リサイクルセンターについては、今年度、地権者の整理が見込まれるということで、大変ありがたいことですが。

それで、3つ質問します広域で建設予定地であるリサイクルセンターの敷地の関係の再質問をさ

させていただきますが、地権者を整理する裁判で物故者、亡くなった方ですが、その除く519名が判決書を受け取り、大部分はクリアできたとのことであるが、判決を受け取り、異議の申し出はあったのか。

2番目に、物故者の権利とその扱いはどうなるのか。それから、3番目に、今後の賃貸契約は現状は60年契約であるが、契約期間と金額の見直しはされるのか。3点についてをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、裁判の関係につきましては、白馬村は当事者ではございませんので、あくまでも伝聞の中での答えとなりますことをご了承いただきたいと思います。

まず、物故者、亡くなられた方の権利につきましては、その方の相続人が再度それを継承するというので、相手方になっていただいているというように聞いております。そして、昨日もその関係から弁論分離をされた裁判が行なわれまして、5月の時も昨日も、いずれも異議の申し立ての答弁書、または口頭での申し立てはございませんでした。というように、私も裁判につきましては傍聴ができますので、傍聴をさせていただきましたし、昨日は、住民課の係長が傍聴に行って、そのような報告をいただいております。

3つ目の、賃貸借期間及び単価につきましては、今後、理事者と相談する中で、改めて12名の方との契約が必要であることとなりますので、改めて契約をしてみたいと思いますし、その一つの参考となるのが、現有の北アルプスリサイクルエコパークの賃貸者契約の期間、または設定方法になろうかと思っておりますので、そういった参考事例を収集しながら対応してみたいというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありますか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 説明いただきました地権者を整理して12名になるということでございますが、そのほかに物故者を除く関係でございますが、これは12名のほかに、たしか69名でしたか59名が権利があったわけですが、その相続が500名を超えた中で、その物故者でちょっと聞きにくかったのですが、その中で相続が済まない人は除くから、問題は今までにお支払いしていた地権者の12名は守られる。だが、残った死亡者の残りの相続者について、ちょっと私聞き漏れしちゃったんで、その亡くなられた方々の相続権が何か問題があつてそういうことをされるのか、ちょっとわかりにくいですが、裁判とか流れの中で課長のほうで分かればお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 恐れ入ります。質問の意味が全く分かりません。

ですので、今回の裁判の根拠というのは12名の方に権利集約をするということで時効取得をす

るということで、裁判が提起されるというふうに聞いておりますので、要するに12名以外の方の権利を裁判によって12名に集約するというふうに確認を聞いておりますので、亡くなっているまいが、裁判での判決によって権利が移行するというように私は聞いております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員、質問時間が答弁も含め、あと2分です。

第9番（横田孝穂君） 本当。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんか。

第9番（横田孝穂君） それでは、行政財産というのは、公有財産には行政財産と普通財産があるわけですが、この中の行政財産から普通財産への所管替えというような形は、内部処理で適正に行なわれているかどうか、一言お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） お答えさせていただきます。

まず、行政財産それぞれの所管する分がありますので、普通財産の所管替えにつきましては、一旦、総務に移してからそれを処理をするという形になりますので、適正に処理をしているということでご理解をいただければと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。

第9番（横田孝穂君） 大変ご苦労さまでございました。時間がまいりましたので質問を終わりにいたします。ご苦労さまでした。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第9番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番、津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 8番、津滝俊幸です。私が今回、一番最後の質問者ということで、それぞれ皆さんもお疲れのところでございますが、8番目ということで、また議席番号も8番でございますので、末広がりのような話になっていただければいいかなというふうに思いますので、もうしばらく、よろしく願いしたいなというふうに思います。

今回質問していく内容でございますが、下川村政が発足してからはや1年がたちまして、2期目がはや1年がたちまして、その公約の状況について、お伺いをしていきたいなというふうに思います。

下川村長がさきの選挙において、観光振興であったり、住民の福祉の推進であったり、教育文化、

農業振興、行財政改革と、幾つかそれぞれテーマを設けて、村民の皆様と公約を結んでおるわけでございます。その中で、今回農業振興と行財政改革、それについて質問をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、職員の採用と人材育成について。このことについては、同僚議員も同様の内容でございますが、聞いている趣旨が違いますので、そのところはご容赦を願いたいなというふうに思います。

昨今の人手不足や人材不足は地方公務員においてもかなり厳しい状況にあると聞きます。募集しても、なかなか人材が集まらず、また、採用しても早期に退職するなど、我が白馬村でもどのような状況にあるのか。また、村民サービスの充実を図る上において、将来人材がいないと大変なことになるわけですが、将来に不安を残さないように今からしっかりと対応していくべきと考え、次のことにお伺いさせていただきます。

まず1つ目、職員募集の状況と採用状況、これは、村内、村外問わずということです。

2つ目、将来への人材の確保状況、今後必要とされる人数や人材についてです。

3つ目、技術職や専門職が不足しているというふうに聞いていますが、その対応はどのようにしていくか。

4つ目、新規採用、これは、中途採用とか嘱託職員等々も含めますが、研修等にどのように行っているか。また、それぞれキャリアを積んでいく中で、その研修方法、例えば昇給試験等々はどのように行っているか。

5つ目として、村の将来を鑑み、グローバルな人材が必要だと思います。外国人の採用の考えはあるか。また、現職員へも同様に多様な見識を深めるため、海外研修視察が必要と思うが、その考えはあるか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員から最後8番目ということで、質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の職員募集の状況と採用状況、村内、村外者などについてお答えをいたします。議員がおっしゃるとおり、近年、なかなか人材が集まらない状況であります。昨年度においても、第1回目の募集で採用予定数まで集まらないことから、急きよ、12月に第2回目の募集を行ったところであります。近年、民間各社の募集は3月1日に募集要項等が解禁となり、就活サイトを活用して募集をしているところが多く、本村においても昨年度から就活サイトを活用しているところであります。今年度は多くの受験者を集めるため、早めの募集を行い、7月に1次試験を行ったところであります。一般事務で25名という、この時期では近年にない数の申し込みがあったところであります。これは、さまざまな媒体を利用したことや、積極的にインターンシップを実施をしたことによるものと考えております。採用状況の村内、村外者については、一般事務に限って申し上げます、

近年、村内の採用者がほとんどない状況であります。これに限っては、そもそも村内からの応募者自体がほとんどない状況でありまして、本村といたしましても、地元の方にぜひとも応募をしていただきたく思っており、積極的に地元の高校、県内の大学や本村とゆかりのある大学等に直接周知をしているところであります。

2点目の将来への人材の確保状況といたしましては、今後、必要とされる人数や人材などについてでありますけれども、議員の質問のとおり、早期に退職をする職員もいることから、近年、職員の定員管理もままならない状況であります。採用した職員が定年まで勤めていただくために、明るい職場、働きやすい職場を目指して、昨年からは働き方改革を実践をしております。また、職員の健康管理やメンタル面など、支援なども行い、職員が定年まで安心して努められる職場の構築を目指して、取り組んでいるところであります。

また今後、必要とされる人材等の点につきましては、まず、本村が必要とする人材で申し上げますと、人材育成方針の目指すべき職員像で書かれているとおり、村民の立場に立って行動する職員、効率性を意識をした経営感覚を持つ職員、村民に信頼をされる豊かな人間性を有する職員、新たな課題に挑戦をする職員の4つであります。世の中の情勢が目まぐるしく変化する中では、より柔軟に対応でき、何事にも屈せず、職務を遂行できる人材が必要であるというふうに思っているところであります。

3点目の、技術職及び専門職の任用については、業務量に合った職員配置をしているところでありますが、議員のご質問のとおり、一部の職については、不足をしていると認識をしております。特に、保育士については近年不足をしている状況を踏まえ、毎年募集を行い、採用をしているところです。また今後必要となる水道技術管理者の職や他の技術職、専門職については、その職の業務量を踏まえて、必要な時期に募集をしてまいりたいというふうに考えております。

4点目の新規採用者などへの研修等にどのように行っているのか、また、キャリアを積んでいく中での研修方法はどう行っているのかについてお答えをいたします。正規職員の新規採用者では、初登庁から2日間基本的事項の研修を受け、4月と9月に市町村研修センターによる初任者研修、また村の全体研修を開催をしております。ちなみに、昨年度は行政不服審査制度やコンプライアンスなどについては、嘱託職員にも受けていただきました。キャリアを積んでいく中での研修においては、年数や役職、またその部署による専門研修を受けていただくこととしております。

最後に、村の将来を鑑み、グローバルな人材として、外国人の職員採用の考えと現職員への多様な見識を深める海外研修視察の考えについてお答えをいたします。まず、外国人職員の採用については、現時点では考えておりませんが、これは、国家公務員の場合、人事院規則で国籍条項をうたっており、受験できないとされ、本村もこれを準用しております。国家公務員ではありませんので、地方公務員として就任をする余地はありますが、国家公務員のように公権力の行使や地方自治体の運営にかかわることは好ましくないとされているからであります。一部の自治体では、これらに関

係のない保健師やカウンセラーといった職種が中心に採用している例が多いと聞いております。本村におきかえて考えてみますと、今後において必要となる職種があるようであれば、庁内で検討し、その職務内容によっては、非正規職員としての雇用や一般社団法人、自治国際化協会による自治体への活動支援を受けることも考えられると思います。今後も村の経済情勢を注視し、必要と判断する場合には、各種制度を活用するなど、判断してまいりたいと考えております。

次に、職員の海外研修については、私も大変重要で必要だというふうに考えており、職員研修として取り組むよう担当課に指示をしているところでありますが、予算化が必要でありますので、来年度に向けて制度を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、津滝議員の１点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君） それぞれ答弁いただきましたけども、やっぱり、非常に公務員といえども、今、非常に人手が不足していて、厳しい状況にあると。それは、我々民間は特にそういったことを感じているわけですが、公務員といえども今はそういう時代に入ってしまったのかなと。それから、昔は１回就職するとそのキャリアをずっと積みながら１つの区切りを迎えるというようなことだったんですが、キャリアがアップすれば、次の仕事に移っていったり、また新たな職種に変わっていくと。なかなか定着していかないというの、公務員の間でもあるというような今状況かなというふうに思います。非常に担当者としては、特に前に座っていらっしゃる課長さんたちはほぼ全員が白馬の出身の方であります、ことし採用された方々、１１名ですか、その方たちは全員村外だというふうにお伺いしました。我々住民からとってみれば、白馬の歴史とか、そういった細かいことが本当に知っている人が職員になってくれるのが一番ありがたいんですけども、なかなかそういうふうにはならない時代になってしまったということだと思います。ですから、何がじゃあこれから大事かということなんですけど、やっぱり、この我々の住んでいる白馬というところの部分の文化であったり、歴史であったり、そういったことをしっかりといろんな形の研修の中で教え込んでいくと。ただ地方公務員になって、事務的な仕事のことだけを覚えていけばそれでいいということでは、私はないのかなというふうに思います。

ぜひ、そういったことで研修を捉えて、今までのようないわゆる公務員とはというようなコンプライアンスとはというような研修だけではなくて、白馬のことをしっかりと学んでいただけるようなことが大事かなというふうに思うんですけど、その辺、村長、どのようにお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員がおっしゃるとおりであります。私も非常に地元の職員が少ないということに対しまして、一抹の不安を覚えているわけでありまして、その中で、昨年１１名全員が村外だったというような中で、先般、きのうもそんなお話がありましたけども、職員労働組合のほうで企画をいたしまして、新しい１１名全員を労働組合のほうで、今までの白馬の歴史、そして

オリンピックの開催時のどうだったかというようなビデオを流しながら、当時の役場の職員、そして村民の皆さんはこういうことをして村づくりをしてきたと、こんな報告をしていました。私もちょうど通りかかって、見たわけでありますけども、非常に先ほど言ったように、村内の職員が少ないという中で、職員労働組合がこういう取り組みをしていただいているということに對しまして、本当にありがたく思っているところでもあります。そしてまた、きのうの田中議員の答弁にもありましたけども、当時、オリンピックを経験した現課長、局長の皆さん3名が役場の職員、それから臨時職員を集めて、当時はこういった苦勞をしてオリンピックを成功させたんだよと、こんな勉強会もしていただいている、それぞれ各所でそういった取り組みをしていることには非常にありがたく思っているわけでありますけども、特に、先ほど言ったように、地元の人が応募しないということは何に原因があるかということに、私も非常に責任を感じているわけであります。特に、役場行っても、えらい目に遭うで、ちょっと役場は置いとけよと、こんなような話も現実にあることは十分聞いているわけですが、これはやっぱり、我々、何とか、村長を含めた我々の責任だというふうに思っておりますので、先ほど明るい職場というような、そんなこともありましたけども、そんなふうに取り組んで、いい職場だというように村民から思われて、応募されるようなそんな村づくりに努めていきたいというふうに思います。どうか、議会の皆さん方のお力添えをお借りをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、村長のほうから、また同僚議員も昨日、オリンピックの当時の話をして、当時村がどういう状況に置かれていたのかというような話も一緒に交えてやったということなんです。とても私はそのやったことの意味というのは、とても重要だなというふうに思っています。ここにおられる、ひな壇におられる課長さんたち、皆さん全員オリンピックで苦勞なさったし、それ以前にも、いろんな村が主催するようなイベントを通じて、その現場でいろいろな臨機応変な対応をなさってきたと。私も何人か社員を使っている会社をやっているわけですが、やっぱり、なかなか机上だけではわからない部分というのがあるんです。やっぱり現場で養われたものというのは、将来にかなり生きる、そこのところ、俗にいうところの即戦力になるということではないかなと思っています。そこで、オリンピックまではいかにしてみても、やっぱり、ちゃんと職員をそういった研修という意味も含めて、イベントを通じて鍛えるというか、研修をさせていくということも私は大事なかなというふうに思っているんですけども、今回、山の案内人組合の100周年というのがこの10月にありますよね。ああいうようなものをぜひ定期的にこれからやっていくと。たまたまやるのが、先ほども同僚議員、春と秋にイベントというか、そういう集客するものがないので、そういうものも含めて、何か考えられたらどうかというようなご提案ありましたけども、私も全くそのとおりでなというふうに思っていて、こういうものを職員全員がかかわりながら、100周年のものをやり、さらにそれを継続してやっていくというような考えはございませんか。村長、ど

うですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ことしの10月に山案内人組合の100周年記念が開催されるというようなことで、非常に私もこの白馬を売っていくためには必要だというふうに思っておりますし、それから、最近特にいろいろなイベント、文化、そういったことも今取り組んでおります。特に音楽の文化とか、いろいろなそれぞれの団体が白馬の活性化というか、制定をするために、それぞれの対応をさせていただいている、そんなことも本当にありがたく思うわけでありまして、なかなか行政でできることということは、割合範囲が狭まっているわけでありまして、特に白馬という地につきましては、民間の力が非常に元気な団体があるというようなことで、それぞれ対応してもらっているわけでありまして、そこら辺の村ともどういった時期にどういうふうにやればいいのか、ただ、1つ、村でイベントを組むというところなどで計画をしているものですから、バッティングしちゃったりなんかして、残念だなというような経過が何回もあるわけでありまして、なかなか整理をするということは難しいわけでありまして、そこら辺も連絡を取りながら、人が集まるようなイベントがありましたら、続けてまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど伊藤議員の話もございましたけども、白馬は人をグリーンシーズンに呼び寄せるといった、こういうことが非常に大事でありますので、先ほど観光局の話が出ましたが、私は、観光局でそういったこともしっかりと企画をしながら、白馬へ来てもらおうという、そういったことが非常に大事ではあるというふうに思っておりますので、また、観光課、観光局を含めて、対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） すいません、立ったままで。前向きに検討していただけるということであります。私は、言っているのは、やはり人材育成していくためのイベントという解釈、その切り口から申し上げているということで、いろんな側面があるかと思っておりますので、そういったことも合わせて考えていただければと。特に前回、9月1日の行われた村民運動会にもかなりの職員の皆さんが出て、地域住民の皆さんと一緒に盛上げると、ああいうようなところに出ていくと、住民の人たちは、あれ誰だよ、見たことない人達もいっぱいいるしと。新しく採用された職員だよと。ああ、そうかねと。どっから来たのかねというような話になって、コミュニケーションが生まれてくるんです。イベントを通じて、人と人がつながっていくということになりますので、窓口に来て、おめえさんはどっから来たんだやというふうにならないように、たしかあのときにおめえこんなことやってもらったなというような、やっぱりつながりになっていかなというところで、とても私は重要なというふうに思います。

それから、やはり一番心配しているのは、専門職であります。先ほど保育士さんが毎回足りなくなるんだよなんていう話がありましたが、保育士だけではなくて、いろんな専門職が役場の職員の

中にいます。特に私、気になっているのが、建築関係に通じていく人が今いないんです。建築主事っていうんですか、私はよくわかりませんが、そういう人を採用、もしくはこれからつくっていくという考えはございませんか。どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまご質問にありました建築主事ではありますが、景観行政団体になったときの指導という部分について、いわゆる改善命令等をやっていく場合には、やはり専門的な知識が必要かなという部分がございます。その体制整備につきましては、同僚議員のところでも答弁させていただきましたが、今後の体制整備というのは課題というふうに考えておりますので、その中で検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ、建築関係が非常に我々もわからんところがあったりとかしていきますので、やっぱり専門的に精通している人材が必要かなと思います。さらにこれから、ソサエティ5、これ同僚議員聞いていましたけど、SDGsに伴うソサエティ5が国で始まりました。これはITを通じて我々の生活を豊かにしていきましょうという考え方であります。ITに通じるようなIT関係に通じるような人材もこれからは必要かなというふうに思いますので、ぜひそういうところもお考えをいただければありがたいなというふうに思います。

それから、働きやすい環境をつくっていく、もしくは働き方改革に今取り組んでいるということではありますが、昨今の、このきょうもめちゃくちゃ暑くなりましたけど、台風の関係で、1階の庁舎のほうはもうエアコンがないと仕事ができないような状況で、ほかのところは入っているんですけど、この議会棟もはっきり言って入っていません。みんなでうちわをあおぎながらきょうも議会をやっているわけですが、やはりこの白馬であっても、エアコンが必要になるんじゃないかなと私は思います。そうしないと職員の士気が下がってしまうんじゃないかなと思うんですけど、その点、村長、どのようにお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） できれば、本当に1階の職員の事務室、お客様が一番訪れていただける、ああいった場所には私は必要だというふうに思っておりますし、村長室はちょっと、議会棟はちょっと我慢しても、先に1階のほうをやればなんと、予算的に対応できればというふうに思っておりますけども、先に住民のためというような、そんな思いもありますので、来年検討してみたいと思いますけども、できれば私も本当に能率からいきますと、やるべきだというふうに思っておりますけども、そんなことをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ、せっかく一生懸命地域住民のために、本当に汗を流しながら頑張っ

いる職員でありますから、ぜひその職員のためにそういったことを考えていただければというふうに思います。

海外研修のことですが、指示をしているということでもあります。見識を広めていただくということとはとてもいいことだなというふうに思いますし、予算的な関係もあって、私の記憶では途中までやっていたかなと思いますが、またやめてしまったというようなことがあって、ほとんど課長さんたちはみんなそういった海外や何かの研修もされた方が多いわけですが、ぜひ、後輩にもそういった道を開いていただきたいなというふうに思います。

それでは、次のほうの質問に移らせていただきます。

次は農業振興についてであります。

このことについては、私が昨年の6月の議会で、農業政策についてお伺いしたかなというふうに思います。その後の進捗状況についてのさらに深掘りしたところのことについてお伺いしたいと思っています。

農業振興と豊かな自然環境の保全は下川村長2期目の公約であります。

圃場整備の推進については北城南部地区で来年度より整備工事に入ると聞いています。しかし、他の優良農地の確保についての進捗状況は見えてきていません。さらに特産品開発や将来の農業振興などについて、次のことについてお伺いします。

- 1つ、白馬村の農業ビジョン及び農業者の担い手不足と将来の農地の維持について。
- 2、農業委員会の活動内容について。
- 3、北城中部地区及び北部地区の圃場整備事業の進捗状況について。
- 4、村有地となった奈良井地籍の管理状況について。
- 5、特産品開発の推進状況について。
- 6、ふるさと納税返礼品における農産物の取り扱い状況について。
- 7、小水力発電による売電積立金の取り扱いについて。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 農業振興についてということで、7つの項目に質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。私、1期目も、2期目もそうありますが、非常に農業と観光は車の両輪だというふうに常々思っているところであります。最近特に国内の農業については、もう自給率が三十何%というようなことで40%を割っているというようなことで、このまま進むと日本の食はどうなるかという懸念をしているところでありますが、そんな中で、国のほうでもいろいろな施策を考えているようではありますが、なかなか農業は高齢化がどんどん進んで、このままいくと、あと10年もたつと農業をやる人がこの日本の中にいるのかどうかと、そんな心配も私は非常に苦慮しているところであります。

そんな中で答弁をさせていただきますが、1点目の白馬村の農業ビジョン及び農業者の担い手不足と将来の農地の維持について質問でありますけれども、本村は昔から水稻依存の農業が行われてきた経過があり、大半は、水田を利用した農業形態が現在も続いているところであります。しかしながら、毎年のように農業及び米政策改革が行われている中で、特に米の需要量は昔と比べると食生活の多様化や少子高齢化などにより、年々減少をしてきております。つくり手としては、米1本では経営が成り立たない状況に来ております。そのため、米以外の作物を、水田を有効活用したそば、大豆、アスパラ、ミニトマト、業務用野菜など、複合的な農業形態にシフトをしていく必要があるというふうに考えております。白馬村では、現在、白馬村農業再生協議会において、毎年水田農業フル活用ビジョンを策定をしているところでありますが、このビジョンには、地域の作物、作付の現状、地域が抱える課題として作物ごとの取り組み方針と、作物ごとの策付予定面積、課題解決に向けた取り組み及び目標設定を行い、毎年度目標値の達成状況を確認をし、必要に応じて見直しを行っているということであります。これから農業を維持、発展をしていくためには、担い手の明確化、関係機関や団体が連携をして育成を図っていく必要があります。担い手の位置づけとしては、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農組合などの経営体となり、将来的に農地の利用や管理を安心して任すことができるものとしていく必要があると考えております。

ちなみに、現時点では、当村の担い手、認定農業者は個人で23名、法人で6名、合計29名であります。また、近県に比べて農地の集積や集約は進んでいるところでありますけれども、耕作が可能な農地の集積率は80%を超えております。この方たちについては、経営規模の拡大や水田農業に加え、園芸作物や受託作業経営など、目標を掲げて農業を行っていく、大変心強い皆さんであります。村では、認定農業者が利用できる補助事業など支援していくとともに、意欲のある農業者の方には、新たな農地の経営について、検討をいただく中で、これ以上の耕作放棄地を生み出さないよう、また、農地の利便性の向上のために圃場整備の推進をし、機械化農業に対応した農地づくりを進め、次代につないでいきたいと考えます。

また、継続をした運営を行っていくためには、国の示す戦略作物の栽培や環境保全型農業、産地づくりに向けた取り組み、中間管理機構を活用した農地の集積、集約、農業機械や施設整備にかかわる補助事業やスマート農業への取り組みのほか、維持管理では、多面的機能支払事業など、活用していくことが有効であります。半面、自助努力として、売上高や付加価値の拡大、経営コストの縮減を図っていく必要もあります。

2点目の農業委員会の活動内容に対するご質問ですが、現在、農業委員会は12名、農地利用最適化推進委員が2名の14名が構成をされているところであります。農地利用最適化を含めた14名の中で構成をして取り組んでいるところでありますけれども、その中には、仕事の内容は農地法の許可申請にかかわる審議を毎月1回定期的に行い、適正な農地管理に努めているところであります。農地法の第3条、第4条、第5条、第18条、非農地判定等の審議や経営基盤強化促進法に

かかわる審議、利用権の設定などが主な内容となりますが、農地の保全として、農地パトロールによる作付の状況や耕作放棄地の把握と解消、これに伴う、農家基本台帳のデータ整理などが主な活動と業務となります。また、農地利用の最適化の推進に取り組む態勢を強化するための農地の集積に向けた所有者と耕作者のマッチングなどを行なう仕事も担っており、現在北城南部地区の圃場整備へのかかわりが大きなウエイトを占めているところであります。

3点目の北城中部地区及び北部地区の圃場整備事業の進捗状況についてでありますけども、中部地区につきましては、現在、株式会社マテリアル白馬で進めております、真畔（まぐろ）地区が具体的に進行をしております。この事業は、生コン等の材料とするため、農地の下に埋もれている土砂を採取する事業で、土砂を採取した後に、営農しやすく農地を整備するものです。事業展開は塩の道から西側に向かっていく計画であります、順調に手続が進みますと、本年度の営農終了後から工事を着手をする予定となっております。また、第1期工事を約1ヘクタールずつ4工区に分けて行い、第1期工事の完了予定は、令和6年度となる見込みであります。その後引き続いて第2期工事を西に向かって行っていく予定となっております。なお、この地域は過去にカドミウムが検出をされたこともあるため、表土を底に入れてから埋め戻し、無害の耕土を使って圃場をつくる計画でありますので、カドミウム対策を兼ねた大変合理的な事業であるというふうに認識をしております。

また、北部地区では、新田地区が経営事業として令和5年度に採択されるべく現在新田地区圃場整備推進の協議会を中心に活動をしているところであります。令和2年度では、事業効果を示すための営農計画発表会が県庁で行われるため、プレゼンテーションを行なう予定であります。この内容によって、次のステップの実施計画策定を行なうことができる地区が決定をいたします。まずは、来年度の営農計画発表会の経過に向けて協議会地域振興局と連携をして取り組んでまいりたいというふうに思います。

4点目の奈良井地籍の管理状況についてであります、現在、奈良井地区の維持管理業務といたしましては、草刈り業務を年3回予定で実施をしております。また、8月には、カメムシの防除作業を行っており、10月には景観植物の植えつけを実施する予定であり、なお、景観作物につきましては、昨年テストとして、菜の花を植えたところ、本年の5月下旬には満開となりました。このことを鑑みて、本年度は範囲を広めて実施をしたいというふうに考えております。年3回の草刈りでは行き届きにくいのり面など、足場の悪い急斜面につきましては、毎年白馬村職員互助会の活動として草刈りを実施をしており、本年は7月の10日に副村長2名を含む23名で作業を行っているところであります。

また、5点目の特産品の開発の進捗状況についてでありますけども、村では、特産品開発を行いたい皆様に対し、補助金を用意をしているところであります。昨年度は3団体から申請があり、その中の1つとして冬越しさせた雪中ニンジンを用いたジュース、ドレッシング等への開発支援を行

い、販売を始めたところでありすけども、単価が高価な分もありますが、順調な売れ行きと聞いているところでもあります。ふるさと納税の返礼品として、活用しております。過去にはワサビの生産組合、食用ホウズキ関係、味噌漬物生産組合、地ビール関係などの各団体に特産品開発の補助金を交付を行ってきたところでもあります。いずれも独自の開発により、村内外の市場に出回っており、効果は出ていると感じているところでもあります。なお、大北の5市町村の事業社が構成をする北アルプス山麓の農畜産ブランド品には、紫米やブルーベリー、加工品など、15品目が認定をされており、村も特産品として位置づけているところでもあります。

6点目のふるさと納税の返礼品における農産物の取り扱い状況についてでありますけども、返礼品126件中、農産物21件、加工品15件、計36件で、全体の29%となります。

最後に、小水力発電による売電の積立金の取り扱いについてお答えをいたします。

現在、村内においては、農林水産省の長野県の補助金を活用し、白馬村と白馬村土地改良区が資金を出資をし、建設をした平川小水力発電所が稼働しており、土地改良区が小水力発電事業を運営をしておりますので、土地改良区からお聞きをした現状についてお答えをさせていただきます。

小水力発電事業におきましては、売電収入から必要経費を差し引いた余剰金を将来の施設改良などに使用するため、積み立てできるとされてきましたが、会計検査員から、用途不明の巨額な積み立てをしている団体の存在を指摘をされたこともあり、農林水産省では、この4月から全国の土地改良区に対し、新たな会計基準を示し、積立金についても厳格化されることとなりました。現在、新たな積立金として認められるものといましては、全て発電施設に関連するものに限定されておまして、将来の発電施設の改良、更新に備えて積み立てる建設改良の積立金、大規模な災害の被害に備えて積み立てる災害準備積立金、事故などにより、長期間売電収入が得られない場合に備えて積み立てる欠損調整積立金の3つと限定をされております。今言った3つに限定されたということでもあります。また、それぞれの積立金には上限額が定められ、例えば建設の改良積立金につきましては、施設の改良更新に必要な総建設費の40%などとされております。土地改良区では、この新たな基準に沿って、積立金に関する計画を策定中とのことでありますが、積立金の目的が発電施設の更新や維持などに限定され、一般的な事業に使用ができなくなったことから、小水力発電事業の開始当初に想定をしていた積立金を活用した揚水ポンプや農業用水路の大規模な更新改良などについては、方針を転換しなければならなくなったとのことであり、議員ご指摘の農業振興に対してこの積立金を直接使用することは現状では難しい状況であるとのことであります。しかしながら、今後、農林水産省において、会計基準がさらに見直しをされる可能性も考えられますので、土地改良区では情報収集に努め、状況に即した対応をとってまいりたいとのことであります。

村といたしましても、土地改良区とともに状況の推移を見守っていきいたいというふうに考えております。

以上であります。以上で、2点目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁を含めあと16分です。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 7項目あったので、それなりに説明、答弁に時間を要したかと思いますが、まず、白馬村の農業ビジョン、それから、将来の農業構想っていうんですか、農業に携わる者にとっては、どういった考え方で村はこれから農業振興を図っていくかというところの部分の話を、まずそこから行きたいなと思います。

農業ビジョンは、再生協議会が毎年つくって、毎年作付面積について、特に水田利活用の部分になるかなと思うんですが、毎年更新していくということなんですけども、ことしもそうなんですが、総会で使われた資料とそれから実際にホームページに載っているものが違います。ことしの春からホームページを更新になって、新しく全部下にスクロールさせて見ていくような形になっているんですけども、総会に使われたものと、実際にホームページ上に載っかっているものは違うということとであります。更新がされていないということなんで、早々に更新をしていただきたいなというふうに思います。

さらに、この農政課のホームページなんですけども、非常に情報が乏しくて、本当に農業振興のことがどこにも書いていないぐらいの感じであります。例えば、白馬村の現在の農業の農業者はどのくらいいるのかとか、収入はどれくらいあるのかとか、耕作面積はどのくらいで、何がどれだけ作付されているのかぐらいは載っておくべきだろうなと。もっと言えば、北アルプス振興局の農政課のほうとつながっている、県の農政課のほうとつながっている、それから関東農政局のほうとつながっている、それから農水省ともつながっているというような形に、どこかに行けば、白馬村のところのホームページを見れば、そういったところに全てつながっていったって、いろんな申請、補助関係のものもそこで見れる、ことしの、例えば農業政策についても、そこから入っていけば見れるというような形にしたほうがいいかなと。土地改良区の平川かんがいの排水停止だけの情報しか今回載っていないんですよ。水がとまりますというやつですよ。それだけです。あとはないんですよ。もっと言えば、さっき農業委員会、全部で14名ですか、土地の関係の方も含めて、農業委員会の仕事は何たるものなのかなんていうのも載っていませんし、それから、農業委員さん、これ、ある程度指名で選ばれるんですか、今度、選挙じゃなくなつたんですけど、顔写真は載つてなくてもいいけど、誰が農業委員やっているかぐらいは地区で出してもいいんじゃないですか。農政課長、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。今、議員さんがおっしゃるとおりでございます、非常にホームページの中、乏しい内容になっております。内容、拾い上げればかなりのものがございまして、順次載せていきたいなというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それで、担い手の人たちに、さっき村長の答弁でいくと8割ぐらいですか、土地が行っているという、私が以前情報であれしたのは、七十二、三%ぐらいというふうに聞いたんですけども、8割超えちゃったところです。これは長野県でも多分相当特異体質な地域なのかなというふうに思います。担い手に預けているから、これで白馬の農業は安泰だというふうに村長お考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 安泰だとは思っておりませんが、先ほど言ったように、どんどん高齢化していく、そういった中で非常に懸念をしているという、そんなお話をさせていただきましたけども、村といたしましても、そういった高齢化していく、機械が壊れたらもうやめるといふ、そういった農家が非常に多くなってきているということは認識をしているわけでありまして、それにかわるのはやっぱり担い手の方々から頑張っていたきたいというふうに思っておりますけども、担い手に任しておくから安心だという、そんな思いはございませんけども、村としても農業振興に支えていきたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 担い手の人たちのメンバーもこのビジョンの中に書かれていますよね。個人であったり組織であったりということなのですが、圧倒的に個人の方が多いわけで、この方たちも、そうはいっても皆さんそれなりに年なんですよ。60代後半から70代、中には、80代の方もおられます。担い手だからといって暗澹たる気持ちでおられると、このところは非常に困るかなと。いいとこ、私は10年程度かなと。組織体で運営されているところに関しても、これから事業検証していかなきゃいけないというようなことになるんですけども、長野県のほかの地域でもそうですし、全国でもそうなんですけど、この事業検証をどのようにやっていったらいいか、非常に難しい問題だというふうに聞いています。農政課長にちょっとお伺いしているんですけども、これから担い手をどういうふうにつくっていく方針なのかということをお伺いしますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。

今、担い手の関係、ご質問いただいたわけですが、今、29名の担い手さん、確かに高齢化が進んで、かなり年の方もおられます。というところで、担い手は徐々にふやしていくという部分と、新規就農者の関係につきましても、なるべくふやしていけるようなことを望んでいるわけですが、今、集積につきましても、8割超えておる状況で、あと集約の部分がございまして、その辺で今集約的な部分がでんでばらばらの状況であるようなところもかなりございまして、そういうところを少し見直して、効率のよい農業体系にすれば、また少し担い手の関係につきましても、ふえていくのかなという予想でございまして、いずれにしても担い手をふやして

いきたいというところにつきましては、強い思いはあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 具体的なビジョンと言いながら、とりあえず今は担い手に預けているから、その担い手の人たちが効率よく仕事ができればいいかな、だけど、新たに新規就農でふえていく方は、確かに若干名ふえていますけれども、そもそも担い手に土地を任せていくということはどんどん高齢化して離農していく人たちが多くて、その土地がどんどん担い手の人たちに集まってくということですね。出口の部分に関して、やっぱりちゃんと農家の所得保障というのをしていかなきゃいけないということなんですけれども、そういった中で、村としては、農産物のブランド化というようなことを取り組んでいらっしゃいますよね。特に、一番面積のあるのは、誰もがご承知のように米であります。前回のときも私言いましたけど、観光パンフレットには、米のことは一切載っていませんよね、今回も。観光課長、どうですか。去年、そのことに関して横山副村が課長やっているとここにこのとはどうですかということで、検討しますというような答えをいただいています。ですが、ことしになって、そういうふうにはなっていません。特産品開発と言いながら、毎回同じものしか載っていないですよ。面積ふえているんですか、課長、そのところお2人に聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） しっかり覚えております。伝えましたが、すいません。それをしっかりチェックするまでに至らなかったことは反省しております。

議長（北澤禎二郎君） 下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。栽培の面積的なものなんですけれども、特産品と言われている部分の陸わさびと食用ほうずきの関係がございますが、陸わさびにつきましては2.3ヘクタール、それからほうずきにつきましては0.7ヘクタール、あとブルーベリーが2.55ヘクタール、あとミニトマトが1ヘクタール、紫舞が1.3ヘクタール、行者ニンニク等もございしますが、これが0.2ヘクタール、あと、昨年おとしから始めたニンジンの関係が0.05ヘクタール程度の部分で、当初、一番初めに補助金を出したときに比べれば、特産品の関係は面積は徐々にふえているという状況ではございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 農業ビジョンで皆さんがお書きになられたもので、上位は水稻、ソバ、大豆、アスパラ、業務用野菜でようやく今課長が言ったようなものが出てくるんです。圧倒的に水稻とソバと大豆とアスパラが多いんですよ。そういうものがやっぱり載ってこなきゃおかしいんじゃないですか。私はそう思います。さらに、一番農業収入で多いのは米であります。ソバと大豆に関しては、その年の天候等々によって変わったりなんかしますし、それから、いわゆる国からの来る助成

金等々の関係があるので、それに対してやっているということなのですが、圧倒的に多いのはやっぱり水稻であります。この水稻をブランド化するって言っているんですが、これどこでブランド化させているんですか。これ最後に聞きます。もうほとんど時間がないと思うので。どこの課でこの白馬村の農産物のブランドを推進しているんですか、私は聞きたいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 米につきましては、やはり農政課という形になろうかと思います。ホームページ等に載せていないという部分もございますけども、圧倒的に面積的にも水稻、ソバ、それから大豆、アスパラ等が、主要な作物でありますし、この水田フル活用ビジョンの部分につきましても、掲載してあるということで、これは産地交付金の関係もございますが、今後、広げていくような形のことを考えたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。じゃあ、副村長。

副村長（横山秋一君） じゃあ、補足します。以前から、議員さんには、白馬の米、もっととがらせろというお話も伺っておりまして、数年前、3年、4年前ですか、ブランド米の生産の取り組みというものを始めておりまして、第5次総合計画の全期計画にも令和2年、2020年には10農家が取り組むというような数値目標を立てております。先ほど課長言ったとおり、推進役は農政課が行います。ということで、有機米の取り組み、減農薬の取り組み等が中心になっておりますが、農政課におります降旗を中心に組んでおりますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間は、答弁の後で言います。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ちょっときつき口調で申し上げましたけども、現状からいうと非常に白馬の農業については、先が見通せない状況であります。やる人がいなくなると、この約600ヘクタールぐらいあると言われている農地がほとんど耕作放棄地のような状況になっていきます。白馬の観光は、農業がちゃんと立脚していかないと、ここでしっかりと行っていないと、白馬の観光は成り立ちません。以前私がSDGsに基づく地域振興というようなことを言っています。持続可能な農業に向けて、さっき、縦割り行政になっていない部分の話が少し出しましたが、ぜひ、ここにおられる方、ほとんど、農政にかかわられた皆さんであります。ですよね。農政にかかわっていますよね。ですから、ぜひそれぞれの課でこの農業のことについてしっかりと考えていただいて、次の人材がにつくれるぐらいになっていただきたいなと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から、定例会日程予定表のとおり、各委員会等を行い、9月20日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から定例会日程予定表のとおり、各委員会等を行い、9月20日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時05分

令和元年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和元年9月20日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

令和元年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和元年9月20日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 議案第53号 損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて
- 日程第 4 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第55号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 発委第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第 8 発委第 6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
- 日程第 9 発委第 7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書
- 日程第10 発委第 8号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第13 議員派遣について

令和元年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和元年9月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷 修助	第8番	津 滝 俊 幸
第2番	丸 山 勇太郎	第9番	横 田 孝 穂
第3番	田 中 麻 乃	第10番	田 中 榮 一
第4番	太 田 正 治	第11番	太 田 伸 子
第5番	伊 藤 まゆみ	第12番	北 澤 禎二郎
第6番	松 本 喜美人		

4. 欠席議員

第7番 加 藤 亮 輔

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	横 山 秋 一
教 育 長	平 林 豊	参事兼総務課長	吉 田 久 夫
健康福祉課長	松 澤 孝 行	会計管理者・室長	田 中 哲
建 設 課 長	矢 口 俊 樹	農 政 課 長	下 川 啓 一
税 務 課 長	横 川 辰 彦	上下水道課長	酒 井 洋
教育課長兼子育て支援課長	田 中 克 俊	住 民 課 長	山 岸 茂 幸
総務課長補佐兼総務係長	下 川 浩 毅	生涯学習スポーツ課長	関 口 久 人

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太 田 洋 一

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

議案第53号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第54号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第55号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第 3号（村長提出議案）討論、採決

発委第 5号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 6号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 7 号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 8 号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第53号 損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて
 2. 議案第54号 工事請負契約の締結について
 3. 議案第55号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
 4. 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
 5. 発委第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
 6. 発委第 6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
 7. 発委第 7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書
 8. 発委第 8号 私立高校への公費助成に関する意見書

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。これより、令和元年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

第7番加藤亮輔議員より、欠席届が提出されていますので、報告いたします。また、太田観光課長が公務のため、欠席していますので、ご報告いたします。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。それぞれ、常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。お諮りいたします。議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論・採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に討論・採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和元年第3回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告をいたします。本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案9件、請願3件、陳情3件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてです。地方公務員法及び地方自治法の改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用が大きく変わる任用根拠の明確化がされ、来年4月より、現在の嘱託職員、臨時職員がフルタイムとパートタイム会計年度任用職員になる。条例は、趣旨、給与の種類、支払い、給料表、職務の級、各種手当で旅費、規則への委任等を規定するもの、フルタイムは常勤職員と同等の勤務日数、勤務時間者、パートタイムはそれよりも短い者に適用する。任用は、1会計年度ごとに契約。給料表は、行政表の1表の二つの級を使い、今の年収額の減給保障はし、細部は今後、規則で規定していくとの説明がありました。

嘱託・臨時99名全員が移行と考えるとよいのか、との質疑あり。そのとおり、一部は委託も考えているとの答弁がありました。ボーナスが入るから、月の給料は減額されるのか、との質疑あり。期末手当の厳守を考えなければいけないので、月額若干下がるが、年収は保障するとの答弁がありました。経験年数による規定を決めてやるのか、勤務実態によるのか、との質疑あり。経験年数の

反映は上限を設ける。任用は1年ごと。人事評価が入り、評価を見て任用していく、との答弁がありました。

経費削減のためか、嘱託職員をふやしてきたが、職員を減らしていく方向か、との質疑あり。今後のむらづくりには、職員は重要で、ある程度、継続的に職員を採用していかなければいけないと思っている。新規採用と退職者により、会計年度任用職員は減らしていくこともある、との答弁がありました。保育士などの有資格者の報酬は低かった。人材不足で、自治体間で取り合いになるので、有資格者は格付をするときに考えてもらいたい、との質疑あり。県の中では、先んじて条例を出している。近隣の状況を見ながら精査し、検討をさせてもらいたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第37号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、です。こちらは、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に定めるもの。報酬はフルタイムの月額級をベースにして、日割り、時間割りになる。半日勤務や五、六時間勤務を想定している。期末手当は支給できる職員とできない職員がいる。支給できない場合は規則で定める。一部、定額で支給する職種があるとの説明がありました。

時間管理は、タイムレコーダーで管理するのか、との質疑あり。それは使っていない。1週間で38時間45分に置きかえて準用しているとの答弁がありました。割合的には、パートタイムが多くなるのか、との質疑あり。基本的には、パートタイムでの任用になる。フルタイムで必要な職種もあるので、そこはフルタイムで考えている。現在の嘱託職員もフルタイムの勤務が必要かのヒアリングを行ない、決める、との答弁がありました。区長の身分をきちんとすべきではないか、との質疑あり。これからは有償ボランティアと考えているが、検討はしていく、との答弁がありました。

採決したところ、議案第38号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について、です。これは、藤本副村長の派遣期間終了により、副村長の定数を2人から1人に改めたいものです。質疑・討論はなく、採決したところ、議案第39号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、です。これは、集落支援員の業務内容を除雪業務、道路維持管理、ウイングの機械操作にまで拡大し、報酬を20万から30万に改めるとの説明がありました。今の集落支援員と混乱してしまうが、その意味を説明してほしい、との質疑あり。業務自体は現在行っているが、財源措置を視野に入れて改正する、との答弁がありました。討論はなく、採決したところ、議案第40号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、です。これは、地域型保育事業の認可基準を定める厚生労働省令が改正されたことにより、特定地域型保育事業の運営基準をそれに合わせる形で改正するものと、幼児教育・保育の無償化に伴う改正です。保育料が無償化されることから、これまで保育料に含まれていた副食費を新たに支払いを受けることができる費用として加えるもの。ただし、年収360万円未満の世帯、第3子以降の子供は無償、保育園での預かり保育では上限を規定、未満児では従来どおり、保育料に含めて食材費は徴収する。令和元年10月1日から施行とのことです。

外国人家庭は住所があれば問題ないのか、との質疑あり。国籍は関係なしとの答弁がありました。幼稚園と保育園に差はないか、との質疑あり。白馬幼稚園は新制度未移行の幼稚園だが、村では、国で示すと通りの無償化は実施していく、との答弁がありました。消費税が10%にならなくても実施されるのか、との質疑あり。10%にならなくても実施する、との答弁がありました。討論はなく、採決したところ、議案第41号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について、です。これは、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の改定と、副食費の徴収金額を定めるための改正。満3歳児以上の保育料無償化による不要文言を削除。特定教育、保育のうち、保育にかかわるもの、及び特定地域型保育にかかわるものの保育料を別表に定め、特定教育にかかわるものの、保育料についての別表は廃止し、ゼロ円と規定。副食費は4,500円を超えない範囲内において村長が定める額と定め、減額、または免除を規定。令和元年10月1日から施行するものです。

服飾費が免除される対象は、また副食費の額は、との質疑あり。第3子以降は無償。額は全国基準が4,500円、本村の実績では1月4,330円となるため、消費税が上がることも考慮し、4,400円くらいになる、との答弁がありました。討論はなく、採決したところ、議案第42号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、です。これも、幼児教育・保育の無償化に伴い、現在、子育て支援ルームで実施している一時預かり事業について、上限を定めて無償化を図るための改正です。3歳児から5歳児の未就園児は、月額3万7,000円までの利用料を。ゼロ歳から2歳児で、住民税非課税世帯の未就園児は、月額4万2,000円までの利用料を。3歳児から5歳児までで、幼稚園等の施設等利用給付を受ける児童は、利用実績に応じて月額1万1,300円までの利用料を、それぞれ無償化するという内容です。

幼稚園児の保育の必要性は誰が判定するのか、との質疑あり。人数が多いときに誰を入れていくかは、村の判定委員会となる、との答弁がありました。討論はなく、採決したところ、議案第43号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について、です。これは、歳入歳

出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,762万8,000円を追加し、予算総額を64億2,647万2,000円とするものです。所管する課ごとに、主なものを報告します。

初めに総務課関係です。一般管理事業の908万5,000円の減は、藤本副村長の退任による人件費の削減。今後、藤本さんに政策アドバイザーになっていただき、その費用弁償を新たに計上する。工事請負費221万1,000円は、森上公民館前の舗装費用、昭和55年のごみ処理保障同意事項に基づき、最終的に残った地区要望に応える。電算総合行政システム業務委託料126万5,000円は、GIS故障による修理との説明がありました。

森上公民館前の舗装は、40年以上前の約束がなぜ今までできなかったのか、なぜ今なのか、それぞれの区にもさまざまな約束はあるが、それをいつまでもは言わない。これで終わりか、との質疑あり。細かな部分は既にわからないが、再三にわたっての要望は、ごみ処理だけではなく、国道・バイパス関係もあった。毎年、同じ話の繰り返しはやめて、公民館前をやって一区切りとするということで、このタイミングで計上した。村としては非現実的なことは除き、できることはやったので、終わりという考え。過去の書面に関して、今後、予算化することはしない、との答弁がありました。藤本前副村長の政策アドバイザーは何年か、との質疑あり。要綱では2年としている、との答弁がありました。

税務課関係では、6月末の調定額を踏まえ、歳入での個人住民税の増額補正が主なものです。子育て支援課関係では、幼稚園就園奨励費補助金は無償化になるため、減額。無償化に伴う幼稚園と支援ルームの施設使用費補助金2,022万8,000円と、副食費の免除分を補助金として84万3,000円を計上。財源となる国庫交付金2,107万円を増額。歳入で、国庫交付金1,305万7,000円を見込み、保育料負担金1,149万9,000円は減額する、との説明がありました。

生涯学習スポーツ課関係では、クライミングウォールの売却による収入200万円と、ウイング21管理、臨時職員賃金を集落支援員報酬とするための予算の組みかえが主なものです。クライミングウォールは何社の応募があったか、との質疑あり。1社からあり、昔のかねなかホームセンターに設置している、との答弁がありました。伝建事業は終わりにしたらどうか、との質疑あり。最終計画書をつくっている段階で、地元の意見を聞いた中で計画をしたい。集計は、山林や田も入っている、ので、棚田も含め、計画していきたい。今後は、管理と維持が課題になってくる、との答弁がありました。青鬼に住んで、棚田耕作をやりたいという人もいる。農水省で農泊という事業もあるので、補助金を上手に使いながら行ったらよい、との意見がありました。

住民課関係では、軽トラックの修理、修繕代17万2,000円が主なものです。健康福祉課関係では、保健予防費の電算委託料183万6,000円は、健康カルテ管理サーバーの契約期間終了に伴い、子育て支援課や学校とも連携するため、2年に分けて計画していたものを、国の補助金対象となることから単年度で更新するため、半額分の増額補正、そのほか、保健予防費の子育て支援課との組みかえが主なものです。

各課審査が終わり、全体討論はなく、採決したところ、議案第50号所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第51号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、です。これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ679万1,000円を追加し、予算総額を11億1,146万9,000円とするものです。県国保連合会から、3月概算払いの清算還付金を受けて、同額を長野県に返還するものです。質疑・討論はなく、採決したところ、議案第51号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願書です。請願の趣旨は、教育の機会均等と、その水準の維持向上のために、義務教育国庫負担制度を堅持し、現行2分の1から3分の1に引き下げられている国庫負担率を復元することを求める意見書です。なお、この請願を含め、3件の請願は本年第1回定例会で出て、採択したものと全く同じものです。質疑・討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第4号は採択すべきものと決定しました。これにより、委員会として意見書を提出します。

請願第5号 へき地教育振興法に鑑み僻地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書です。請願の趣旨は、僻地手当の厳守が国から交付されているが、長野県は省令で定める基準を下回って支給している。僻地における教育水準の向上と、都市部との格差解消のため、2005年以前の低率に戻すことを求める意見書を長野県知事に提出するものです。質疑・討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第5号は採択すべきものと決定しました。これにより、委員会として意見書を提出します。

請願第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書です。請願の趣旨は、現行長野県が実施している35人学級を、国の責任により行なうこと、教育予算の増額を求めること、複式学級の学級定員引き下げを求めることの意見書の提出です。質疑・討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第6号は採択すべきものと決定しました。これにより、委員会として意見書を提出します。

陳情第13号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書です。陳情の趣旨は、私立高校に通う生徒の保護者負担軽減のための補助の継続と、就学支援制度の拡充、私学助成の増額を、国・県に意見書提出を求めるものです。なお、執行部の説明では、昨年度まで1万5,000円だった少額補助金を、今年度より5,000円アップし、他自治体と同額の2万円としているとの説明がありました。質疑・討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第13号は採択すべきものと決定しました。これにより、委員会として意見書を国・県に提出します。

陳情第14号 スクールバスの運行を求める陳情書です。白馬北小及び白馬南小の両PTA会長の連名による陳情で、陳情の趣旨は子供たちの安全・安心な登下校のため、スクールバスの運行を求めるもので、陳情者より説明の希望があり、代表して北小PTA会長の丸山智彦さんより趣旨説

明を受けました。陳情者の説明として、保護者にアンケートをとり、アンケートを通じて必要か、必要な場合の課題、ルートの意見をとった。7割、8割がスクールバスを運行してほしいとの結果だった。クマの出没や、冬季間ガードレールのない通学路では、安全に登下校ができない。この冬の試し運行をし、来年度からバスを運行してほしい。距離、バス停は気象条件や治安、保護者意見を配慮してほしい。PTA内で意見交換を既に始めているとのことでした。

陳情者への質問として、アンケートの感触は、との質疑があり。スクールバスは要らない距離の親からも、遠い地区にはスクールバスがあったほうが良いという回答があった。運行の課題では、バス停に行くより、一旦車に乗せれば学校に行くほうが近いという声もあり、ブラッシュアップは必要、との答弁がありました。場合によっては、保護者の負担がふえるかもしれないが、との質疑あり。バスに乗れば100%安全ではないということはわかっている。この後、PTA役員に加え、各地区の校外指導員と公募の方も交えて、意見交換をしてまとめようと思う。試し運行をしてもらえば課題もわかるので、ぜひお願いしたいとの答弁がありました。

なくてもいいという親もいるはずだ、との質疑あり。歩くことに意味があるし、素晴らしいという意見も確かにある、との答弁がありました。質疑・意見に入り、教育委員会では、スクールバスの運行は前向きに考えているとのこと。ルートや当事者を含めた検討スケジュールと、冬の試し運転の考えを伺うとの質疑あり。公共交通網形成計画に沿ってということになるが、村の進めている考えは、あくまでも児童生徒に限った特定旅客ではない。総務課に資料提供しているが、現在あるものと通学路ルートとのマッチング作業が必要。方針は出ていない、との答弁がありました。

PTAは、緊急性があるから陳情している。網計画はわかるが、切り離してほしい。PTA陳情を踏まえて、早急に取り組んでほしいが、との質疑あり。教育委員会としては、機関決定している。村がスクール一本でいけとなれば取りかかるが、村の結論は出ていない、との答弁がありました。網計画では、既存路線バスへの混乗とあるが、混乗できるのは落倉の子供だけ。そもそも、観光の足と住民の足は別の需要。統合という表現がわからない。車両と運転手の融通というならわかる。網計画に沿わず、教育施策としてスクールバスを計画するのがいいと思う、との質疑あり。教育委員会としては、できるだけスクールバスという方向で検討している、との答弁がありました。

討論に入り、9月下旬にPTAが会議をやる中で、また課題も上がる。バスの確認、停留所の問題や安全の問題もある。その結論を聞いた中で、議員も含め、意見交換をすればよいので、継続審査。陳情の内容は継続審査にしたら間に合わない。12月は冬季に入っている。趣旨に沿うなら、採択しかない。公共交通との整合性など、議員の中では議論されていない。12月でも試し運行には間に合うと思うので継続審査、などの複数の討論がありました。採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により陳情第14号は継続審査にすべきものと決定しました。

陳情第15号 通学バスの運行と、この冬からの試験運行に関する陳情書です。陳情の趣旨は、陳情第14号と同様です。提出者より説明の希望があり、走れ村バスの会、石原瀬さんよりの趣旨

説明では、趣旨は先ほどの陳情と同じ。会では、近隣市町村、落倉、みそら野、めいてつの人の話を聞いた。緊急性のある子供たちのためであり、議員のお力添えをお願いしたいというものでした。

陳情者の質問意見として、まず意見として落倉は、かつて路線バスがあった。落倉のバス停は要らないということで廃線にしているので、承知しておいてほしい。PTAがまずアンケートをとった。PTAはアンケートをとって陳情したが、PTAと重ねて出してきた理由は何か、との質疑あり。重ねたというわけではなく、私たちは不特定多数の村民の意見として提出した、との答弁がありました。

討論に入り、今回二つの陳情が出た。村も必要性を認めているのだから、行政が作業を始めるか、始めないかだけだから、採択してほしい。趣旨は14号と同じと思う。もう少し精査したいし、会と意見交換してもいいかとも思うので、継続審査にすべきなどの、複数の討論がありました。採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第15号は継続審査にすべきものと決定しました。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第37号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第38号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第39号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第40号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第41号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第42号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。議案第51号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第4号は、義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願書の件は、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって請願第4号は、採択することに決定いたしました。

請願第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第5号 へき地教育振興法に鑑み僻地手当て等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書の件は、委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって請願第5号は、採択することに決定いたしました。

請願第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書の件は、委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって請願第6号は、採択することに決定いたしました。

陳情第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第13号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって陳情第13号は、採択することに決定いたしました。

陳情第14号の討論に入ります。討論はありませんか。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 5番伊藤まゆみです。陳情第14号 スクールバスの運行を求める陳情の継続審査でなく、今定例会で採択すべきとの立場で討論を行ないます。PTAが行ったアンケートでは、70から80%もの保護者がスクールバスの運行を求めているとのことで、この陳情でPTA代表は、この冬のスクールバスの試し運行を陳情しております。親の負担、特に冬季間は書き入れどきということもあり、忙しい中、我が子のために車で送り迎えするために時間を割いている状況が伺えます。

当村は、現在、後継者不足で、この村の根幹をなす宿泊業を初めとする小規模事業者は、廃業に追い込まれているといった状況であります。そして、村民からは、今ここに住んでいる住民に対して冷たい村だ、といった声があちらこちらから聞こえてまいります。昨シーズンのシャトルバス元気号の期間延長運転など、観光と名のつくものに対しては全くちゅうちょせず支援するにもかかわらず、住民が求めるものに対しての支援には冷たい、との印象は拭えません。少子高齢化、経済が先細りする時代で、投資をする先は人であるといわれています。親の負担を軽減し、子育て世代にとって住みよい村、今後のUターン、Iターン、孫ターンにつなげる、帰ってきたい村にする施策に投資すべきと考えます。多くの保護者が望んでいるスクールバスの運行は、早期に着工すべきで、この冬の試験運行に間に合わない、継続審査でなく、今定例会で採択すべきと考えます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は継続審査です。陳情第14号 スクールバスの運行を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（多 数 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって陳情第14号は、継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第15号の討論に入ります。討論はありませんか。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。陳情第15号 通学バスの運行と、この冬からの試験運行に関する陳情の継続審査でなく、今定例会で採択すべきという立場から討論いたします。先ほどの陳情第14号と同じ理由であります。14号でも申しましたが、こうして2期目の議員生活をしている中で、つくづく思うことは、ここに住んでいる住民に対して冷たい村だなということです。本当にそう思います。

この走れ村バスの会の方たちは高齢化してきており、このままこの村に住み続けられない、そう言っています。足がないからです。にもかかわらず、乗り合いバスは、あと五、六年かけて検討する、そんな冷たい返事です。ここに住んでいる人たちが前向きで、幸せな生活ができる、そのことが光を観ると書く、観光にふさわしい地、観光地と考えます。今の白馬村の行政運営は、そのそもそのところがずれている気がしてなりません。陳情で求めている、この冬の試験運行をするには、継続審査では間に合いません。よって、継続審査ではなく、今定例会で採択すべきと考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は継続審査です。陳情第15号 通学バスの運行と、この冬からの試験運行に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（多 数 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって陳情第15号は、継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君） 令和元年第3回白馬村議会定例会産業経済委員会の審査報告をいたします。本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案7件です。付託された議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、であります。消費税

は、土地の売買、貸し付けでは非課税であります。1カ月未満は課税対象になるということで、占用期間が1カ月未満のものの消費税を8%から10%にするものであります。質疑・意見で、村道の道路占用料のケースはどんな場合か、との問いに、一番多いのは中部電力の電柱やNTT、との回答。また、30年度成果説明書の中に、道路水路占有許可申請新規継続とあるが、県や国に上げた件数か、村道に対するものはどのくらいか、との質疑があり、成果説明書の数字は村道の部分である、との答弁がありました。水路を横断する場合、正規に言えば、占用許可が必要か、との問いがあり、占用許可が必要。建築確認の際に取らないと、建物が建てられない、と回答がありました。討論はなく、採決したところ、議案第45号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について、であります。流水占用料は、発電のために使う水で、消費税8%が10%になるものであります。揚水式発電所、揚水式発電所以外の発電所の二つが該当するとの説明がありました。質疑・意見に入り、対象となる発電所はどこか、との問いに、松沢は村が管理する河川で、中電から80万円いただいている。対象はその部分となる、との答弁がありました。討論はなく、採決したところ、議案第46号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項、農政課関係であります。農業総務費15万円は姫川上流漁業組合の補助金で、小谷村と調整した上で計上。青年就農給付金交付事業176万5,000円は給付金対象者2名の増によるもので、所得要件により1名分を当初予算より減額し、差し引いた金額、有害鳥獣被害対策事業の46万4,000円は、当初を上回る電気柵補助金申請があったため増額するもの。質疑・意見では、青年就農給付金は2名ふえて、6名か、との問いに、交付金対象者2名増、所要要件により減額した1件分を差し引いた金額で、合計で6名との回答がありました。討論はありませんでした。

続いて、建設課関係所管事項であります。村道改良国庫補助事業は、交付金の内示額により901万9,000円を減額補正するもので、内訳は実施設計等委託料を1,740万円、失礼しました。1,740万4,000円減額、工事請負費を838万5,000円増額、道路改良起債事業の300万円の減額は、総務省から起債額300万円減の指示があったため、村道改良単独事業20万円の増額は、姫川サイクリング転倒防止工事をするものであります。

住宅費の国設住宅普及促進事業は、雪おろしが要らない住宅に対する補助に5件の申請があり、109万1,000円を増額するもので、内71万4,000円は県の支出金であります。災害復旧費は、7月25日に野平菅で局地的な雨が降り、村道の土砂が流れた2カ所の災害復旧費として5,833万円の増額。質疑・意見で、総務省からの300万円を減らせの理由は、との問いに、辺地債の額を下げるように、との指示があったと聞いている、との回答があり、村道改良国庫補助の減額理由は、では、予算は秋に要望し、要望の段階で当初予算に計上しているが、国は全国からの

要望を査定し、新年度内示に至るためとの回答。また、6月の補正でもよいと思うが、秋になるのはなぜか、との問いでは、工期を見通し、概算工事費に検討がつくので、めどが立ってきた段階で補正をさせてもらっているとの答弁でした。

また、村道改良事業の内容についての質疑あり。舗装の予定は、消防署の前、オリンピック大橋の歩道の補修、ウイング21のボックスカルバートの修繕、橋梁の修繕の設計を行っている、との答弁がありました。サイクリング道路の転倒防止策の場所についての質疑では、グリーンスポーツつり橋から飯森に向かう姫川の右岸との回答でした。国庫補助事業の減額を請負事業者へ伝えるのか、との問いに、4月に内示があった段階で発注を抑えているので、既に発注したものを減額するものではない、との答弁がありました。

続いて、観光課関係所管事項であります。観光総務費46万2,000円の増額は、8月3日から6日の2日分の旅費で、羽田北京間の航空運賃と北京と河北省の鉄道運賃、北京2泊、河北省1泊分。修繕費11万円の減額は、塩の道が東日本文化財団の地方文化事業の支援として承認され、東日本財団が60万円助成し、村が11万円を白馬村塩の道街道整備事業実行委員会に負担し、おかるの穴上部の修復と、看板2カ所を修繕するよう組みかえるもの。21観光戦略事業650万円の減額は、白馬シャトル実施分を地方創生推進交付金の交付対象として振り返るものであります。

質疑・意見では、訪中目的を問われ、県の訪中事業で、山ノ内町、白馬村、小谷村、大町市が参加。新潟県との合同で、約350名が参加し、スキーのプロモーションを北京で行った。オリンピックに向けての支援を河北省、スポーツ省、中日友好協会の方々と懇談。長野県として、北京オリンピックの応援、スキー選手、指導者の育成の確認を行ったとの回答がありました。各課の審査終了後、全体を通した討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第50号令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、上下水道課であります。議案第44号 47号 48号は、全て消費税にかかわるもので、水道料がもとなるため、まず議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について、から説明し、続けて議案第44号 議案第48号と、三つを一括説明したい旨の申し出があり、異議がなかったため、許可いたしました。まず、議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について、であります。第14条以下は、上位法である水道法の改正により、指定給水装置工事事業者登録が5年後との更新制となったことによる、更新時の手数料を定めるもので、新規登録の際、1万円の登録手数料を徴収。更新時においても同額の1万円を徴収することを定めるものです。附則の部分は、水道料金の算定料金となる検針期間の算定において、旧税率の8%が適用となる経過措置で、10月1日以前から継続して使用している水道料金の場合と、10月1日以降、初めて検針をして、確定される日が10月31日以降の場合の2通りの算定方法の説明を受けました。

続いて、議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例について、であります。先ほどの説明同様、消費税率の改定に伴う経過措置の取り扱いを定めるため、現行附則を改正するものであります。続いて、議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について、であります。消費税率の改定に伴う経過措置の取り扱いを、附則にて定めるもので、先ほどの説明同様、経過措置の取り扱いを定め、適用の際に必要なとなる1カ月の算定について定めるものであります。

以上、三つの議案説明の終了後、議案第44号の質疑・討論はなく、採決をしたところ、議案第44号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。引き続き、議案第47号の質疑・討論に入り、質疑・討論ともなく、採決をしたところ、議案第47号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。続いての議案第48号でも質疑・討論はなく、採決をしたところ、議案第48号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)、であります。条例、失礼しました。第2条の資本的収入額が資本的支出額に対しての不足する額を1億3,716万9,000円に改め、資本的収入の負担額を141万6,000円増額し、資本的支出の建設改良費を132万円増額するもの。第3条では、未収金の金額を3,136万6,000円に、未払金の金額を2,521万2,000円に改めるもの。負担金等は、区域外流入分担金3件分で、工事請負費は公共ます設置2カ所分であります。質疑・意見で、区域外流入の3カ所の問いがあり、切久保、深空、エコランドとの回答がありました。討論はなく、採決したところ、議案第52号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

産業経済委員会の報告は以上であります。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第44号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第45号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第46号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第47号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第48号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。議案第52号 令和元年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第50号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告のとおり、決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいまより、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番太田伸子決算特別委員長。

決算特別委員長（太田伸子君） 決算特別委員会の審査報告をいたします。

本定例会におきまして、決算特別委員会は9月4日から12日までの期間中、5日間にわたり決算に付随する議案第49号の1件及び認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件を審査いたしました。

各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、その他説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査行ないました。また、決算審査に係る現地視察は2カ所行ないました。

審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

これは、水道事業会計決算に係る議案で、剰余金7,643万5,934円のうち、7,000万円

を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑、討論はなく、議案第49号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算の概要について、歳入は70億5,235万2,983円で、前年度比5億9,893万940円、9.3%増です。歳出は69億7,769万9,078円で、前年度比7億6,232万2,749円、12.3%増となり、形式的収支は7,465万3,905円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,033万1,000円を差し引いた実質収支は6,432万2,905円です。実質収支のうち、3,300万円を財政調整基金へ積み立て、残金3,132万2,905円を令和元年度へ繰り越ししています。

一般会計歳入歳出決算認定についてです。

次に、財政構造については、標準財政規模は34億7,201万1,000円で、前年度比1,740万3,000円の減。財政力指数は0.452%で、前年度比0.005ポイントの増。経常収支比率は81.2%で、前年度比4.6ポイントの増。平成30年度末の財政調整基金残高は6億4,773万315円、減債基金残高は2億1,699万6,189円となっております。

一般会計の地方債残高は70億3万8,374円で、前年度比11.2%の増です。学校給食センター建設事業、道路新設改良事業などの借入額が伸びたことにより、平成29年度に引き続き増額となっています。

実質公債費比率の3カ年平均値は9.9%で、単年度数値では11.3%と増加しています。

また、将来負担比率は65.4%で、前年度比29.2ポイント増となり、増加した要因として、新規発行債による地方債残高の増と基金残高の減によるものです。

次に、審査において質疑、意見は次のとおりです。主なものを各課ごとに報告いたします。

総務課関係では、将来負担比率は65.4%、第5次総合計画のKPI目標値を30%としているが、倍になっているが大丈夫かという質問があり、県に相談したが、問題ないとのことだった。将来負担比率は地方債の現在高に影響ある数値であるので、地方債の借り入れには気をつけたいと思うと答弁がありました。

公債負担比率も3カ年では9.9%で下がっているが、単年度は11.3%でふえている。単年度としては負担が大きくなってきており、将来大丈夫かと思うがという質問があり、個別の公共施設の更新計画、図書館複合施設もあるので、普通建設の事業費は平準化していく。予算編成に向けてやり方を一新していく考えであると答弁がありました。

グランピング関係については、ハード事業についても地方交付税の措置となったと聞かすが、ハード事業交付税措置は何割だったのか。それは5年間継続されるのかという質問があり、ソフト事業と同じで10分の8、5年の確約はない。令和元年度は継続されるだろうとのことであると答弁が

ありました。

企業版ふるさと納税で、ふるさと人づくりを行なうが、事業内容はこの質問があり、国の地域再生計画で認定を受けて、法人から200万円の寄附をいただき、村費200万円を支出し、400万円を基金化した。使途は、法人より人材育成で使用してほしい趣旨があったので、白馬高校卒業生の奨学金の補助をしていくこととしているという答弁がありました。

税務課関係では、徴収率は全ての項目で前年度よりアップしている。納付環境の整備も必要で、平成27年からクレジット決済を開始しているが、今後コンビニ収納、電子決済、窓口でのクレジット対応も検討していきたいと執行部より説明がありました。

裁判所予納金の件数と予納金の内容はこの質問があり、相続財産管理人を選任するに当たり裁判所に予納するもので、平成30年度は2件、1件につき100万円を納めるものであるが、1件は100万円以上が見込める案件のため、100万円が免除されたと答弁がありました。

農政課関係では、農地パトロールを実施しているが、耕作放棄地は再生利用可能9ヘクタール、再生利用困難15.3ヘクタールとなっている。それぞれ今後どうしていくのかという質問があり、再生利用可能な農地は認定農業者に相談しながら少しずつ解消していきたい。再生利用困難な農地は、ふやさないよう現状維持を保ちたいと答弁がありました。

多面的機能支払交付金事業は、地域や担い手が主体となって行なっているが、畦畔管理がままならない保全会があるが、対策は講じているのかという質問があり、聞き取り調査は行なっているが、今後現場を回ってチェックしたいと答弁がありました。

奈良井湿原の業務委託の内容はこの質問があり、草刈りが89万6,400円、カメムシ防除が22万1,400円、景観作物が7万円の合計118万7,800円ですと答弁がありました。

青年就農給付金事業の売り上げが達していない2者の新規就農者へは、どのような指導を行なったのかという質問があり、精査した中で再度計画を出してもらい、農業普及センターも来て現地指導をしていると答弁がありました。

健康福祉課関係では、免許証の自主返納者にデマンドの利用回数券の発行は1回限りである。健康福祉課として公共交通を充実するため、総務課に意見を上げていただきたいがという質問があり、運転経歴証明書を提出していただければ、デマンド利用回数券を半額で販売していると答弁がありました。

住民課関係では、ごみ収集小規模ステーションはみそら野区で8カ所、めいてつで6カ所あるが、これからもふやしていくのか。それとも、大きな集積場にしていきたいのかという質問があり、めいてつ区は不足しているとは聞いていない。みそら野区は遠くまで持ち込むのが難しいという区の考えもあり、今後も推進していきたいと考えている。集積所のある地区でも小規模ステーションを併用することも考えていると答弁がありました。

観光課関係では、地域未来投資促進法を利用した官民一体の地方創生推進交付金事業は、白馬村

観光局が行なうアプリケーション作成事業に交付金1,500万円、村が1,500万円、ハード事業では八方尾根開発株式会社が行なう北尾根高原グランピング事業、総事業費1億3,035万2,958円のうち、国の交付金3,000万円、特別交付金2,400万円、村負担金600万円、八方尾根開発負担金は7,035万2,958円、株式会社スノーピーク白馬が行なうグランピング商業観光拠点施設設計業務と本体工事、平成30年度分総事業費1億2,614万4,000円のうち、国の交付金2,500万円、特別交付金2,000万円、村負担金500万円、スノーピーク負担金は7,614万4,000円と説明がありました。

観光地経営会議、BCP研究会、観光地経営計画時代から日本交通公社を使っているが、なぜ使い続けるのか。また、かなりの費用をかけているがという質問があり、観光地経営計画は策定段階から日本交通公社にかかわってもらっている。策定過程がわかっているので、観光地経営計画にかかわっている。BCP研究会は、日本交通公社からの提案事業でもあったため、共同研究ということで進めている。観光地経営会議の支援もあるが、データ不足や精査不足を指摘されている部分で冬期、グリーン期の調査をご協力いただき継続している。また、経営会議の中で進捗状況の評価を行政と委員からしてもらい、調査と評価を組み合わせながら地域計画の見直しを行なっていくと答弁がありました。

グランピングアクティビティ事業は、未来投資促進法に基づく地域未来牽引企業が地元の索道2社だから認めたが、いつの間にかスノーピークにかわっていた。これは観光局のソフト事業とスノーピークになる。これからは、観光局のソフト事業とスノーピークになるが、国に対して問題はないのかという質問があり、国に対しては問題はない。企業誘致の観点で認識に変化はない。白馬観光開発にはフィフティ・フィフティでやっていただきたと申し入れていると答弁がありました。

建設課関係では、除雪事業の無散水施設の電気料金の場所はあるという質問があり、無散水の井戸は5カ所、八方集落に2カ所、和田野に2カ所、ウイング21の国道をくぐる場所の5カ所と答弁がありました。八方集落内の新設道路は、半分は融雪で半分は融雪になっていない。これからは除雪や雪出しも考えられるが、全部融雪道路にした場合との比較はどうなのかという質問があり、電気料と除雪費の対比はしていないが、無散水施設のパイプ敷設の初期投資に数千万円の費用がかかる。かつて佐野坂に無散水を行なったが、電気料がかさんだ経過を踏まえ、無散水は断念したと答弁がありました。

教育委員会教育課では、児童生徒と保護者の幅広い相談を行なっているが、相談員2人で対応できているのか。また、カウンセラーの費用はあるという質問があり、相談は11日間、3校で21回、73時間相談を行なった。不登校児童などの保護者のカウンセリングも行なっている。県のカウンセラーもあり、3名で何とか対応できている状況。カウンセラーの費用は、県のカウンセラーの単価としていると答弁がありました。

白馬北小学校北校舎の漏水改修工事費421万2,000円の工事に対して、128万円の設計監

理業務委託料は、結構な金額だと思うがという質問があり、工事に対しての設計監理委託料ですと答弁がありました。

教育委員会子育て支援課では、子育て世代包括支援センターの相談員2名には、相談があるのかという質問があり、就学支援委員会や学校、高校との橋渡しを行なっている。相談件数は256件で、前年比183件増となっている。関係機関との連携調整もあるので、仕事量からすると負担が大きいと答弁がありました。

要保護児童対策では、虐待件数4件とされているが、予算をかけていないが、またその後の経過はという質問があり、職員で対応している。昨年度は4件だが、引き続き継続案件もあり、関係機関と連携し対応していると答弁がありました。

教育委員会生涯学習スポーツ課では、各種スキー大会負担金で全日本クラスの大会に地元負担金を出さなくてはいけないのはなぜかという質問があり、委託金の中で事業を開催できればよいが、スポンサーもつかない状況にある。長野オリンピックの競技施設があるのでやっていきたい。長野県スキー連盟にも負担は求めているが、なかなかつかないと答弁がありました。

伝統的建造物群保存地区の観光資源活用をどう考えているかという質問があり、建物の修理はほぼ終わってきている。地区にもアンケート調査を実施している。文化庁も文化財等の公開を研究しているが、大量のお客さんが訪れるのは難しいと思っているとの答弁がありました。

上下水道課では、合併処理浄化槽整備事業は、下水道区域外地域における合併浄化槽の補助31基と説明がありました。

5日間の審議と現場視察を終え、全体討論に入り、反対討論として平成30年度予算をつくるに当たり、予算案の項目変更を行わずに予算を提出した。私は予算案そのものに反対した。6月議会では村長、副村長、教育長の給料の変更に対する修正案も出している。12月は議員及び特別職職員の人事院勧告にも反対している。急な事業も村の中でやらざるを得ない状況で、一般会計を使いながら行なっている。30年度のやり方を考えてほしいということを込めて反対。

賛成討論として、積極的な賛成ではない。決算は使ったお金なので、反対してもしょうがない。使い方が正しいか次の年度に生かすということで監査的な意味で決算審査があると思う。昨年度の予算規模が70億、ことしも64億と大きな予算規模になっている。村は財源検討で場合によっては村民に新たな負担を求めるならば、身を切る改革は必要で、スクラップすべき事業はあると思う。コンサルの委託料もそうだが、例えば伝建も幕引きの時期に来ているのではと思う。予算が出てくれば、議会としても修正議案を上げるようなこともしていきたいと思っている、スクラップすべき事業の精査を行政もしていつてもらいたいという討論がありました。

審査に入り、認定第1号は委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につい

てであります。

決算の概要については、歳入決算額は11億2,084万3,005円で、前年度比2億7,711万9,306円の減、歳出決算額は10億8,091万9,496円で、前年度比2億7,400万1,497円の減です。

平成30年度から国民健康保険事業の運営が村から長野県に移行になったことから、県からの給付費等の必要経費分を含む交付金7億1,230万8,461円が交付され、歳出では国民健康保険事業費納付金3億1,423万7,218円を医療分、後期高齢者支援金分、介護給付分として県に納付となっています。

また、不納欠損額610万6,530円計上されています。

歳入歳出差引額並びに実質収支は3,992万3,509円で翌年度へ繰り越され、基金保有額は1億6,218万4,341円でした。

質疑に入り、国保税の不納欠損の人数はという質問があり、国保税不納欠損は44名で、外国人が大半であると答弁がありました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は8,963万5,233円で、前年度比717万9,575円の増。うち保険料は6,598万5,700円で、還付未済額1万6,500円と未収金42万6,600円があり、徴収率は99.38%であります。

歳出決算額は8,948万2,793円で、前年度比724万6,868円の増でした。後期高齢者医療の保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であることから、歳出の主なものは広域連合負担金8,783万4,022円で、前年度と比較して746万8,055円の増です。これは保険料徴収の伸びに伴うものであります。

慎重審査の結果、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は8億3,667万7,132円で、前年度比9,621万4,925円の増で、一般会計繰入金は3,935万8,000円、浄化センター施設更新事業に伴う国庫補助金4,440万円の増が主なものです。

歳出決算額は8億2,348万1,634円で、前年度比8,657万3,253万円の増で、汚泥脱水機監視制御設備の更新事業によるものです。

質疑に入り、水洗化率を上げるために何かをやっているのか、また法律で下水道区域になって3年以内に接続となっていたのではという質問があり、非水洗化の家庭には通知、戸別訪問をして水洗化率を上げたい。接続については速やかにということで、努力目標的な表現になっていると答弁がありました。

地方債残高が約44億あり、返済は大丈夫かという質問があり、本会計においても一般会計からの繰り入れが大きい。そのほとんどが償還に当たる。歳出の抑制ということで浄化センターの更新事業を実施しているが、事業の平準化により抑制を考えていきたいと答弁がありました。

討論はなく、認定第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第5号平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は357万7,464円で、主な歳入は、繰越金259万3,000円と使用料920万960円などです。なお、使用料に収入未済額はありません。

歳出決算額は356万7,379円で、公債費、施設維持管理費が主なものです。

質疑、討論はなく、認定第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第6号 平成30年度白馬村水道事業会計歳入歳出決算認定についてです。

収益的収入は、水道事業収益が3億3,491万8,873円で、前年度と比較して1,214万7,732円の増。収益的支出は、水道事業費用が2億5,755万1,169円で、前年度と比較して1,452万7,625円の減。特別損失として、過年度損益修正損71万4,780円の決算額です。

資本的収入は1,658万3,113円で、前年度と比較して503万198円の増で、工事負担金、出資金の増が主な要因です。資本的支出は1億113万4,331円で、前年度と比較して1,034万8,735円の増で、委託料の増が主な要因です。資本的支出において8,455万1,218円が不足することになったが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万2,860円と、過年度分損益勘定留保資金8,243万8,358円で補填しています。

質疑に入り、未処分利益剰余金は平成29年に比べ2,500万円ほど多い。主な要因は何かという質問があり、口数もふえており、給水収益が上がっている。更新工事や修繕工事が進んでいないことが実態と答弁がありました。

建設改良資金を4億2,000万円積み立てているが、使途の考えはという質問があり、洗い出しをしたが詳細の更新計画は策定中である。耐用年数を越えたもの、重要な路線は幹線管路として優先的に更新していきたい。

二股上水道は、昭和54年からつくっているが、昭和56年から耐震基準が大きく変更している。

適切なタイミングで耐震診断を行ない、改良が必要と考えている。水道事業は厳しいと思われ、水道料金の値上げも避けては通れないと思われると答弁がありました。

討論はなく、認定第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第49号と認定第1号から認定第6号までの採決の方法は、起立によって行ないます。あらかじめ申し上げます。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第49号 平成30年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。最初に、原案に反対の方の発言を許可します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行ないます。

私は、昨年3月定例会において、議会費の多目的トイレの併設と洋式トイレの改修工事に異を唱え、平成30年度白馬村一般会計案に反対いたしました。結局、この工事は行なわれませんでした。9月定例会での村長を初めとする特別職の給与改正の修正案に賛成し、原案に反対、また、12月定例会での人事院勧告による給与の改正に反対いたしました。

ことし4月に答申を出した観光振興のための財源確保検討委員会の資料、白馬村財政の今後の見通しによれば、今後30年間の財源不足見込み額は、年間1.5億円であり、施設の更新や新規事業、観光経営計画の戦略に取り組んでいくには、新たな財源が必要不可欠とうたっています。

そんな中、過去5年にわたり我々議員の報酬を含む特別職、一般職の報酬、給与を上げ続け、平成26年に発生した神城断層地震の災害復興が終わっているにもかかわらず予算規模は大きく、今回の歳出は当初予算60億4,700万円を大幅に上回る69億7,769万円にもなりました。

同僚議員は、決算特別委員会の討論で次のように述べております。「観光財源の確保のための検討委員会を開いて金がないと言いつつ、片方では歳費を上げる。条例を改正して特別職の給料を回

復する、村民に対しての説明責任を含めしっかりやっていない。急な事業も一般会計を使いながら行なわないといけない状況。観光財源に金がないない立ちどまって考える時期だ。今までのやり方を変えてほしいという思いを込めて反対」、私も全く同感であります。

せめて住民向けに発している言葉と実際にやっていることにそごがないよう、村民からは「役場のしょうは一生懸命やってくれているで、俺たちも協力するだ」そんな言葉を口にするような、したくなるような行政運営をしていただきたい。

同僚議員の思い同様、変えてほしいという意味を込めて反対いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 平成30年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ては、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 平成30年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から議案提出の申し出、同意案件の申し出、総務社会委員長から発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議すること
に決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 議案第53号から日程第5 議案第55号までは会議規則第
39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたし
ます。

この採決は挙手によって行ないます。日程第3 議案第53号から日程第5 議案第55号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、日程第3 議案第53号から日程第5 議案第55号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することが可決されました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第3 議案第53号 損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第53号 損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、議案第53号 損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、スポーツ事業実施に起こりました損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

概要は、昨年度体力年齢向上プロジェクトとして開催しているスポーツ教室参加者募集に関し、インターネット及び紙媒体上でボクササイズの用語を含む記述を無許可で公表したことにより、相手方の保有する商標権を侵害したものです。

和解金の額は3万円で、相手方は議案書記載のとおりでございます。

和解の内容は、和解の額を3万円とし、今後ボクシング式有酸素運動その他のスポーツまたは知識の享受、その他の営業において名目理由を問わず、ボクササイズの用語を表記に含む記述の公表を行なわないことを確約し、和解金の支払い完了により、相手方はこれまでの当該商標権侵害に係る損害賠償請求権を放棄するものです。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第53号 損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第54号 工事請負契約の締結につきましてご説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、白馬村防災情報配信システム整備工事、2、契約金額、2億7,830万円、3、契約の相手方、松本市深志1丁目2番11号、株式会社日立国際電気長野営業所所長、本間匡。

本契約につきましては、無線機器のスプリアス規格の変更に伴い、既存防災行政無線の設備更新を行なう必要が生じ、また昨今の情報伝達手段の多様化に対応するため、防災情報配信システムの更新を行なうものです。

採用するシステムについては、最新の知識を有し、また情報通信技術に精通している民間事業者から提案をいただき、本村が要求をする基本的な水準を示し、最適なシステム方式を採用し整備をするものでございます。

本契約に当たり3社から提案がされ、設計整備工事及び保守をプロポーザル方式による1次審査、2次審査を行なった結果、株式会社日立国際電気長野営業所となりましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番丸山勇太郎です。議案第54号 工事請負契約の締結について質疑します。

初めに、大変期待する事業ではありますが、技術提案書にあり得ない提案があります。1つとして、屋外拡声子局を15カ所とするとあります。村内に30の行政区がありながら、15カ所で済むわけがありませんし、観光地でありながらスピーカーの能力を上げ過ぎて、子局を少なくして1カ所から余りに強大な音を出すことには問題があります。子局の設備費だけで9,000万円であり、こういった提案に基づく見積もりでは大幅な増高になる可能性があります、その点を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず、屋外拡声子局15局についてでございますが、これにつきましては、審査時においても質問事項として出させていただいております。

この提案のコンセプトといたしましては、1つ目、1点目ですけれども、指定避難所をカバーするため、国道を中心とした人口密度の高い場所については減らしてはいない。

2点目、音達エリアを拡大するため、高性能スピーカーやストレート型スピーカーを増設することにより、撤去エリアをカバーをする。

3点目、国の防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会によりますと、屋外子局につきましては、大雨等の天候や建物の構造等により、屋内にいる住民等に聞こえにくい場合があるといったことが示されております。

これは、過去の災害の反省点からも、戸別受信機を全戸設置としているものであります。

このようなことから、屋内に全戸戸別受信機を整備することが有効というふうにされております。

なお、今回使用いたします高性能スピーカー等は、近くの音量を抑え、広いエリアへ音をクリアに届けるというものであります。これは、従来型は球面上に音が広がるのに対し、垂直方向の広がりを抑え、近隣へ騒音が鳴りにくいといった特徴を持っているということでございます。

また、遠方に対しては、音量減衰が比較的少ないため、狙ったエリアへクリアに届けるということがこの機器の特徴でありますので、子局周辺への音量の影響というものは少ないものとされております。

次に、事業費の増高についてでございますが、公募型プロポーザルの実施要領において定めました上限額以内の提案金額でありますので、原則技術提案書に基づきこの契約金額の範囲内で納めることとしておりますが、今後の詳細設計においては、協議をさせていただく部分があるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質疑はありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 丸山です。宅内機でカバーするという今答弁でございましたが、同じく技術提案書には、その宅内の戸別受信機は全戸配布するとして、その数3,765式とありますが、何の根拠もない数字です。というのも、白馬村は防犯・防災の対象とする戸数を今もって正確に把握していません。そして、村は他の施策にとっても重要なこの分母となる数字の把握に努めていません。

住民票を置かずに生活する世帯が多くある中で、この数字はどこから来ているのか、そしてどのようにして本来配るべき戸数を正確に把握するのか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

戸別受信機の全戸配布の数値についてであります、本事業における村の要求仕様書において戸別受信機の数を示している数値が3,800でございます。提案書では、この数から避難所用、スキー場等への連動用を引いた数値が3,765という数値で提案をしているわけであります。

まず、全戸配布の基本につきましては、住民基本台帳に基づく世帯数を基本としております。したがって、住民票を置かずに住んでいる方については、本事業の設置対象とはしてございません。

そして、3,800の根拠につきましては、仕様書で示しました直近の世帯数で申し上げますと、本年5月末現在で世帯数が4,004世帯、このうち、白嶺または白馬高校寮生といった数でいくと、約150世帯。

地区担当総括職員及び集落支援員による住民課のほうから提出をしていただきました全世帯名簿から判断できる複数同居世帯、この数を減じた世帯数の数値というのは、約3,670世帯です。

この数値の中には、アパート等の世帯数760世帯も含まれているというものであります。このアパート等の数値につきましては、流動性が高いということからも、村としては仕様書において定めた3,800戸で足りると判断をし、提案書の数値3,765についても、問題がないものと解したということでございます。

次に、数値の把握につきましては、先ほどの全世帯リストから現在の戸別受信機の配布世帯を施設設備の管理台帳上で確認をし、これ以外の世帯主に対して郵送等により、複合同居世帯を確認の上、戸数について調査をするという予定でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質疑はありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 今回のような大型議案につきましては、追加議案ではなくて、ちゃんとした委員会付託の議案としていただいたかったものであります。

そういったことから、2点の質問をさせていただきましたが、工事請負金額2億7,830万円は、今後変更になる可能性は含まれていると考えておりますけれども、この額を固めない限り、2年度にまたがって行なう際の債務負担行為は起こせないのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

契約金額につきましては、原則として今回採用いたしました技術提案方式のプロポーザルを行なって選定をした以上、各項目での増減はあろうかとは思いますが、現在の契約金額内に納めるべきというふうに考えております。

最後に、2年度にまたがって行なう債務負担行為についてでございますが、ご質問の起こせるかについて、法律上の解説をさせていただきます。

まさか職員時代に総務課経験豊富な議員に説明するとは思いませんでしたが、地方自治法第214条では、歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならないと規定をしております。

債務負担行為とは、予算の内容の一部として議会の議決によって設定をされますが、歳出予算には含まれておりません。債務負担行為はあくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

したがって、現実に現金支出が必要となった場合には、改めて歳出予算に計上しなければならないというものであります。

繰り返しになりますが、予算の内容の一部をなすものでございますが、債務負担行為は歳出予算には含まれない、つまり債務負担行為とは支出の原因となる契約等の債務を負担するだけの権限に基づく行為であって、現金支出を必要とするときには、改めて歳出予算に計上をしなければならないということです。

このように、平成31年度当初予算書の第2表債務負担行為として、平成32年度までの期間で限度額設定も認めていただいておりますので、今回の債務負担行為については手続として問題ないと解しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、原案に反対の方の発言を許します。丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 丸山勇太郎です。議案第54号 工事請負契約の締結について、反対の討論をします。

私としても大変期待する事業であります。3社からの技術提案書に基づき、専門家を交えての審査した過程を認め、最も点数の高かった社を請負業者とすることに異議はございませんが、技術提案書には屋外子局を現在の半分にも満たない15カ所とするというあり得ない提案があり、それを見直すことになる可能性は十分にあります。

便利なスマホへの配信がそれをカバーするがごとく考えてのことかと思いますが、スマホを持たない人間はもちろん存在しますし、先日の台風で千葉県では、いまだに多くの世帯が停電していますが、こういったブラックアウトでは、スマホ自体が使えなくなることは、今回の台風のみならず、北海道地震でも起きたことでした。

観光客、スマホを持たない老人や子供、スマホを家に置いて外で作業する者、有事の際にあらゆるシチュエーションで白馬村にいる全ての者に情報を届ける基本となるのは、今後も長寿命バッテ

リーを備えた屋外拡声子局であり、子局の数は大幅に見直しをかける必要があります。

加えて、宅内受信機の数も真に配るべき戸数を正確には把握できていないことから、提案書に基づいて算出されたであろう請負契約金額は大きく変わる可能性があり、村民の安心・安全のための大変高額かつ重要な大型事業なだけに、仕様の見直しと金額の精査が必要なことから、この議案には反対します。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。議案第54号 工事請負契約の締結について、原案について賛成の討論をさせていただきます。

本契約については、防災無線のデジタル化に伴う入札により工事請負契約を結ぶもので、本年度当初予算の執行業務であります。防災無線は、設置から27年が経過し、老朽化が大変進んでおります。地域住民からは、屋外スピーカーから発せられる情報が聞き取りにくい、屋内子機に無線の傍受ができない、スマートフォンのアプリに対応してほしいなどなど、時代に即したスピーディに情報が伝わるシステム等欲しい要望が多数出ていました。

新防災情報発信システムは、アナログ無線からデジタル無線へ更新、広域消防との連携、スマホアプリへの対応、一斉メール配信、多言語化への対応など、最新のシステムであります。最近の日本各地における地震や気象災害を鑑み、村民益に十分応えていくだけの内容となっております。速やかに工事を進めていただくことをお願いし、賛成するものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第54号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多 数 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第55号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第55号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第55号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,650万2,000円とするものであります。

4ページ、下段の歳出明細をごらんください。9款5項1目保健体育総務費、保健体育一般事業3万円の増額は、議案第53号でご説明申し上げました損害賠償事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて、白馬村がボクササイズの商標権の侵害をしている事実が確認され、この和解金によるものです。

4ページ上段の歳入明細をごらんください。この歳出に伴う財源につきましては、同額9款1項1目普通交付税を充てることとしております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。議案第55号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6、同意第3号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、同意第3号は委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することが可決されました。

△日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第3号 教育委員会委員の任命について、次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、北安曇郡白馬村大字北城12304番地、氏名、田口令子、生年月日、昭和35年1月

1 日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。この採決は起立によって行ないます。

同意第 3 号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第 3 号は原案のとおり同意されました。

△日程第 7 発委第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第 7 発委第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第 2 番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 発委第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、請願第 4 号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。内容は、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元することです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第 5 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 8 発委第 6 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第 8 発委第 6 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第 2 番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 発委第 6 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を

近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書、請願第5号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりです。

内容は、僻地手当及び僻地手当に準ずる手当の支給率を、僻地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる総体的僻地性が一層拡大している実情を十分把握し、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すことです。

なお、提出先は長野県知事です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 発委第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 発委第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書、請願第6号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりです。

内容は、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるため、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行なうこと。

2つ目として、国の複式学級の学級定員を引き下げることの2項目です。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長(丸山勇太郎君) 発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書、陳情第13号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりです。

内容は、1つとして私立高校への就学支援制度の拡充並びに経常経費の補助の増額を行なうこと。2つとして、私立高校の教育条件改善のために、施設設備費の補助を行なうこと。3つとして、私立高校の保護者負担の軽減を図るための学納金の補助を行なうことの3項目です。

なお、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第8号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所

管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１３ 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１３ 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了しました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和元年第３回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月４日に開会し、本日までの１７日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして、今回の定例会は、特に決算議会として慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、一般質問におきましては、議員各位からいただきましたご意見、ご提言等につきましては、その対応に十分留意をして、今後の村政運営に努めてまいります。

平成26年11月22日に発生をいたしました長野県神城断層地震から5年がたとうとしております。震災発生直後の混乱の中で、消防団員や自主防災組織を初めとする多くの方々が、みずからの危険を省みず人々の救助や防災活動に従事をしてくださった姿を忘れることができません。

そして、多くの建物被害が発生をいたしました。地域に住宅を再建をするなどにより、これまでどおり住み続け、かつての生活を取り戻すことで地域社会は持続可能となりました。

しかしながら、時間がたつにつれて当時の記憶が少しずつ薄れつつあることも否定できません。ことしは震災から5年という節目の年であり、これらの災害で得た経験と課題を踏まえ、来月5日には白馬村総合防災訓練を開催をする予定であります。改めてこの訓練を契機に、今後の自然災害に備え、災害対応力の一層の強化を図りたいというふうに考えております。

また、本日議決をいただきました防災情報配信システム整備工事ではありますが、この新たなシステム構築と運用に向けては、2年間をかけて整備をすることとなりますが、住民はもとより観光客に対しても、しっかりと情報提供等ができるよう、防災・減災の新たな取り組みとして整備を進めてまいります。

実りの秋を迎え、取り入れも始まりますが、議員各位におかれましては、健康には十分留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のためにご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶といたします。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、令和元年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 0時22分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 9月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員